

令和4年度(2022年度)

博士論文

公正価値と資産除去債務に関する研究

—原子力発電施設解体引当金との関係において—

主査	近田 典行	教授
副査	今林 正明	教授
副査	伊藤 利佳	教授

目白大学大学院

経営学研究科 経営学専攻

学籍番号 1993201

氏名 平岡 憲道

目次

第1章	はじめに	1
第1節	本論文の目的と問題意識	1
第2節	本論文の構成	2
第2章	米国会計基準の公正価値	3
第1節	先駆となった米国会計基準	3
第2節	米国における公正価値の測定	3
第3節	米国における公正価値の開示	8
第4節	測定と開示にみる意思決定有用性	10
第3章	国際会計基準の公正価値 —米国会計基準との収斂—	12
第1節	会計基準制定と世界金融危機	12
第2節	国際会計基準制定の背景と経緯 —世界金融危機のインパクト—	12
第3節	自己の信用リスク	16
第4節	開示情報の拡大	18
第5節	会計基準見直しを経た公正価値の進化	20
第4章	公正価値の課題 —資産除去債務との関係において—	21
第1節	我が国における会計課題	21
第2節	我が国の取り組み	21
第3節	測定に関する課題 —資産除去債務の割引率—	23
第4節	開示に関する課題 —資産除去債務の開示情報—	25
第5節	説明責任の重要性	27
第5章	「資産除去債務に関する会計基準」	29
第1節	会計基準制定への異なる道筋	29
第2節	米国会計基準制定の経緯	29
第3節	我が国における会計基準制定の取り組み	33
第4節	日米間における会計基準の差異 —公正価値と負債の測定属性—	37
第5節	公正価値の存在意義	42
第6章	原子力発電施設解体費の測定属性概念	43
第1節	資産除去債務の擬制	43

第2節	原子力発電施設解体引当金と資産除去債務の共存	43
第3節	測定属性概念からの乖離	49
第4節	「測定の混合」が会計に及ぼす影響	54
第5節	「測定の混合」と会計サイクル	57
第7章	おわりに	58
第1節	原子力発電施設解体引当金の意義と課題	58
第2節	原子力発電施設解体引当金の本質	58
第3節	電気事業会計と会計原則の相反可能性	64
第4節	公益企業としての電気事業会計	69
第5節	総括	74
参考文献		82

第1章 はじめに

第1節 本論文の目的と問題意識

本論文の目的は、「公正価値に関する会計基準」と「資産除去債務に関する会計基準」を原子力発電施設解体引当金との関係において、その意義と課題を明らかにすることである。

「公正価値に関する会計基準」は米国基準と国際基準でほぼ同じ内容のガイダンスを定めているが、我が国では公正価値に相当する時価について統一的なガイダンスを定めていない。欧米の会計基準に深く根づいている公正価値とは何か。歴史的な原価など同様の測定属性を意味するものなのか、それともより広い概念を意味するものなのか¹⁾。米国では公正価値が多くの会計基準書のなかで規定されており、夫々の会計基準の認識と測定に大きな影響を与えている。例えば、「資産除去債務に関する会計基準」も同様に、公正価値により認識・測定することとされている。

このように米国では資産除去債務の認識・測定に際し、公正価値により認識・測定する一方で、我が国は「公正価値に関する会計基準」を全面的に導入していないため、資産除去債務は現在価値で算定するとしている。この違いを単に評価技法の違いと捉え、それ以上は議論の必要なしと片づけてしまうことができるのか。

この違いには大きな理論的な背景や論理が横たわっているのではないかというのが最初の問題意識である。

また我が国では原子力発電施設解体引当金を「資産除去債務に関する会計基準」に基づいて認識・測定することとしているが、その測定にあたり、「資産除去債務に関する会計基準」で規定している測定手法が通常の測定の場合と異なっている。

具体的には、資産負債の両建処理だけではなく、原子力発電施設解体引当金の負債科目を資産除去債務とし、費用計上は引当金の繰入とし、引当金と資産除去債務が共存するという奇妙な会計処理になっている。このような会計上の不整合が何故生じるのか、そうしなければならない意義は何かというのが次の問題意識である。

こうした問題意識に対する解答の手掛かりを得るために、我が国と米国の公正価値に対する考え方を突き合わせ、双方の「資産除去債務に関する会計基準」を考察する。その考察にあたり、電力会社が行う原子力発電施設解体費に係る資産除去債務の会計処理を素材とし、原子力発電施設解体引当金と資産除去債務の会計を考察することにより、そこから浮かび上がる会計の意義と課題を明らかにする。

¹⁾北村 [2014] は、公正価値を測定属性とは捉えていない。したがって、取得原価や再調達原価が公正価値を形成する場合もあれば、近年の利益に関する資産負債観のもとで要求されるように、正味実現可能価額や割引現在価値が公正価値として考えられる場合もある（北村、2014、p.1）としている。本稿も基本的に当該見解に沿ったものとしている。

第 2 節 本論文の構成

本論文は、第 1 章から第 7 章の構成である。本章は本論文の目的・構成を明らかにするものである。

第 2 章は、米国会計基準の公正価値について、測定および開示の観点からその内容を考察する。

第 3 章は、国際会計基準の公正価値について、米国会計基準との収斂という側面から、その基準制定の背景と経緯を世界金融危機との深い関連性に着目して考察する。

第 4 章は、公正価値の課題を資産除去債務との関係において、我が国の取り組みを概観し、測定に関する課題として割引率の観点から考察し、開示に関する課題として開示情報の観点から考察する。

第 5 章は、「資産除去債務に関する会計基準」について、基準制定の先駆けとなった米国の制定経緯と我が国の会計基準制定に向けた取り組みを概観し、双方の会計基準の差異を、公正価値と負債の測定属性の観点から考察する。

第 6 章は、原子力発電施設解体費の測定属性概念について、原子力発電施設解体引当金と資産除去債務の双方の観点から検討し、両者の共存に伴う不整合について考察する。

第 7 章は、原子力発電施設解体引当金の会計上の意義と課題を明らかにするため、原子力発電施設解体引当金の本質を、過去の議論の経緯に鑑みて、主に政府関係の資料等から探り、明らかにする。そして企業会計と電気事業会計の相反性について考察し、各章の考察から得られた知見を整理し、確認と検討を踏まえたうえで、本論文の結論を示して本論文全体を総括する。

第2章 米国会計基準の公正価値

第1節 先駆となった米国会計基準

「公正価値に関する会計基準」は、2006年9月に米国財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)から財務会計基準書第157号「公正価値測定」(以下「FAS157」という。)が公表され、2011年5月には国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)から国際財務報告基準第13号「公正価値測定」(以下「IFRS13」という。)が公表された。そしてFAS157とIFRS13の会計基準はほぼ同じ内容のガイダンスとなっている。

我が国では2009年8月に企業会計基準委員会(以下「ASBJ」という。)から「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」(以下「公正価値論点整理」という。)が公表され、我が国の会計基準等で定められた公正価値測定の考え方の整理および開示のあり方(対象や項目など)について検討を行うにあたり、公正価値の概念、その測定方法および開示に関する論点が示され、議論の整理が図られた。また2010年7月には企業会計基準公開草案第43号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準(案)」(以下「公正価値基準(案)」という。)及び企業会計基準適用指針公開草案第38号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「公正価値指針(案)」という。)が公表され、公正価値の考え方および財務諸表の注記事項としての公正価値に関する開示について、その内容が定められた。しかしこれら基準(案)と指針(案)は最終化には至らず、その後、2019年7月にASBJから、主に金融商品の時価に関するガイダンスおよび開示に関して「時価の算定に関する会計基準」(以下「時価算定基準」という。)が公表された²⁾。

本章は、第2節で「公正価値に関する会計基準」制定の先駆けとなった米国財務会計基準(以下「US-GAAP」という。)の「公正価値に関する会計基準」の測定について考察し、第3節では同じく会計基準の開示について考察する。

第2節 米国における公正価値の測定

米国ではFAS157が制定されるまで公正価値に関する異なる定義が存在し、その定義を適用するための指針が限られていた。またその指針は公正価値を要求する多くの会計基準書のなかで個々に規定され、それら会計基準書間で公正価値による測定に複雑性と不整合性をもたらしていた。したがってFAS157は、公正価値を定義し、US-GAAPのなかで公正価値を測定するためのフレームワークを設定し、かつ公正価値による測定に関する開示を拡大している。またUS-GAAP中の、本基準書の関連指針を簡素化し、かつ体系化する

²⁾ ASBJ [2017] では最終化に至らず検討が中断した理由が述べられている(ASBJ、2017、p.5)。

ことを目的としている(par.1)。つまり FAS157 は、すべての資産および負債について公正価値に関する指針に整合性をもたらし、公正価値の測定に係る均質性を高めることにより財務諸表の信頼性及び比較可能性を高めることを目的としている。なお FASB は、既存の US-GAAP を Accounting Standards Codification(以下「ASC」という。)に編纂し、ASC の Topic820「公正価値の測定 (Fair Value Measurement)」として規定している。

FAS157 は、「公正価値とは、測定日現在において市場参加者の間の秩序のある取引により資産を売却して受け取り、または負債を移転するために支払うであろう価格をいう。」(par.5)と定義している。つまり出口価格 (exit price) を定義しており、「交換取引において資産を取得するために支払った価格又は負債を引き受けるために受け取った価格」とする入口価格 (entry price) とはしていない。

評価技法については3つのアプローチを使用しなければならない。アプローチの内容は概ね以下のとおりである。

a. マーケット・アプローチ

マーケット・アプローチは、同一のまたは同等の資産または負債（事業を含む）を包含する、市場取引により生成される価格および他の関連情報を使用する。例えば、マーケット・アプローチに整合する評価技法は、多くの場合、同等の資産・負債から得られる市場の評価倍率を使用する。評価倍率は各資産・負債について異なる評価倍率の間に存在する可能性がある。適切な倍数の範囲のどこに区分されるかの選択には、(質的及び量的な) 当該測定に特有の要因を考慮した判断を要する。マーケット・アプローチに整合する評価技法には、マトリックス・プライシングを含む。マトリックス・プライシングは、主として負債証券を、もっぱら特定の証券の公表価格のみに依存せず、それに代えて他のベンチマークとなる上場証券と当該証券の関連性に依存して、評価するために使用する数学的技法である。

b. インカム・アプローチ

インカム・アプローチは、将来の金額（例えば、キャッシュ・フローまたは利益）を単一の現在の金額（割引後）に転換する評価技法である。その測定は、それらの将来の金額に関する現在の市場の予測が示す価値を基礎にする。当該評価技法には、現在価値技法、現在価値技法を組み込んだ Black-Scholes-Merton formula 及び2項モデル（格子モデル）などのようなオプションプライシングモデル、並びに特定の無形資産の公正価値を使用するために使用する複数期間超過収益法を含む。

c. コスト・アプローチ

コスト・アプローチは、ある資産の給付能力を取り替えるために現在要求されるであ

ろう金額（多くの場合、現在の取替原価という）を基礎にする。市場参加者（売り手）の観点から、当該資産について受け取るであろう価格は、同等の実用性を有する代替資産を取得しまたは建設するための市場参加者（買い手）にとっての原価（陳腐化に関する修正後）を基礎にして決定する。陳腐化には、物理的な品質低下、機能的（技術的）陳腐化、および経済的（外形上の）陳腐化を含み、かつ財務報告目的上（取得原価の配分）または税務目的上（特定の耐用年数に基づく）の減価償却より広範囲である(par.18)。

本基準書において「インプット」とは、広範囲に、例えば、（価格決定モデルなどのような）公正価値を測定するために使用する特定の評価技法に内在する技法および（または）評価技法に適用されるインプットに内在するリスクなどのような、リスクに関する仮定を含み、当該資産または負債の価格を決定するにあたって市場参加者が使用するであろう仮定をいう。インプットは観察可能であり、または観察不能であり得る。

a. 「観察可能なインプット」とは、報告事業体から独立して入手できる市場データに基づき設定した仮定であって、市場参加者が資産または負債の価格を決定する際に使用するであろうものをいう。

b. 「観察不能なインプット」とは、諸事情に鑑み入手可能な最善の情報に基づき設定した仮定であって、市場参加者が資産または負債の価格を決定する際に使用するであろう仮定を報告事業体が独自に仮定したものをいう。公正価値を測定するために使用する評価技法は、観察可能なインプットを最大限に利用し、観察不能なインプットの利用を最小限にするものでなければならない (par.21)。

公正価値の測定および関連する開示の整合性および比較可能性を増進するために、公正価値のヒエラルキー（階層）は、公正価値を測定するために使用する評価技法に適用されるインプットを 3 つの幅広い水準に優先順位をつける。公正価値のヒエラルキー（階層）は、同一資産または負債の活発な市場における公表価格（非修正）に最高の優先度（レベル 1）を、また観察不能なインプットに最低の優先度（レベル 3）をつける。複数のインプットを使用する場合には、重要なインプットのうち最もレベルの低いインプットに応じて公正価値のヒエラルキー（階層）を判定する。全体としての公正価値の測定のための特定のインプットの重要性を評価するにあたっては、当該資産または負債に特有の要因を考慮して判断することが必要である (par.22)。

当該資産または負債に適したインプットの利用可能性および当該インプットの相対的信頼性は、適切な評価技法の選択に影響し得る。しかし、公正価値のヒエラルキー（階層）は、当該インプットを評価技法よりも優先し、評価技法を優先していない。例えば、現在価値技法を使用する公正価値の測定は、全体としての測定にとって重要なインプットおよ

び当該インプットが入る公正価値のヒエラルキー（階層）中のレベルに依存して、レベル 2 またはレベル 3 となるだろう（par.23）。

レベル 1 からレベル 3 のインプットのうち、レベル 3 のインプットは、資産または負債の観察不能なインプットをいう。観察不能なインプットの使用は、観察可能なインプットが入手できない場合に限定しなければならない。測定日現在で当該資産または負債について市場活動がほとんどない状況がもしあれば、観察不能なインプットの使用が認められる。観察不能なインプットを用いる場合であっても、公正価値は市場参加者の観点からの出口価格であり、資産または負債の価格決定にあたり市場参加者が使用するであろう仮定（リスクに関する仮定を含む）に関する報告事業体自体の仮定を反映させなければならない。観察不能なインプットは報告事業体自体のデータに基づき設定することにあるが、状況に応じて入手可能な最善の情報に基づき導出しなければならない。観察不能なインプットを導出するにあたり、報告事業体は市場参加者の仮定に関する情報を入手するためにあらゆる可能な努力をする必要はない。しかし、報告事業体は、過度の費用および努力なしに、合理的に入手可能な市場参加者の仮定にかんする情報を無視してはならない。

それゆえ、市場参加者が異なる仮定を使用するであろうことを示す情報が過度の費用および努力なしに、合理的に入手可能である場合には、観察不能なインプットを導出するために使用する報告事業体自体のデータを修正しなければならない（par.30）。

このように 3 つのアプローチによる評価技法と 3 つのインプットは緊密な相関関係にある。企業は公正価値の認識および測定にあたり、これら 3 つのアプローチのうち最も適切なアプローチを選択しなければならない。また、観察可能なインプットと観察不能なインプットを適切に判断し、公正価値の認識および測定に採用しなければならない。

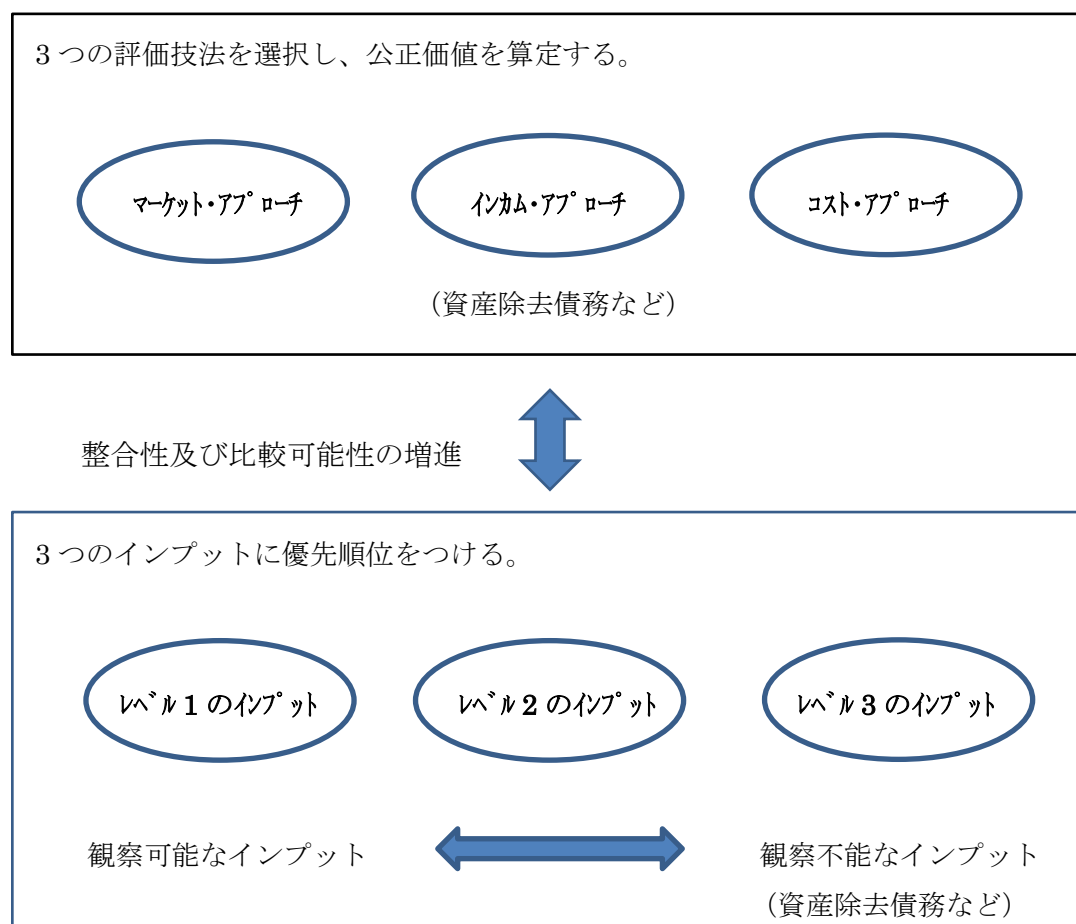
3 つのアプローチである、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチは各々全く異なる評価技法であり、測定属性の観点からも異なる。これは評価技法が単なる認識・測定の技術のみならず、これまで会計学が長く培ってきた測定属性の概念にも深く関わるのではないか。

例えば米国では古くから概念フレームワークおよび財務会計の諸概念により測定属性が論じられてきた。また我が国においても財務会計の概念フレームワークが討議資料として公表されている。

したがって「公正価値に関する会計基準」と「資産除去債務に関する会計基準」を考察するためには、概念フレームワークと財務会計の諸概念を改めて紐解く必要があるのではないだろうか。

なお FAS157 の測定を整理し、評価技法とインプットの相関関係を図示すると図表 1 のとおりである。

図表 1 評価技法とインプットの相関関係



(出所) 著者作成

資産除去債務の測定に伴う評価技法とインプットも密接な相関関係を有している。資産除去債務は通常、市場が存在しないため現在価値技法により測定される。また観察不能なインプットとして仮定に基づく見積りを要する。3つのアプローチとインプットのうち最も合理的であると考えられる選択がインカム・アプローチとレベル3のインプットとなり、仮定に基づく計上には開示の重要性も伴うものとなる。

FAS157はAppendix Aでレベル3のインプットの設例として当初認識時の資産除去債務を取り上げ、過度の費用および努力なしに合理的に入手可能な、市場参加者が異なる仮定を使用することを示す情報がない場合には、レベル3のインプットには、報告事業体自体のデータを使用して導出した、予測キャッシュ・フロー(リスクによる修正後)を含む。現在価値技法には、例えば、(1)無リスク利子率、または(2)当該負債の公正価値に関する報告事業体の信用状態の影響を予測キャッシュ・フローではなく、割引率に反映させている場合には、信用修正後無リスク利子率といったインプットとともに、レベル3のインプット

トを使用している。

資産除去債務の適用事例としては、原子力発電設備の解体義務、鉱山の土地の原状回復義務、借地に建てた建物の契約満了時点での撤去義務などが典型例であり、3つのアプローチのうち将来の金額を現在の金額（割引後）に転換する評価技法であるインカム・アプローチを採用することになる。また活発な市場が存在せず十分なデータが入手可能ではないことが多く、その場合「観察不能なインプット」を採用せざるを得ない。したがって入手可能な最善の情報に基づき報告事業体が独自に設定した仮定に基づき、その時点で予想される将来の除去のための支出額を見積り、現在価値技法により算定することになる。

第3節 米国における公正価値の開示

開示について FAS157 は次のように規定している。当初認識後の期間中に継続して公正価値により測定する資産および負債（例えば売買目的有価証券）について、報告事業体は、その財務諸表の利用者が、当該測定を導出するために使用したインプットを評価することを可能にする情報、および重要な観察不能なインプットを使用した、継続的な公正価値による測定値（レベル 3）については、当該期間中の当該測定値の損益（または正味資産の変動）への影響を開示しなければならない。当該目的を満たすために、報告事業体は、各期中期間および年次期間について（他の方法を規定するものを除く）、資産および負債の各主要区分について、別個に次の教法を開示しなければならない。

- a. 報告日現在における公正価値による測定額
- b. 全体としての公正価値の測定結果が区分される、公正価値のヒエラルキー（階層）のレベル。同一資産または負債について活発な市場における公正価値（レベル 1）、重要な他の観察可能なインプット（レベル 2）、および重要な観察不能なインプット（レベル 3）を使用した公正価値による測定額を分離する。
- c. 重要な観察不能なインプットを使用した公正価値による測定額について、期首および期末残高の調整。次に帰属させ得る当該期間中の変動額を区分表示する。
 - (1) 損益（または正味資産の変動）中に含まれる、利益または損失を分離した、当該期間中の（実現および未実現）利益または損失、および損益（または正味資産の変動）中に含まれた当該利益または損失が損益（または活動）計算書中のどこに報告されているかの記述
 - (2) 購入高、売却高、発行高および決済高（純額）
 - (3) レベル 3 へ、および（または）レベル 3 からの振替高（例えば、重要なインプットの観察可能性の変更による振替高）
- d. 報告日現在でまだ保有する資産および負債に関連する未実現利益または損失の変動額に帰属させ得る、損益（または正味資産の変動）中に含まれる、上述 c (1) の当該

期間中の利益または損失総額、および損益（または正味資産の変動）中に含まれる当該未実現利益または損失が損益計算書中のどこに報告されているかの記述

- e. 年次期間のみについて（四半期は不要）、公正価値を測定するために使用した評価技法および、もしあれば、当該期間中における評価技法の変更の説明（par.32）

当初認識後の期間中に、一時的に公正価値により測定する資産及び負債（例えば減損した資産）について、報告事業体は財務諸表の利用者が当該測定を開発するために使用したインプットを評価することを可能にする情報を開示しなければならない。当該目的を満たすために、報告事業体は各期中期間及び年次期間について（他の方法を規定するものを除く）、資産及び負債の各主要分類について、別個に次の情報を開示しなければならない。

- a. 当該期間中に記録した公正価値の測定及び当該測定の理由
- b. 全体としての公正価値の測定が入る、公正価値の階層の水準。同一資産又は負債について活発な市場における公表価格（レベル 1）、重要な他の観察可能なインプット（レベル 2）、及び重要な、観察不能なインプット（レベル 3）を使用した公正価値による測定額を分離する。
- c. 重要な、観察不能なインプット（レベル 3）を使用した公正価値の測定について、当該インプットの記述及び当該インプットを開発するために使用した情報。
- d. 年次期間のみについて、公正価値を測定するために使用した評価技法、及びもしあれば、前の期間中に類似資産及び（または）負債を測定するために使用した評価技法の変更の説明（par.33）。

本基準書の要求する数量による開示は、表形式を使用して表示しなければならない（Appendix A 参照）（par.34）とし、表形式というフォーマットにより比較可能性を高めることを意図している。

報告事業体は、本基準書のもとで開示する公正価値情報を、他の会計上の公式見解のもとで開示する公正価値情報（例えば FASB 基準書第 107 号「金融商品の公正価値に関する開示」）と結合することが、当該開示が要求される期間において、実務上可能な場合は、要求されないが、奨励される。報告事業体はまた、他の類似の測定値（例えば ARB 第 43 号第 4 章のもとで時価により測定する棚卸資産）に関する情報を開示することを要求されないが、奨励される（par.35）。

FASB は公正価値の測定に関する開示の拡大を支持しており、とりわけレベル 3 の開示拡大は財務諸表利用者に対して有用な情報を提供すると考えている。Appendix A の設例は、売買目的有価証券、売却可能証券、デリバティブ、ベンチャーキャピタル投資といった資産を例示しているが、負債についても同様の表を表示すべきであるとしている。また「開示する公正価値情報を他の会計上の公式見解のもとで開示する公正価値情報と結合することが要求されないが、奨励される。」ことは負債についても同様としている。例えば、資産除去債務のような非金融負債はレベル 3 のインプットを採用するため報告事業体（企

業)の仮定に依存する部分が多い³⁾。したがって「資産除去債務に関する会計基準」の公正価値情報と統合することが要求されないが、奨励されるような開示情報の拡大は重要な意義を有する。しかし「資産除去債務に関する会計基準」が規定する開示情報だけでなく、「公正価値に関する会計基準」が規定する開示情報も結合するとすると相当量の開示が求められるため、多くの企業にとっては事務的な負担となるだろう。

第4節 測定と開示にみる意思決定有用性

米国においては、「公正価値に関する会計基準」の測定について、具体的かつ詳細な評価技法を定めている。これは米国内で発展したファイナンスや経済学の影響が会計学にも及んでいるという見方もできよう。また米国で盛んにおこなわれる企業の買収や合併に伴いこれらの評価技法が活用されている側面もあると考えられる。とりわけ評価技法とインプットとの関係を整理すると、ことさらその感がある。また「公正価値に関する会計基準」の開示について、ヒエラルキー(階層)のレベル毎に詳細な開示内容を定めている。

会計実務を担う企業にとっては米国のようなあらかじめ定められたメニューから最適な評価技法を選択することができる。それは同時に測定の透明性を確保することにもつながる。また開示についても情報の透明性を図ることができる。これは財務諸表利用者の意思決定有用性に資するものである。また投資情報としても有用であろう。

一方で、事務的な負担は企業にとってコスト面などの負担を考慮すると重荷となる可能性がある。企業の側からは、測定および情報の透明性の確保と事務的な負担とのバランスをどのように図っていくかが重要な関心事になると思われる⁴⁾。事務的な負担は開示の作成コストとなり企業のみならず投資家に対しても負担を強いる可能性は否定できない。し

³⁾ 米山 [2010] は、公正価値情報の価値関連性について、レベル三の公正価値情報に関する価値関連性が相対的に低い事実は、レベル三に区分された資産や負債の公正価値情報が相対として信頼性を欠くことではない。当該情報の一部が将来キャッシュ・フローの予測や企業価値の評価に貢献することを積極的に支持する論拠を見出せないことにひきつけて説明することもできる。ガバナンスが強まるのに応じて、本業との関連が相対的に強いと考えられる、広く受け入れられた理論モデルが存在する資産や負債への投資比率が増し、その影響を通じてレベル三の公正価値情報に関する価値関連性が高まった、と考えることができよう(米山、2010、pp.607-609)とし、レベル3の公正価値情報の積極的な意義を説明しており同意できるものである。

⁴⁾ ASBJ [2017]によると、ASBJはIASBの情報要請に応じて公正価値測定基準の経験に関する個別のフィードバックを得るために、日本の市場関係者に対して個別にアウトリーチを行ったところ、公正価値測定の開示の作成コストについて、監査人は、公正価値測定の四半期開示もコスト負担が大きい可能性があるとした。さらに、ある利用者からは、作成コストは最終的には投資家の負担となるため、利用者の便益が明確でない限り作成コストを伴う詳細な開示に賛同することは難しいとされた(ASBJ、2017、p.2)と回答しており、企業にとってのコスト負担は想像に難くない。

かし情報開示の重要性に鑑みると、作成コストよりも公正価値測定の開示は優先されるべきではないか。欧米はそれを世界金融危機で学んでいるはずである。我が国の公正価値測定の開示は、例えば資産除去債務の開示などから順次拡大していくことが望まれる。

第3章 国際会計基準の公正価値 —米国会計基準との収斂—

第1節 会計基準制定と世界金融危機

「公正価値に関する会計基準」の先駆けとなった米国であるが、FASB と IASB との緊密な連携の下、国際会計基準を手掛ける IASB も「公正価値に関する会計基準」の検討を進めつつあった。そして IASB の検討が加速化した背景には世界金融危機の影響が大きい。前述したとおり、「公正価値に関する会計基準」について、米国基準と国際基準の内容はほぼ同じガイダンスである。本章では IASB による基準制定の取り組み経緯を、主に世界金融危機に伴う対応と重ね合わせて考察することにする。

また IASB による会計基準の検討にあたり、二つの論点となった「自己の信用リスク」と「開示情報の拡大」に言及し、その内容を考察する。

第3節で考察する「自己の信用リスク」の問題は、不履行リスクには企業自身の信用リスクも含まれるというものであり、企業の財務内容が悪化し、信用リスクが増大した場合、負債の公正価値が減少し、利益が増加する。それとは反対に信用リスクが改善すると、負債の公正価値が増加し、利益が減少する。いわゆる「負債のパラドックス」と言われる問題である。第3節では、IASB が自己の信用リスクを含める結論に至った経緯をたどり、その内容を精査することにより IASB の真意を探ることとする。

第4節では「開示情報の拡大」について、その具体的内容を考察する。財務諸表利用者が公正価値測定に用いられた評価技法およびインプットを評価するのに役立つものとするよう「開示情報の拡大」を目指した。評価技法とインプットは公正価値測定の重要なツールとなるが、その効果を上げるためには適正な運用が測定の肝となる。「開示情報の拡大」は、適正な運用を検証するために必要不可欠なものとなる。

第2節 国際会計基準制定の背景と経緯 —世界金融危機のインパクト—

2007年の夏以降、米国のサブプライム住宅ローン問題を契機に発生した住宅金融市場の混乱は、金融市場全体の混乱へと広がった。さらに2008年9月に米大手投資銀行であるリーマン・ブラザーズが連邦破産法第11条の適用を申請し経営破綻してから金融市場は一挙に混乱した。証券化商品等の有価証券の取引価格が著しく低下し、金融機関の財政状態が極度に悪化し、世界的な信用不安を招く様相を呈した。世界金融危機を受けて、各国の政府および規制当局は自国の金融機関に対して緊急支援を行う一方で、世界規模での危機の拡大および実体経済への悪影響を食い止めるために他国との協調による資金提供やG20レベルでの金融市場安定化のための行動計画の策定等の協調対応を行った。

こうした情勢を背景に、金融安定化フォーラム(Financial Stability Forum)(以下「FSF」)

という。)は、2008年4月11日、米国ワシントンで開催された7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議(G7)において、今般の金融市場の混乱の要因分析と今後の対応についての提言に関する報告を行った。FSFの提言によると、各国の財務大臣に対して、①規制が生み出す景気循環増額効果の緩和、②仕組み金融商品等に適用する国際的な会計基準の見直し、③CDS 清算機関等のインフラ整備による店頭デリバティブの透明性向上とシステミックリスクの削減、④金融機関の報酬体系の見直し等を求めている。FSFは、金融危機に関連した会計基準の不備を指摘するとともに、公正価値についての対応策を提言している。「公正価値の測定及び開示に関する会計基準」の見直しについて、世界金融危機による市場の混乱は、公正価値の測定及び開示が脆弱であったこと、市場の価格発見機能が低下した際の公正価値の測定に問題があったことから、FSFはIASBに対して次の事項を提言した。

- ・公正価値の測定手法および測定に伴う不確実性に関する開示基準の強化
- ・市場が活発でない状況における公正価値の測定指針の充実、測定手法のベストプラクティスの収集や測定指針作成を支援する専門家による助言委員会の設置

G20から会計基準の見直しを迫られたIASBは、世界金融危機の再発防止のためIASBと共同して対応にあたることになった。

2008年11月には、同じく米国ワシントンで「金融・世界経済に関する首脳会合(以下「金融サミット」という。)が開催された。本会合では、世界金融危機の原因の解明、各国の対応策と今後取るべき措置に加えて、危機の再発防止に向けた改革の基本原則および優先すべき事項等の議論がなされた。これらの議論の成果は、「金融・世界経済に関する共同声明」として発出された。なおこの共同声明はFSFの提言が柱となっている。翌2009年4月にはロンドンで第2回目となるG20金融サミットが開催された。公表された共同声明では、会計基準の見直し(公正価値会計の枠組みの見直し、金融商品の評価基準の改善等)などが盛り込まれた。

さらに2009年9月には米国のピッツバーグで第3回目となるG20金融サミットが開催された。ここでは金融システムの強化を図るため、銀行資本の量と質の双方を改善し、過度なレバレッジを抑制する観点から国際的に合意されたルールを2010年末までに確定することを公表した。国際的金融規制システム強化のために取り組むいくつかの課題には、会計基準の改善等が挙げられた⁵⁾。

⁵⁾ 田代 [2009] は、金融危機から得られた一つの教訓は、会計基準によって国益が左右されかねない以上、会計の政治化が今後も益々高まるであろう、ということである。そして、非常事態においては、会計基準そのものだけでなく、会計基準の解釈でさえ、政治化の対象になりうるだろうとし、会計基準から遡って参照すべき概念フレームワークが未完成であるIFRSに照らすならば、会計基準のコンバージェンスに先行して概念フレームワークのコンバージェンスが必要であるといえる(田代、2009、pp.20-21)と説明している。概念フレームワークのコンバージェンスについては後述する測定属性に鑑みて、筆者も同意するものである。

IASB は、世界金融危機以前の 2005 年 9 月には既にその討議テーマに公正価値測定を追加していた。その後、2006 年 9 月に FASB が FAS157 を公表したことから IASB は、この基準と IFRS の公正価値測定ガイダンスの多くが共通しており、かつ IFRS と US-GAAP とのコンバージェンスを促進するために、自己の討議資料の基礎として、この米国基準を利用した。これをベースとして公開草案等が作成・公表され、2011 年 5 月に最終基準である「公正価値測定」が公表された。本基準は、公正価値を、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格と定義して米国基準と同様の内容となっている。その他、評価技法や開示などほとんどの項目で IFRS と US-GAAP の基準内容は一致をみている。IASB と FASB の会計基準収斂化の経緯をまとめると概ね図表 2 のとおりである。

世界金融危機に伴い、仕組み金融商品等に適用する国際的な会計基準の見直しや公正価値の測定手法および測定に伴う不確実性に関する開示基準の強化などが議論の遡上に上り、その対応策が迅速に実施された。会計基準のなかでもとりわけ公正価値については見直しの重要性が認識されたということは、世界金融における会計基準の地位および公正価値の地位の高さを示すものといえるだろう。会計基準は世界金融が円滑に機能し、適正に循環するためのいわば血液ともいえる存在であり、公正価値は会計基準の機能が有効に働く役割を担っているのである。

図表 2 IASB と FASB の会計基準収斂化の経緯

年 月	内 容
2008 年 9 月	IASB と FASB は両審議会の覚書 (MOU) を公表した。本覚書に基づく公正価値プロジェクトは、IFRS と US-GAAP とのコンバージェンスを達成するための IASB 及び FASB による長期のプログラムの一部を構成するものであった。これは IFRS と US-GAAP における公正価値測定を合わせるという G20 からの要請にも整合していた。
2009 年 5 月	IASB は、一般のコメントを募集するために、公正価値測定に関するガイダンスの公開草案を公表した。適用された場合、本基準は、個別の IFRS に含まれている公正価値測定ガイダンスを、公正価値の単一の統一された定義とともに、活発でない市場における公正価値測定の適用に関する追加的な権威のあるガイダンスに置き換えることとなる。本提案は、現行の基準で公正価値がすでに要求されている場合に、どのように公正価値を測定すべきか

	<p>を取り扱っており、決して公正価値の利用を拡大するものではない。IFRS と US-GAAP との間の整合性を確保するために、本提案は、FASB から公表された公正価値測定に関する最近のガイダンスを組み込んでおり、流動性のない市場における公正価値測定に関する 2008 年 10 月に公表された IASB の専門家諮問パネルの報告書とも整合している。</p>
2011 年 5 月	<p>IASB と FASB は、IFRS と US-GAAP における公正価値の測定と開示要求に関する新しいガイダンスを公表した。IASB と FASB が公表したガイダンスは、IFRS13「公正価値測定」及び FASB の会計基準コード化体系のトピック 820 の更新のなかで示されているが、IFRS と US-GAAP を改善し両者のコンバージェンスをもたらすための両審議会の共同作業の重要プロジェクトを完了させるものであり、公正価値の測定と開示要求の国際的な調和は両審議会の世界金融危機への対応の重要な要素を構成するものでもあった。</p>

(出所) ASBJ のホームページに基づき筆者作成

本プロジェクトの完了は、公正価値測定および開示要求を改善し一致させるための 5 年以上にわたる作業の頂点であった。要求事項は、IFRS と US-GAAP でおおむね同一であるが、広範囲のデュー・プロセス及び公開協議の便益を受けたものであり、これには、公正価値専門家諮問パネルと FASB の評価リソース・グループからのインプットも含まれている。また要求事項は公正価値会計の使用に及ぶものではなく、公正価値の利用がすでに IFRS 又は US-GAAP の中の他の基準で要求又は許容されている場合に、公正価値をどのように適用すべきかに関するガイダンスを示したものである。

IFRS においては、IFRS13 は、初めて公正価値の定義を示し、IFRS 全体での公正価値測定及び開示要求について単一の根拠を提供することにより、整合性を高め、複雑性を低減するものとなる。

US-GAAP においては、この更新により Topic 820「公正価値の測定」のガイダンスの大部分が置き換わることとなるが、変更の多くは現行のガイダンスの明確化又は IFRS13 と合わせるための文言修正であった。

第3節 自己の信用リスク

IFRS13「公正価値測定」に付属するIASB公表文書の設例には資産除去債務(IE35)の会計処理が含まれている。資産除去債務について独自の基準書となる、米国財務会計基準書第143号「資産除去債務に関する会計処理」(以下、「FAS143」という。)をもつUS-GAAPとは異なり、IFRSには資産除去債務に関する個別の基準書はなく、「引当金、偶発債務及び偶発資産」(IAS37)および「有形固定資産」(IAS16)が適用されている。しかしIFRS13の設例に資産除去債務が取り上げられていることから明らかなように、国際会計基準における資産除去債務の会計処理には公正価値測定の考え方が反映されている。

この設例では、負債の公正価値は、不履行リスクの影響を反映する。負債に係る不履行リスクには、企業自身の信用リスクが含まれるが、それには限らない。企業は、当該負債を公正価値で測定するすべての期間において、当該負債の公正価値に信用リスク(信用度)が与える影響を考慮に入れる。企業の債務を資産として保有する者は、自らが進んで支払う価格を見積る際に、企業の信用状態の影響を考慮に入れるだろうからである(IE31)とし、不履行リスクには企業自身の信用リスクが含まれることを明記したうえで、例えば、企業Xと企業Yがそれぞれ、5年後に企業Zに現金(CU500)を支払う契約上の義務を締結すると仮定する。企業Xは信用格付けがAA格で、6%で借入ができるが、企業Yの信用格付けBBB格で、借入れができるのは12%である。企業Xは約束と交換に約CU374(5年後のCU500を6%で割り引いた現在価値)を受け取り、企業Yは約束と交換に約CU284(5年後のCU500を12%で割り引いた現在価値)を受け取る。それぞれの企業にとっての当該負債の公正価値(すなわち受取額)には企業の信用度が反映される(IE32)としている。

さらにIFRS13は、「公正価値測定は負債の公正価値が不履行リスク(企業が義務を履行しないというリスク)の影響を反映することを仮定すると述べている。不履行リスクには、企業自身の信用リスク(信用度)が含まれるが、これには限らない。これは、IFRSにすでにある公正価値測定ガイダンスと整合的である。例えば、IAS第39号及びIFRS第9号は、市場参加者が金融商品の価格付けを行う際にリスクを反映する場合の、信用リスクに対する調整に言及している。しかしその原則の適用には、以下の理由により不整合があった。

(a)IAS第39号「金融商品：認識及び測定」とIFRS第9号「金融資産の分類と測定」は信用リスク一般に言及しており、報告企業自身の信用リスクに言及していない。

(b)企業自身の信用リスクを、従来の公正価値の定義における決済の概念を用いて、負債の公正価値にどのように反映すべきかについては、さまざまな解釈があった。企業の信用度が変化した場合に、異なる金額を相手方が当該義務の決済として受け入れるとは考えにくいからである(BC92)として一般の信用リスクと企業の信用リスクに関する不整合を指摘している。

そのうえで、その結果、負債の公正価値を測定する際に、自身の信用リスクを考慮に入れていた企業もあれば、入れていない企業もあった。したがって、IASB は、IFRS 第 13 号において、負債の公正価値は企業の自身の信用リスクを含むことを明確化することにした (BC93) とし、公正価値測定においては、負債に関する不履行リスクは、負債の移転の前後で同じである。IASB は、こうした仮定が実際の取引について現実的ではなさそうであることを承知している（ほとんどの場合、報告企業である譲渡人と市場参加者である譲受人の信用度が同一である可能性は低いからである）が、IASB は、以下の理由でこうした仮定が公正価値を測定する際に必要だという結論を下した。

(a) 義務を引き継ぐ市場参加者は、当該負債に関する不履行リスクを変化させる取引を、その変動を価格に反映させずに行うことはないであろう（例えば、債権者は債務者がその義務を信用度が低い他の者に移転することを一般的に認めないであろうし、信用度が高い譲受人は、譲渡人が交渉した条件が譲渡人の低い信用度を反映したものである場合には、それと同じ条件で当該義務を進んで引き受けることはしないであろう）。

(b) 義務を引き受ける企業の信用度を特定しないと、市場参加者である譲受人の特徴に関する企業の仮定次第で、負債についての根本的に異なる公正価値が存在することになり得る。

(c) 企業の債務を資産として保有している者がいれば、当該資産の価格付けを行う際に企業の信用リスク及び他のリスク要因の影響を考慮するであろう (BC83 項から BC89 項参照)。

FASB は、FAS157 及び ASU No.2009-05「公正価値測定及び開示(Topic820)：負債の公正価値での測定」を開発する際に、同じ結論に達した (BC94)。

IASB はこのように不履行リスクに企業自身の信用リスクが含まれることを結論づけたが問題もある。負債を公正価値で測定する場合、ほとんどの市場が活発ではないため、その負債が抱えるリスクを考慮して公正価値を測定しなければならない。しかしこのリスクには、企業自身の信用リスクも含まれるため、報告企業の財務内容が悪化し、その信用リスクが増大した場合、負債の公正価値が減少し、利益が増加する。逆に信用リスクが改善すると、負債の公正価値が増加し、利益は減少するという自己の信用リスクの問題である。これは「負債のパラドックス」とも言われる。自己の信用リスクの問題は、2009 年 6 月に IASB が「信用リスクの役割に関するディスカッションペーパー」を一般のコメントを募集するために公表するなどその対応を図ったが、最終的には不履行リスクには企業自身の信用リスクが含まれることとした。自己の信用リスクの問題は先行研究⁶⁾により考察

⁶⁾ 草野 [2006][2010]、赤塚 [2012]、山田 [2015]など。なお自己の信用リスクの問題は、主に金融負債の観点からの考察が多いが、赤塚は非金融負債として資産除去債務を念頭に、信用リスクの取扱いを積極論と慎重論の双方で突き合わせ、信用リスクを反映する一般的な要件を導出している。

されているところであるが、IASB の結論の根拠を敷衍して考えると次のような帰結となるのでなかろうか。つまり IFRS13 の制定の目的である以下のアジェンダ(a) の重要性についての強調、「複雑性の低減・首尾一貫性の向上・情報の比較可能性」の強調である。

IASB は、(a) IFRS で要求又は許容しているすべての公正価値測定に関する要求事項の単一のセットを設定して、それらの適用における複雑性の低減と首尾一貫性の向上を図り、それにより財務諸表で報告される情報の比較可能性を高めること (BC6) を重要視する考え方を優先したといえる。

第 4 節 開示情報の拡大

公正価値の測定および公正価値測定に関する開示に係る要求事項の不整合により、実務の不統一が生じ、財務諸表で報告される情報の比較可能性が低下していた (BC5) ことから、このような状況改善のため、IASB は、IFRS13 の制定にあたり、公正価値に関する開示を拡大し、財務諸表利用者が公正価値測定に用いられた評価技法及びインプットを評価するのに役立つものとする (BC6) をアジェンダの目的の一つとした⁷⁾。

具体的な開示内容として、企業は、財務諸表利用者が次の両方を評価するのに役立つ情報を開示しなければならない。(a)当初認識後に財政状態計算書において経常的又は非経常的に公正価値で測定される資産及び負債については、評価技法及び当該測定を作成するのに用いたインプット。(b)重大な観察可能でないインプット (レベル 3) を用いた経常的な公正価値測定については、その測定が当期の純損益又はその他の包括利益に与える影響 (par.91) を指摘している。また、その目的を満たすために、企業は以下のすべてを考慮しなければならない。(a) 開示要求を満たすのに必要な詳細さのレベル (b) さまざまな要求のそれぞれにどの程度の重点を置くべきか。(c) どの程度の集約又は分解を行うべきか。(d) 財務諸表の利用者が開示された定量的情報を評価するために、追加的な情報を必要とするかどうか。

本基準又は他の IFRS に従って行われる開示が第 91 項に掲げる目的を達成できない場合には、当該目的を達成するのに必要な追加情報を開示しなければならない (par.92)

また、レベル 3 について以下の詳細な開示内容を定めている。

(g) 公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される経常的及び非経常的な公正価値測定額について、企業が用いた評価プロセスの説明 (例えば、企業が評価の方針及び手続きをど

⁷⁾ 小西 [2008] は、財務諸表の表示にみる公正価値会計の特徴を検討し、公正価値の測定に用いる定義が統一されていないため、その会計処理はさまざまであり一貫性や比較可能性が保たれているとはいえない。そのため、IASB は公正価値を測定するための枠組みを改訂作業中の IASB 概念フレームワークの中で確立し、公正価値測定でのディスクロージャーの信頼性を向上させようとしている (小西、2008、p.656) ことは注目に値する。

のように決定し、各期の公正価値測定の変動をどのように分析しているかなど)

(h)公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について

(i)こうした測定のすべてについて、観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度の記述的説明(それらのインプットを異なる金額に変更すると、公正価値測定が著しく高くなったり低くなったりする可能性がある場合)。それらのインプットと公正価値測定に使用される他の観察可能でないインプットとの間に相互関係がある場合には、企業は、それらの相互関係と、それが観察可能でないインプットの変動が公正価値測定に与える影響をどのように増幅又は軽減させる可能性があるのかの説明も提供しなければならない。この開示要求に従うためには、観察可能でないインプットの変動に対する感応度の記述的説明に、少なくとも(d)に従う際に開示した観察可能でないインプットを含めなければならない(par.93)。

IFRS13は開示の設例として、「公正価値で測定される資産」(設例15)、「公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定の調整表」(設例16)、「評価技法及びインプット」(設例17)を例示しているが、すべての例示はFAS157の要求と同様に表形式の表示とし、形式を統一することで比較可能性の向上に務めている。

また開示の結論の根拠については、IFRSでの公正価値測定に関する開示は多様であるが、多くは、最低限、測定に用いた方法および重要な仮定に関する情報、公正価値が同一又は類似の資産又は負債に係る最近の市場取引から観察可能な価格を用いて測定されたかどうかを要求している(BC183)としたうえで、IASBは、公正価値の測定に関する枠組みを確立した後に、公正価値測定に関する開示の拡充と調和化も行うべきだと決定した。IASBは、測定が経常的であろうと非経常的であろうと、開示を当初認識後に財政状態計算書において測定される公正価値に限定することを決定した。他のIFRSが当初認識時の公正価値の開示を扱っているからである(例えば、IFRS第3号は、企業結合で取得した資産及び引き受けた負債の測定の開示を要求している)(BC184)とし、他のIFRSとの重複を避けている。

IFRS13における開示の目的は、財務諸表利用者に以下に関する情報を提供することである。それは、公正価値測定を作成するのに用いた評価技法及びインプット、及び重要な観察可能でないインプットを用いた公正価値測定が当期の純損益又はその他の包括利益にどのように影響したかに関する情報である。こうした目的を満たすため、開示の枠組みは、(a)IFRSとUS-GAAPで現在要求している開示を統合するとともに、(b)財務諸表利用者が彼らの分析に有用となると示唆した追加的な開示を提供している。この開示を開発する際に、IASBは、財務諸表の利用者及び作成者並びにIASBの公正価値専門家諮問グループから受け取った情報を利用した(BC185)。これはIFRSとUS-GAAPとのコンバージェンスの成果であろう。またFAS157と同様に、IFRS13のもとで開示する公正価値の情報を、他の会計上の公式見解のもとで開示する公正価値情報との重複は避けるが結合することに

より、該当する他の会計基準においても公正価値情報を開示することが示唆されている。

とりわけレベル3の公正価値測定については、報告事業体（企業）による見積りの要素が大きく、見積り算定結果の不確実性が高いものと考えられている。したがってより緻密で詳細な開示が求められることになる。

第5節 会計基準見直しを経た公正価値の進化

上述のとおり、FSFは、金融危機に関連した会計基準の不備を指摘するとともに、公正価値についての対応策を提言した。公正価値の測定および開示に関する会計基準の見直しについて、世界金融危機による市場の混乱は、公正価値の測定および開示が脆弱であったことや市場の価格発見機能が低下した際の公正価値の測定に問題があったとの指摘である。

これらの指摘により、公正価値の測定手法および測定に伴う不確実性に関する開示基準が強化される結果となった。また同時に、G20から会計基準の見直しを迫られたIASBは、世界金融危機の再発防止のためFASBと共同して対応にあたることになった。

なお公正価値の見直しに伴い炙りだされた課題が「自己の信用リスク」と「開示情報の拡大」となる。これらの課題を世界金融危機に対する対応の一環と考えると考察の視座の次元が高くなる。

「自己の信用リスク」と「開示情報の拡大」は、世界金融市場において公正価値の適正な運用を図る重要な要素となる。その考察は世界金融危機を二度と繰り返さないための処方箋となるだろう。

第4章 公正価値の課題 —資産除去債務との関係において—

第1節 我が国における会計課題

「公正価値に関する会計基準」を導入している米国基準と国際基準は共通の会計基準に伴う理念を共有している。しかし我が国は、「公正価値に関する会計基準」を全面的に導入しておらず、公正価値（時価）の対象は、金融商品と棚卸資産の評価にとどまる。これは金融商品などの国際取引に伴い財務諸表の比較可能性が損なわれるとの我が国金融機関の意見を反映したものであり、経済界からの要請と思われる。公正価値の有無に伴う課題は何かを探るため、本章では、「公正価値に関する会計基準」について、第2節で我が国の取り組みを考察し、我が国で公正価値が全面導入されなかった経緯を確認する。第3節で測定に関する課題を、資産除去債務の割引率の観点から考察する。また、第4節で開示に関する課題を、資産除去債務の開示情報の観点から考察する。

第2節 我が国の取り組み

ASBJは2008年8月にIASBと共同で公表した「東京合意」（会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意）を踏まえ、国際的な会計基準の取扱い及びその動向に留意しつつ、公正価値測定の考え方及びその開示について検討を重ねてきた。この検討の中には、公正価値の概念、その測定方法及び開示についての論点が含まれている。その後、ASBJは2009年8月に公正価値論点整理を公表した。

ASBJとしては我が国の現行の会計基準では、国際的な会計基準で一般的に用いられている「公正価値」に相当する用語として「時価」を使用していることに鑑みて、公正価値論点整理では原則として、我が国の会計基準等における取扱いについては「時価」と表記し、それ以外については「公正価値」と表記することとしている。

ASBJはさらに2010年7月に「公正価値基準（案）」および「公正価値指針（案）」を公表した。その目的は、公正価値の考え方及び財務諸表の注記事項としての公正価値に関する開示について、その内容を定めることであった（「公正価値基準（案）」第1項）。

なお企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」における通常の販売目的で保有する棚卸資産及び企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に関連する会計基準等については適用しないとしている（「公正価値基準（案）」第3項）。

公正価値の定義は米国基準と国際基準と同様に、「公正価値」とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格）をいう。」としている（「公正価値基準（案）」第4項）。そして公正価値の算定方法は、レベル別に3つのレベルに分類の

上、レベル 1 からレベル 3 の順に優先順位付けを行うとしている（「公正価値基準（案）」第 15 項）。

US-GAAP 及び IFRS では、公正価値についてほぼ同じ内容のガイダンスを定めているが、これらの会計基準は、どのような項目について公正価値により測定するのかを定めるものではなく、他の会計基準に従い公正価値により測定することが要求又は容認されている場合の測定の方法や開示を求めるものとなっている。例えば米国は、資産除去債務の測定について、合理的な公正価値の見積りができる場合には、資産除去債務が発生した期間に公正価値で測定しなければならないとしているが、我が国の場合、資産除去債務の算定は、それが発生したときに、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定する、としており測定の実態には触れていない。

ASBJ は、2010 年に IFRS13 との整合性を図ることを提案する公開草案を公表したものの、本公開草案が金融商品以外の資産及び負債を含む広範なものであったこともあり、会計基準の最終化をするに至らず、その後検討は中断されている。ASBJ は日本基準において金融商品以外の資産及び負債について時価により測定することが要求される状況は、企業結合時等に限定されており、時価について詳細なガイダンスを求める意見は多くは聞かれておらず、国際的な整合性を図る必要性はさほど高くないと考えられるというのをその理由としている。一方で、IFRS13 が要求している、金融商品の公正価値に関するレベル別開示について、国際基準と米国基準における開示との差異が生じており、特に金融商品を多数保有する金融機関において比較可能性が損なわれているとの意見が聞かれ、こうした状況から、国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性に関する検討を金融商品専門委員会において行うこととし、その後、基準開発に向けた検討に着手するか否かの検討を行うこととなった。

その後、ASBJ は国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるために中期運営方針（2016 年 8 月）で、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取り組みに関する検討課題の一つとして時価に関するガイダンス及び開示を取り上げた。そこで ASBJ は、特に金融商品を多数保有する金融機関において比較可能性が損なわれているとの意見を踏まえて、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準との整合性を図る取り組みに着手する旨を決定し、検討を重ねていたところ、2019 年 1 月に企業会計基準公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準（案）」を公表し、2019 年 7 月には企業会計基準第 30 号「時価算定基準」を公表した。本基準は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品基準」という。）における金融商品及び企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下「棚卸資産基準」という。）におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産の時価に適用するものとしている。「時価算定基準」第 24 項には、「IFRS13 では公正価値という用語が

用いられているが、本会計基準では代わりに時価という用語を用いている。これについては、我が国における他の関連諸法規において時価という用語が広く用いられていること等を配慮したものである。」と記されている。ASBJ は、「時価」イコール「公正価値」としつつ、我が国における「時価」の用語の浸透に鑑みて、「時価」の文言に配慮したものとなっている。しかし公正価値を時価と同一の用語とする解釈には疑問がある。厳密な測定属性の定義を踏まえた用語の使用とするべきではなかったのではないだろうか。

第 3 節 測定に関する課題 一資産除去債務の割引率一

固定資産の中には、それを取得失使用した者に、その資産を除去すべき法律上または契約上の義務を生じさせるものがある。原子力発電設備の解体義務、鉱山の土地の原状回復義務、借地に建てた建物の契約満了時点での撤去義務などがその典型例である。このような有形固定資産の取得や使用によって生じ、その資産の除去が法令や契約で要求される場合の義務を資産除去債務という。

FASB は、2001 年 6 月に FAS143 を公表した。米国基準は、Subtopic 410-20「資産除去債務(Asset Retirement Obligations)により資産除去債務に対する負債の公正価値を見積計上し、同額を資産の除去コストとして資産化して、資産の耐用年数にわたって費用化することが要求されている(par.410-20-05-1)。また、公正価値を合理的に見積もることができる場合には、資産除去債務が発生した期(そうした資産を取得した期)に当該債務に対する負債を公正価値で認識しなければならないとされている。ただし、債務発生時に公正価値を合理的に見積ることができない場合は、見積ることができるようになったときに負債を認識するとしている(par.410-20-25-4)。公正価値の測定にあたっては期待現在価値法により見積る。期待現在価値法は、資産除去債務の負債の公正価値を見積るに際しての通常唯一の適切な技法となる。この技法を用いる場合、信用力で補正されたリスク・フリー・レートを用いて期待キャッシュ・フローを割引かなければならない。したがって企業の信用状態は期待キャッシュ・フローではなく、割引率に反映される。

一方、我が国では、2010 年 4 月以後に開始した年度から適用されている企業会計基準第 18 号「資産除去債務に関する会計基準」(以下「資産除去債務基準」という。)に準拠して行うこととなる。US-GAAP と同様に、資産除去債務を伴う固定資産を取得・建設・開発した企業は、その時点で予想される将来の除去のための支出額を見積り、その割引現在価値を算定し、これを資産除去債務として負債に計上する。ただし、この計算に適用する割引率は、貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引き前の利率であり(基準 6 項)、US-GAAP のように企業の信用力の補正は要求されない。ASBJ はこの論拠として、①退職給付債務の算定においても無リスクの割引率が使用されていること、②同一の内容の債務について信用リスクの高い企業の方が高い割引率を用いることにより負債計上額が少な

くなるという結果は、財政状態を適切に示さないと考えられること、③資産除去債務の性格上、自らの不履行の可能性を前提とする会計処理は、適当ではないこと、を挙げ、明示的な金利キャッシュ・フローを含まない債務である資産除去債務については、退職給付債務と同様に無リスクの割引率を用いることが現在の会計基準全体の体系と整合的であると考えられるとしている。

東京電力ホールディングス株式会社の有価証券報告書 2021 年度（第 98 期）は、連結貸借対照表に計上している資産除去債務（約 1 兆 360 億円）について、「主として、原子炉等規制法に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務に計上している。」とし、資産除去債務の金額の算定方法を、「主として、特定原子力発電施設毎に発電設備の見込運転期間から運転開始後の期間を差引いた残存年数を支出発生までの見込期間としている。割引率は、2.3%を適用している。」⁸⁾

この割引率 2.3%は我が国の「資産除去債務基準」に基づき自己の信用リスクは含まれない無リスクの割引率となるが 2.3%の根拠は示されていない（図表 3 参照）。

図表 3 資産除去債務の算定に用いられる割引率（東京電力ホールディングス株式会社）

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として、原子炉等規制法に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務に計上している。

なお、これに対応する除去費用は、「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（9）原子力発電施設解体費の計上方法」に記載している。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、特定原子力発電施設毎に発電設備の見込運転期間から運転開始後の期間を差引いた残存年数を支出発生までの見込期間としている。割引率は、2.3%を適用している。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
期首残高	994,970百万円	1,016,919百万円
期中変動額	21,948	19,723
期末残高	1,016,919	1,036,643

（出所）東京電力ホールディングス株式会社 有価証券報告書 2021 年度（第 98 期） p.133

割引率に対する信用リスクの考え方は US-GAAP と我が国の基準で異なるが、その理由は「公正価値に関する会計基準」を制定している US-GAAP と制定していない我が国との

⁸⁾ 東京電力ホールディングス株式会社 [2022] 有価証券報告書 2021 年度(98期) p.133
 なお関西電力株式会社 [2022] および中部電力株式会社 [2022] の有価証券報告書にも同様に 2.3%の割引率の記載がある。

違いでもあるとも言える。US-GAAP は一貫した公正価値の測定の考え方にに基づき、資産除去債務の割引率に信用リスクを反映させなければならない。その意味において US-GAAP は公正価値の測定の一貫性、比較可能性を重視するがために信用リスクが抱える「負債のパラドックス」等の矛盾を捨象したと言えなくもない。一方で、我が国は信用リスクを含めずに無リスクの割引率を用いることにより信用リスクの問題が生じることはなく、ある意味において現実的な解決策を見出すことができた。この割引率の考え方は米国と我が国各々の会計基準構築の過程で生じた妥協策ともいえるのかもしれない。しかし将来、仮に我が国が US-GAAP と同等の「公正価値に関する会計基準」を導入した場合は、US-GAAP や IFRS と同様に割引率に信用リスクを反映させるのだろうか。今後の ASBJ における「公正価値に関する会計基準」検討の行方を見守りたい。

第4節 開示に関する課題 ー資産除去債務の開示情報ー

US-GAAP は資産除去債務を公正価値により測定することとした。そしてその評価技法として割引現在価値の手法を採用した。したがって「資産除去債務に関する会計基準」に基づく開示規定のみならず、公正価値ガイダンスに基づく開示をも要求または奨励されることになる。

一方で、我が国は「資産除去債務基準」及び企業会計基準適用指針第 21 号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（以下「資産除去債務指針」という。）により、開示については以下のような注記をすることが定められている。

16. 資産除去債務の会計処理に関連して、重要性が乏しい場合を除き、次の事項を注記する。

- (1)資産除去債務の内容についての簡潔な説明
- (2)支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件
- (3)資産除去債務の総額の期中における増減内容
- (4)資産除去債務の見積りを変更したときは、その内容の概要及び影響額
- (5)資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積ることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積ることができない旨及びその理由。

我が国は「公正価値に関する会計基準」を全面導入していないため、開示は上記項目のみが対象となるが、仮に我が国が US-GAAP や IFRS と同等の「公正価値に関する会計基準」を導入し、金融商品のみならず全ての資産と負債にその規定を適用するとしたら、開示の内容は大幅に追加されることが予想される。例えば、原子力発電所の解体費用についてである。

我が国ではこれまで原子力発電施設解体引当金による会計処理が行われていた。原子力

発電施設解体引当金は、いわゆる廃炉のための積立金である。その支出額をあらかじめ見積もり、これを各期の電気料金収入から回収するために稼働期間にわたって許容コストとして費用配分して設定される。これは 1958 年に経済産業省から公表された「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（以下「省令」という。）により設定が義務づけられている特別法上の引当金である。これが現在においては、「資産除去債務に関する会計基準」に基づいた会計処理が行われている。

東京電力ホールディングス株式会社の有価証券報告書 2021 年度（第 98 期）（図表 4 参照）は、原子力発電施設解体費の計上方法として、（イ）通常時の処理方法と、（ロ）廃炉時の処理方法とに分けて説明している。（イ）通常時の処理方法について、「原子炉等規制法に規定された特定原子力発電施設の廃止措置に係る費用の計上方法については、「資産除去債務指針」第 8 項を適用し、解体引当金省令の規定に基づき、経済産業大臣の承認を受けた原子力発電施設解体費の総見積額を、発電設備の見込運転期間にわたり定額法で計上する方法によっている。」としているが、総見積額を含む具体的な説明はない。（ロ）廃炉時の処理方法については、「エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して 10 年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。なお、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。」としているが、こちらも総見積額を含む具体的な説明はなく、総見積額の現価相当額だけが資産除去債務に計上されている。

原子力発電所の解体費用は巨額であり、「原子力発電所のコストは高いのか、安いのか。」という議論にも直結するため、電力会社の利益のみならず国民経済全体への影響は甚大である。その意味でも開示の充実が社会の要請ともいえるだろう。一方で、公正価値の開示は多くの詳細な開示内容を定めており企業にとっては事務的な負担が大きい。

我が国で、主に金融商品に係る時価の基準制定がいち早く導入された背景には企業間・国際間の比較可能性の向上があったことは周知の事実である。企業にとって金融商品の国際会計基準との整合を取らなければ財務諸表の信頼性が毀損され、企業としての信用（格付け）にも影響がおよび、企業が国際競争に勝てなくなるという懸念から企業側からの要請という側面があった。

しかし我が国の資産除去債務の会計処理を考えた場合、開示情報を公正価値の開示理念を反映させたいと、これまで以上に充実させるべきではないだろうか。とりわけ原子力発電施設解体費のような巨額な費用については、その見積り内容をブラックボックス化させるべきではない。また電力会社は公益事業としての使命を担うとともに株式会社としての使命も担う二面性を併せ持つ特殊な会社形態を有している。原子力発電施設解体費のみならず原子力関係の費用は膨大な金額となっている。このような状況を踏まえると、公益事業としての公益性を有し、設備産業として多くの資産を保有する電力会社に対しては、

より丁寧な説明責任が要請されると考える。電力会社の開示情報の拡大には一層の改善余地があるように思われる。

図表 4 原子力発電施設解体費の計上方法（東京電力ホールディングス株式会社）

(9) 原子力発電施設解体費の計上方法

イ 通常時の処理方法

原子炉等規制法に規定された特定原子力発電施設の廃止措置に係る費用の計上方法については、資産除去債務適用指針第 8 項を適用し、解体引当金省令の規定に基づき、経済産業大臣の承認を受けた原子力発電施設解体費の総見積額を、発電設備の見込運転期間にわたり定額法で計上する方法によっている。

ロ 廃炉時の処理方法

エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

なお、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

(追加情報)

福島第一原子力発電所 1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

なお、福島第一原子力発電所の解体に係る費用について、当該費用及び資産除去債務とその他の引当金との関係については、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

(出所) 東京電力ホールディングス株式会社 有価証券報告書 2021 年度 (第 98 期) p.103

第 5 節 説明責任の重要性

我が国が US-GAAP や IFRS と同等の「公正価値に関する会計基準」を導入した場合、企業に対して、時価で算定する全ての資産と負債に公正価値に基づく測定と開示を義務づけることになる。とりわけレベル 3 のインプットに該当する資産除去債務の開示情報は現在価値技法によるため企業はこれまで以上の説明責任が必要となる可能性がある。上述したとおり、原子力発電施設の解体費用はその算定が極めて困難であり、限定された情報しか公表されない。想定される債務をどのように見積るべきなのか。その見積り方法の信頼性をどのように評価・検証すべきのかなど課題は多い。このように公正価値の測定と開示にはまだ多くの課題があり、我が国への導入にあたっては特段の留意が必要となろう。

また原子力発電施設の解体費用の計上にあたり、従来の会計処理方法であった原子力発電施設解体引当金が資産除去債務という新しい会計処理方法に置き換わったことにより、解体費用の見積もりや割引率の選択などの不確実性の高い要素が電力会社の利益、ひいては会社経営に大きな影響を与えることになった。こうした解体費用の見積りや選択された割引率、その根拠などの開示情報を拡大していく必要がある。企業はこれらの説明責任が問われるのである。

公益事業である電力会社には電気事業法など特別法による国の規制が定められている。このような規制産業に対して資産除去債務という新しい会計基準が導入された経緯に鑑み

ると、改めて公正価値による測定と開示の意義と重要性を感じざるをえない。さらに公正価値の測定属性と現在価値の測定属性との関係性をどのように考えるべきなのを第4章で考察する。また、原子力発電施設解体費用に関する資産除去債務の測定と開示については、公正価値の概念を踏まえた会計基準と電気事業法などいわゆる事業法との関連性をさらに深掘りして考察する必要がある。これらについては第5章と第6章で考察する。

第5章 「資産除去債務に関する会計基準」

第1節 会計基準制定への異なる道筋

我が国では、2007年5月にASBJから「資産除去債務の会計処理に関する論点の整理」（以下、「資産除去債務論点整理」という。）が公表され、翌2008年3月には同じくASBJから「資産除去債務基準」及び「資産除去債務指針」が公表された。

この「資産除去債務基準」および「資産除去債務指針」は、米国が2001年6月に制定した、FAS143の内容に近似しているが相違点もある。例えば我が国の基準は、割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定するとしているのに対して、米国の基準は公正価値により認識・測定し、測定の技法として現在価値技法を用いている。また、米国と我が国では基準制定に至る道筋も異なっている。

FASBは1973年に設立された後、直ちに概念フレームワーク設定のための活動を開始した。「FASB財務会計諸概念書（Statement of Financial Accounting Concepts）（以下「SFAC」という。）はその具体的な研究成果となる。1984年に公表されたSFAC第5号「営利企業の財務諸表における認識と測定（Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises）」では測定属性の諸概念が示された。また、我が国でもASBJは2001年の発足当初からの重要課題とする会計基準の基礎をなす概念の整理が実を結び、2004年に公表された「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」（以下「ASBJ概念フレームワーク」という。）ではさまざまな測定値の考え方が示された。

本章においては、第2節で「資産除去債務に関する会計基準」について、基準制定の先駆けとなる米国会計基準制定の経緯を考察する。第3節では我が国における会計基準制定の取り組みを概観し、その内容を考察する。第4節では日米間における会計基準の差異を、主に公正価値と現在価値の測定属性の観点から考察する。

第2節 米国会計基準制定の経緯

米国の会計基準であるFAS143は、原子力発電施設の解体費用に係る会計上の取り扱いをどうするかが基準制定の発端であった。1994年2月にエジソン電気協会（以下「EEI」という。）はFASBに対して原子力発電施設解体費のみならず、他の産業界において発生する類似費用を含む除去コストに関する会計処理を取り扱うプロジェクトを協議事項にするよう要請した。そして同年4月の会議で、財務会計基準諮問評議会（以下、「FASAC」という。）は、原子力発電施設解体費に係るコストに関する会計処理に限ったプロジェクト、原子力発電施設の解体を含む除去コストの会計処理に関するより広範囲のプロジェクト、又は環境コストに関する更に広範囲のプロジェクトを、FASBがその協議事項に加えるこ

との適否を討議した。当時、多くの FASAC メンバーは、除去コストの会計処理に関するプロジェクト又は環境コストに関するより広範囲のプロジェクトのいずれかに FASB が着手するよう提案した。その後、同年 6 月に FASB は、EEI、石油・ガス産業界、鉱業界、及び AICPA 環境問題専門部会の代表と会見し、EEI の要求を討議した (FAS143 Appendix B2)。

EEI とは、1933 年に設立されワシントン DC に本拠を置く、米国内すべての電力会社を代表する業界団体である。EEI のメンバーは電力会社など電力関係の企業が多く名を連ね、米国の大部分で電気を供給している。また EEI は、米国内のさまざまなロビー活動を通じて、エネルギーに関する業界の声を反映させている。原子力発電所を保有し、原子力発電施設解体費に直接関係する当事者でもある EEI からこのような提案がなされたことは大変興味深い。というのも原子力発電所の廃炉に伴う原子力発電施設解体費は将来の費用（負債）として事業者自らが大きな負担を強いられることになるからである。また財務諸表の開示情報についても事業者自らがその責任を問われることになる。米国内の環境意識の高まりや世論の要請が背景にあるのだろうが、活発な議論を推奨する米国のオープンな国民性も影響しているのかもしれない。

そして同時期に FASB は、原子力発電施設解体費の会計処理に関する協議事項をプロジェクトに加えた。しばらくして FASB はそのプロジェクトの範囲を拡大し、他業界の類似する閉鎖又は除去タイプのコストを含めることとした (B3)。

そもそも米国ではこれまで資産除去債務に関する現存の会計実務は、認識、測定目的、財務諸表の当該債務の表示に関して使用する要件が一貫していなかった。ある企業は、いずれの資産除去債務も認識しなかった。資産除去債務を認識したある企業は、当該債務を資産控除として表示した。その結果、当該債務について財務諸表情報は一貫していなかった。本基準書はそれらの不整合を除去し、財務諸表に当該債務に関する、追加的な情報の開示を要求している (B7)。

当初公表された公開草案は、資産除去債務に計上する負債について、閉鎖又は除去債務を履行するために要求される将来のキャッシュ・フロー見積額の現在価値を反映する金額により測定することとしていた。しかし公開草案の公表後、2000 年 2 月に FASB は SFAC 第 7 号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の使用(Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements)」という。) を公表した。ここで FASB は、当初認識及びフレッシュスタート測定 (fresh-start measurements) における会計上の測定に使用する時における現在価値の唯一の目的は、公正価値を見積ることにある。いいかえれば、現在価値は、かりに市場価格すなわち公正価値が存在するならば、市場価格を構成するであろう諸要素を総体的に把握しようとするものである (par.25) と定義した。

その結果、改訂された公開草案の審議中に、FASB は、資産除去債務に関する負債の当

初測定のための公正価値であり、それは強制された決済以外の状況において当座の取引により資産除去債務を決済するために、活発な市場で企業が支払いを要求されるであろう金額であると結論した。その文脈で、公正価値は、同等の信用度の自発的な第三者が、企業の債務に内在するすべての義務、不確実性及びリスクを引き受けるために要求し、また受け取れることを予測できるであろう金額を表わしている（B32）と結論づけた。このように当初の公開草案「現在価値による測定」が、SFAC 第 7 号の公表により「公正価値による見積り」へと変貌した。これは現在価値が測定に伴う評価技法の一つと位置づけ、公正価値こそが測定にあたり唯一の基本概念であると理解できる。

FAS143 は、資産除去債務に関する負債の当初認識および測定について、公正価値の合理的見積りができる場合には、企業は資産除去債務に関する負債が発生した期間にその公正価値を認識しなければならない。資産除去債務が発生した期間に、公正価値の合理的見積りができない場合には、公正価値の合理的見積りができた時に当該負債を認識しなければならないとしている（par.3）。資産除去債務が財務諸表に計上されることは、「合理的な見積りができている」ことを意味する。それでは「合理的な見積り」であることをどのように論証すればよいのだろうか。

FASB は、資産除去債務に関する負債の公正価値とは、その負債を自発的な当事者間、つまり強制又は清算以外の、当座の取引によって決済できる金額をいう。活発な市場における市場価格が公正価値の最善であり、利用できる場合には、測定の基礎として使用しなければならない。市場価格が利用できない場合には、公正価値の見積りは、類似する負債の価格及び現在価値（又は他の評価）技法の結果を含み、その状況のもとで利用できる最善の情報に基づかなければならない。公表市場価格を利用できない場合には、公正価値の見積りは、類似負債の価格及び現在価値（又は他の評価）技法の結果を含み、状況のもとで利用できる最善の情報に基づかなければならない（par.7）としており、公正価値による測定の考え方が示されている。現在価値を含む複数の評価技法のなかから最善の情報に基づく評価技法を選択することになる。つまり「合理的な見積りができている」とは、測定の基礎となる評価技法を最善の情報に基づき選択することであると考えられる。資産除去債務の場合、通常は市場価格が存在しないため、現在価値技法は、多くの場合、負債の公正価値を見積るために使用できる最善の技法である。公正価値を見積るために現在価値技法を使用する場合には、当該技法で使用する将来のキャッシュ・フローの見積りは、公正価値を測定する目的に整合しなければならない（par.8）としている。

公正価値の見積りに使用されるキャッシュ・フローは、過度な費用及び努力によらずに情報を利用できる時には常に、市場参加者がその公正価値の見積りに使用するであろう仮定を組み込まなければならない。その他の場合には、企業は、それ自身の仮定を使用することができる。それらの見積りは、妥当で支持できる仮定に基づかなければならず、またすべての利用できる証拠を考慮しなければならない。証拠に与える重要度は、その証拠を

客観的に検証し得る範囲に相応したものでなければならない。キャッシュ・フローの可能性の時期又は金額に幅が見積られる場合には、結果の可能性の見込みを考慮しなければならない。企業は、予測キャッシュ・フロー技法を使用する時に、信用リスク調整後のリスクフリー利率を使用して見積りキャッシュ・フローを割り引かなければならない。したがって、企業の信用度の影響は、見積りキャッシュ・フローではなく、割引率に反映される（par.9）としており、「公正価値の見積りに使用されるキャッシュ・フロー」が重要な意義を持つ。見積りはあくまで公正価値によるものであり、現在価値は見積もるための評価技法の最善の選択であること、つまり手段であることがここでは強調されている。

さらに、資産除去債務に関する負債の当初測定のための目的は、公正価値でなければならない。市場価格は公正価値を最もよく表している。市場価格が入手できない場合には、ある他の測定技法を使用して、負債の金額を見積もらなければならない。負債の公正価値を測定する際の予測現在価値技法の使用については、SFAC 第 7 号で討議している（A19）とし、ここでは公正価値を「測定の目的」として位置づけている。また、「市場価格が公正価値を最もよく表している。」としながらも、市場価格が入手できない場合の測定技法の道筋も示しているということは、公正価値が単なる評価技法ではなく、測定の目的であり、測定の基本概念であることを示唆している。

予測現在価値技法を使用して資産除去債務に関する負債の公正価値を見積もるに当たり、企業は、要求される除却活動を実施するためのコスト及び時期の市場評価を反映したキャッシュ・フローを可能な範囲で見積もることから始めなければならない。測定目的は、当該債務を引き受けるために第三者が要求するであろう金額を決定することにある。そのキャッシュ・フローを見積もる際の考慮には、次のすべてについて、可能な範囲で明確な仮定を策定して組み込むことを含む。

- a. 当該資産を除去するために必要な作業を実施するために第三者が負うであろうコスト
- b. 第三者が決済価格を決定する際に含めるであろう他の金額、例えば、インフレーション、間接費、設備使用料、利ざや、及び技術の進歩を含む
- c. 第三者のコスト金額又はそのコストの時期が、異なる将来のシナリオ及びそれらのシナリオの相対的な乖離のもとで変動するであろう範囲
- d. 時として市場リスクプレミアムと呼ぶ、第三者が、当該負債に内在する不確実性及び予見できない状況に耐えるために要求し、受け取ることを予測し得る価格

将来キャッシュ・フローの金額および時期に関する不確実性は、予測キャッシュ・フロー技法を使用することにより適応し得ると予測され、それゆえ、公正価値の合理的な見積りの決定を妨げないであろう（A20）とし、公正価値を見積もるためには可能な範囲でキャッシュ・フローを見積もることが肝要であるとした。明確な仮定を組み込む内容は非常に具体的であり、現在価値技法の不確実性をできる限り排除したいとの起草者の意図がみ

える⁹⁾。

米国基準を考察すると、資産除去債務は公正価値により見積もるとし、公正価値の見積りにあたり SFAC 第 7 号に規定する現在価値の評価技法に依拠することとした経緯に鑑みて、米国における会計基準制定の背景には「公正価値」が基本概念として深く根づいていることがわかる。

第 3 節 我が国における会計基準制定の取り組み

我が国ではこれまで米国会計基準のような資産除去債務を負債として計上するとともに、これに対応する除去費用を有形固定資産に計上する会計処理は行われてこなかった。現行実務では、前述のとおり、電力業界で原子力発電施設の解体費用について発電実績に応じて解体引当金を計上しているような特定の事例は見られるものの、一般的には、資産除去債務についての会計処理は行われてこなかった。ASBJ は、将来の負担を財務諸表に反映することは投資情報として役立つという指摘などから、資産除去債務の会計処理を検討プロジェクトとして取り上げることとした（資産除去債務論点整理第 2 項）。検討プロジェクト発足の背景には、米国が先行して会計基準を制定していたことから、投資情報として役立つ意義のみならず、国際的なコンバージェンスの意義も背景にあったと考えられる。

ASBJ では、学識経験者を中心として 2006 年 7 月に立ち上げたワーキンググループでの検討を踏まえ、2006 年 11 月に資産除去債務専門委員会を設置し、学識経験者を含む専門委員による討議など幅広い審議を経て、資産除去債務に関する論点について検討を重ねた¹⁰⁾。そしてそれらの議論を資産除去債務論点整理として公表した。

ASBJ は、資産除去債務論点整理に寄せられた意見を踏まえ、さらに検討を重ね、2007 年 12 月に公表した公開草案を経て、2008 年 3 月に「資産除去債務基準」および「資産除去債務指針」を公表した。

これまで我が国の会計基準は、有形固定資産の取得後、資産除去債務に係る費用（除去

⁹⁾ 宮川 [2022] は、FAS143 における資産除去債務は、長期性有形固定資産の除去に限定される。その含意は、契約に基づく法的債務たる「債務」を念頭に置いたものであり、将来における当該責務を資産除去債務として早期に認識することで、収益費用アプローチでは十分に認識されない将来リスクの現在価値を情報利用者に明らかにしようとする表れにほかならない（宮川、2022、pp.154-155）とし、資産除去債務が資産負債アプローチとしての性格を持つことを示唆しているといえる。

¹⁰⁾ 田中 [2008] は、資産除去債務の会計処理に関する主な論点は、最近の他の多くの会計問題と同様に、いわゆる収益費用アプローチと資産負債アプローチの対立をいかに調整するかという点にあるということを示唆し、資産除去債務に関する資産負債の両建処理は、資産負債アプローチと収益費用アプローチの対立を回避して両者を調整するために産み出された 1 つの方策と解することができる（田中、2008、p.36）と結論づけている。

費用)が企業会計原則注解(注18)¹¹⁾を満たす場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰り入れることとなる。しかし、このような引当金処理は、計上する必要があるかどうかの判断基準や、将来において発生する金額の合理的な見積方法が必ずしも明確ではなかったことなどから、これまで広く行われてこなかったのではないかと考えられる(資産除去債務論点整理第18項)としている。我が国も米国と同様に有形固定資産の除去にあたり、将来において発生する金額の合理的な見積方法が明確ではなかったのだが、米国の場合、原子力発電施設解体費の取り扱いを発端に、資産除去債務の会計処理が統一されていなかった現状を踏まえて議論が出発したのに対し、我が国の場合、「企業会計原則注解(注18)を満たす場合、引当金に繰り入れる」ことが提示されている。

我が国は原子力発電施設解体引当金など引当金の制度が既に導入されていたという背景があることから、資産除去債務論点整理において引当金処理と資産負債の両建処理という2つの会計処理方法を並列に置いたうえで比較検討が開始されたものと思われる。

ASBJは、資産除去債務とこれに係る除去費用について、引当金処理と資産負債の両建処理という2つの会計処理方法を示した。引当金処理は、有形固定資産の解体、撤去等の処分、原状回復のサービス(除去サービス)はそれが除去されたときに受けるが、その有形固定資産の除去サービスを使用に応じて各期間に費用計上し、それに対応する金額を負債として認識するという考え方である。ただし引当金処理を行った場合は、資産除去債務の金額を注記事項として別途開示し、将来の負担を明示する必要があると考えられる(資産除去債務論点整理第20項)との見解を示した。これは負債の全額が財務諸表に表示されないため、注記による開示で投資情報の不足を補うことを意図したものと考えられる。

資産負債の両建処理は、有形固定資産の除去に係る支払いは、当初取得時ではなく、当該有形固定資産の除去時に支払われるが、たとえその支払いが後日であっても、債務として負担している金額を負債計上し、同額を有形固定資産の取得原価に反映させる処理を行う考え方である。ASBJは、有形固定資産の取得に付随して生じる除去費用の未払いの債務を負債として計上するものであり、同時に、対応する除去費用を当該有形固定資産の取得原価に含めることで、当該資産への投資について回収すべき額を引き上げることを意味する。すなわち、有形固定資産の除去時に不可避免的に生じる支出額を付随費用と同様に帳簿価額に加えた上で費用配分を行い、もって適切に回収ができないときには減損処理の対象とし、さらに、資産効率の観点からも有用と考えられる情報を提供するものである。また、このような考え方に基づく会計処理は、国際的な会計基準による会計処理とも整合し、資産除去債務の負債計上が不十分であるとする指摘にも対応するものと考えられる(資産除去債務論点整理第21項)とし、引当金処理と資産負債の両建処理を対比することによ

¹¹⁾ 企業会計審議会は「企業会計原則注解(注18)」で引当金要件を定めた。

る論証を試みている。

資産負債の両建処理については、企業がすでに引当金処理を採用し、引当金計上の実績がある場合に、今後、資産負債の両建処理を採用しなければならないのかということについて十分に議論すべきではないかとの意見も出された（資産除去債務論点整理第 22 項）¹²⁾。

これは従来から我が国の会計処理には引当金による会計処理が広く行われてきたことに対する企業への配慮を示したものと思われる。

資産負債の両建処理は、資産除去債務の将来の支払金額や支払時期が確定していない場合でも、法律上の義務に基づく場合など、資産除去債務の範囲に該当する場合には、有形固定資産の除去サービスの支払いが不可避免的に生じることとなるため、割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で負債を計上する。この会計処理は、環境問題を背景とした資産除去債務の早期認識に対する関心が高まりつつあること、将来の負担を財務諸表に反映することは投資情報として役立つといった、負債計上に対する情報ニーズに、より一層対応する形で支持されると ASBJ は考えた。つまり資産除去債務は返済義務のあるものとして負債に該当するものとし、貸借対照表に計上される。

「資産除去債務基準」では資産除去債務の算定を、「それが発生したときに、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定する。」とした。また、割引前の将来キャッシュ・フローは、「合理的で説明可能な仮定及び予測に基づく自己の支出見積りによる。」とした。見積金額の算定は、「生起する可能性の最も高い単一の金額又は生起し得る複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの発生確率で加重平均した金額とする。」とし、具体的な算定方法を提示している。米国が「公正価値による見積り」としているのに対して我が国の基準は評価技法に対する説明の具体性がとりわけ際立っている。

資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分する（第 7 項）とし、負債の計上額と同額を有形固定資産の帳簿価

¹²⁾ 佐藤 [2007]は、現行会計実務との関連で、現在、わが国では、電気事業法第 36 条の規定を実施するために、「使用済核燃料再処理引当金に関する省令」（昭和 58 年 3 月 31 日通商産業省令第 21 号、最終改正：平成 12 年 10 月 31 日通商産業省令第 289 号）と「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年 5 月 25 日通商産業省令第 30 号、最終改正：平成 15 年 3 月 31 日経済産業省令第 45 号）に基づいて、使用済核燃料再処理引当金と原子力発電施設解体引当金とが、電気事業者の貸借対照表に計上されている。また、数多くの企業において、環境安全対策引当金や汚染土壌処理損失引当金などが貸借対照表に記載されている。つまり、現行会計実務は、引当金処理によっているのである。そこで、資産負債の両建処理を採用すると、これらの引当金および過年度の繰入額の取扱いをどのようにするかが問題となる(佐藤、2007、pp.30-31)として従来の引当金処理から資産負債の両建処理への移行に伴う問題点を指摘している。本稿もこの問題点を視野に入れている。

額に加えることで貸借対照表における投資情報の促進を図っている。

また、引当金処理に関しては、有形固定資産に対応する除去費用が、当該有形固定資産の使用に応じて各期に適切な形で費用配分されるという点では、資産負債の両建処理と同様であり、また、資産負債の両建処理の場合に計上される借方項目が資産としての性格を有しているのかどうかという指摘も考慮すると、引当金処理を採用した上で、資産除去債務の金額等を注記情報として開示することが適切ではないかという意見もある（「資産除去債務基準」第 33 項）ことが指摘されている。ここでの議論には、資産負債の両建処理と引当金処理の選択にあたり、二者択一の結論に向けた激しい議論のせめぎ合いがあったものと推測される。とりわけ従来から引当金処理を行ってきた企業にとっては、会計方針の変更を伴う資産負債の両建処理導入に対する抵抗感は大きかったのではないだろうか。

さまざまな議論が収束した結果、ASBJ は次の理由により資産負債の両建処理を採用することとした。引当金処理の場合には、有形固定資産の除去に必要な金額が貸借対照表に計上されないことから、資産除去債務の負債計上が不十分であるという意見がある。また、資産負債の両建処理は、有形固定資産の取得等に付随して不可避免的に生じる除去サービスの債務を負債として計上するとともに、対応する除去費用をその取得原価に含めることで、当該有形固定資産への投資について回収すべき額を引き上げることを意味する。この結果、有形固定資産に対応する除去費用が、減価償却を通じて、当該有形固定資産の使用に応じて各期に費用配分されるため、資産負債の両建処理は引当金処理を**包摂**するものといえる。さらに、このような考え方に基づく処理は、国際的な会計基準とのコンバージェンスにも資するものであるため、本会計基準では、資産負債の両建処理を求めることとした（「資産除去債務基準」第 34 項）。ASBJ は、ここで「包摂」という文言により資産負債の両建処理と引当金処理との関係を整理している。

我が国は、引当金処理と資産負債の両建処理を比較検討した結果、資産負債の両建処理は引当金処理を包摂し、国際的な会計基準とのコンバージェンスにも資するため資産負債の両建処理を求めることとした。特筆されるべきは、米国の基準は引当金処理など他の会処理を併せて比較検討することなく、「公正価値により見積り、現在価値で測定する」との基本方針の下、資産負債の両建処理による会計志向で論理が一貫していることであり、また、それに対して我が国の基準は引当金処理と資産負債の両建処理という 2 つの会計処理を並列に論じ、その比較検討において資産負債の両建処理の優位性を「包摂」という言葉で整理することにより結論づけた点である。

しかし我が国でも資産負債の両建処理が選択されたものの、我が国の会計基準には例外もある。「資産除去債務指針」第 8 項（特別の法令等により除去に係る費用を適切に計上する方法がある場合）は、「特別の法令等により、有形固定資産の除去に係るサービス（除去サービス）の費消を当該有形固定資産の使用に応じて各期間で適切に費用計上する方法がある場合には、当該費用計上方法を用いることができる。」として引当金処理も認めてい

る。さらに「資産除去債務指針」第8項には、ただし、この場合でも、会計基準の定めに基づき、当該有形固定資産の資産除去債務を負債に計上し、これに対応する除去費用を関連する有形固定資産の帳簿価額に加える方法で資産として計上しなければならない。また、当該費用計上方法については、注記する必要があるとし、いわば、「引当金」と「資産除去債務」の共存を認める内容となっている。

まさに省令がここにいう「特別の法令等」にあたる。この例外規定には、これまで我が国で歴史的に行われてきた原子力発電施設解体引当金などの引当金処理を採用してきた企業に対する特段の配慮があったことが窺える。

第4節 日米間における会計基準の差異 —公正価値と負債の測定属性—

我が国では資産除去債務の会計基準制定に至るまでに関係者によりさまざまな意見が交わされたが、資産除去債務論点整理を基礎に検討する限り、我が国の基準制定に至る経緯において、米国のような公正価値による見積りや属性に関する議論はなく、主に評価技法の適正な選択と方法に議論の力点が置かれている。なお「資産除去債務基準」のなかで「属性」の文言が使われている箇所がいくつか存在するのでここで確認することとしたい。

資産除去債務の算定における割引前将来キャッシュ・フローについては、市場の評価を反映した金額によるという考え方と、自己の支出見積りによるという考え方がある。また、割引率についても、無リスクの割引率が用いられる場合と無リスクの割引率に信用リスクを調整したものが用いられる場合が考えられる。ASBJでは、割引前将来キャッシュ・フローの測定値と**属性**とそれに見合う割引率の組合せについて検討を行った（「資産除去債務基準」第36項）。

ここで使われている「属性」の文言は、米国のように厳密に測定属性¹³⁾の概念に言及している訳ではなさそうである。

また、一方、自己の支出見積りによる場合には、…（略）…以上のことから、本会計基準では、将来における自己の支出見積りが資産除去債務の測定値の**属性**の基礎として適当であるものと判断した（「資産除去債務基準」第38項）とし、「自己の支出見積り」が測定値の属性であるとの見解を示しているが、「測定値の属性」が何を指しているのか判然としない。これも測定属性の概念に言及しているとは言い難い。

また、「資産除去債務指針」にも、資産除去債務の測定値の**属性**を自己の支出見積りとしたことから、除去サービスを行う業者など、第三者へ見積りを依頼することまでは求め

¹³⁾ 永野 [2021] は、測定属性の概念を検討するにあたり、哲学における性質論や価値論を参考に、測定属性は会計測定の対象であるとともにその手段であるという2つの意味を課せられていたのである。それによって測定属性の概念に混乱がみられたのである(永野、2021、p.155) とし、測定対象だけではなく測定手段でもあると説明している。

ないこととした。ただし、合理的で説明可能な仮定及び予測を置くに際し、第三者からの情報を適宜利用することが考えられる（「資産除去債務指針」第 22 項）とあるが、ここでの「属性」も、「測定値の属性」の文言を使っていることから、とりわけ測定属性の概念に言及している訳ではなく、「属性＝物事に属する性質や特徴」との意味で、一般的な表現で「測定値の性質や特徴」と記述したものと思われる。以上から、我が国の「資産除去債務基準」における測定属性の文脈は、「現在価値により測定し、自己の支出見積り¹⁴⁾を測定値の性質や特徴とする」ものであると理解できる。なお ASBJ 概念フレームワークにおいても「測定属性」の文言は使われていないため、我が国には概念としての測定属性は存在しないとよいだろう。したがって属性の観点からは、我が国の会計基準は、米国のような測定属性についての概念にまで言及する意図はないようである。

米国では 1976 年に、FASB から「FASB Discussion Memorandum, An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting : Elements of Financial Statements and Their Measurement, December 2, 1976（「FASB 討議資料 財務会計および財務報告のための概念フレームワークに関する論点の分析：財務諸表の諸要素とその測定」1976 年 12 月 2 日）」（以下、「FASB 概念フレームワーク」という。）が公表され、そこでは 5 つの測定属性が提示された。その後、1984 年に公表された SFAC 第 5 号でも 5 つの測定属性が新たに整理された。SFAC 第 5 号では、現行の会計実務は、単一の属性に基づいていると特徴づけるよりもむしろ異なる属性に基づいているとみている。また、あらゆる種類の資産および負債に単一の属性を用いさせるような、単一の属性を選択させ、かつ実務を急激に変えようとするのではなく、異なる属性が引き続き用いられるよう提案し、FASB がどのような方法で特殊な状況にも適合する属性を選択するのかについて論じるものであるとしている（par.70）。米国では古くから属性の歴史的な検討経緯があり、米国の財務会計には属性の概念が根づいているといえよう。それは公正価値も同様で、SFAC 第 7 号で、現在価値が測定において用いられる際の唯一の目的は公正価値を見積ることにある（par.25）とした記述からも、米国では公正価値の概念に対する会計観が浸透していると考えられる。また米国で「公正価値」という用語が用いられた嚆矢は古く、110 年前の公益事業における料金決定であるという¹⁵⁾。「公正価値」を鉄道料金の決

¹⁴⁾ 鈴木 [2009] は、現在価値の測定属性には、市場の評価を反映する公正価値と企業自身の見積りに基づく使用価値とがある。資産除去債務の測定属性については、国際的な合意が得られているわけではない。しかし、測定属性を公正価値と使用価値のいずれかとするかは、見積値から乖離するリスクや信用リスクの取扱いに影響する。資産除去債務の測定属性としては、わが国の会計基準のように、自己の支出見積りに基づく使用価値を採用する方が、実行可能性の点で現実的であるほかに、経営者の将来見通しに関する情報の提供という観点からも望ましいと考えられる（鈴木、2009、pp.31-33）と説明している。

¹⁵⁾ 北村 [2014] は、公益事業ないしは公益企業にあっては料金算定のために、原価・費用等を積み上げた総額が回収できるよう料金を設定する「費用積上げ方式」と、真実かつ有効な事業資産の価値に対する公正な報酬としての金額を考慮して料金を算定する「レー

定の際に、事業投資者と利用者とがいずれも納得できる価額として用いていた。「公正価値」は、公益事業における料金決定の際に用いられ、事業に投資した者と利用者との間に成立する価額の公正性を追求するために必要とされたようである。米国は公正価値の概念が古くから浸透し、かつ測定属性の概念は、1984年に公表されたSFAC第5号により定義され、米国の会計に深く根づいてきた。

我が国でも2004年7月に、ASBJからASBJ概念フレームワークが公表され、資産・負債・費用・収益の4つの測定値が示されたが、本フレームワークは討議資料に留まったという経緯もあり、測定属性ではない測定値としてその種類と測定の意味についての提示に留まり、概念としての意義はない。

資産除去債務はいうまでもなく負債科目であるが、米国での測定属性概念の議論には、資産が先にあり、負債の属性にはあまり注意が払われなかったようである。とりわけ資産除去債務のような将来の除去を想定した考え方は当時としてはまだ想定していなかったことも理由として考えられる。

SFAC第5号は測定属性について、財務諸表において報告される項目は、異なる属性によって測定されており、それはその項目の性質ならびに測定される属性の目的適合性および信頼性に左右されるとし(par.66)、目的適合性と信頼性が属性の選択に影響を及ぼすことを指摘している。目的適合性と信頼性は対をなす基本的な質的特徴である。またFASBは、今後も引き続き異なる属性を用いる予定であるとしている(par.66)。

SFAC第5号によると、資産(および負債)について、以下の5つの異なる属性が現行の会計実務において用いられるとしている(par.67)。

- a. 歴史的原価(実際現金受領額)。
- b. 現在原価
- c. 現在市場価値
- d. 正味実現可能(決済)価額
- e. 将来のキャッシュ・フローの現在(または割引)価値

これら5つの異なる測定属性のうち現在価値の使用については、2000年に公表されたSFAC第7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の使用」(以下「SFAC第7号」という。)において、FASBは、1990年12月から1999年12月までに32の財務会計基準に関するステートメントを公表した。そのうち、15のステートメントは認識および測定に関する問題を扱っており、11のステートメントは現在価値法の使用を扱っている。FASBはそれらの公式見解の審議のさい、また本ステートメントの作成において、FASB諸概念ステートメント第5号 **営利企業の財務諸表における認識と測定**における測定属性に関する記述が、会計測定において現在価値をいつまたどのように用いるべ

ト・ベース方式」が考えられる(北村、2014、p.15)と指摘している。

きかを決定するうえで不十分であると考えている (par.4) とし、SFAC 第 5 号の測定属性における現在価値に係る重要性に触れ、その記述が十分ではないことを認めている。

FASB は原初認識時の測定およびそれ以降の期末におけるフレッシュ・スタート測定の場合には、ほぼ例外なく公正価値が基本であることを明らかにしている。また現在価値について、キャッシュ・フローと利率とをどのように組み合わせても現在価値という用語を最も広い意味で解しさえすれば、その組み合わせで現在価値の算定を行うことができる。しかし、現在価値はその算定自体が目的ではない。一連のキャッシュ・フローに恣意的な利率を単に適用するだけでは、財務諸表利用者に対して制約のある情報が提供されることになり、情報提供というよりもむしろ利用者をミスリードしかねない。財務報告に適合する情報を提供するためには、現在価値は資産または負債のなんらかの客観的な測定属性を表現するものでなければならない (par.22) ことに言及している。現在価値の算定自体が目的となることに警鐘を鳴らしているのである。現在価値が客観的な測定属性を表現することにより、財務諸表利用者、投資家に対して正確かつ有用な情報を提供することがいかに重要であるかを訴えかけていると思われる。その背景には公正価値が存在している。

SFAC 第 7 号では「公正価値」の文言が頻繁に使用されている。米国の測定属性概念及び現在価値の概念には公正価値の基本概念が深く根づいていることがわかる。

米国会計基準の測定属性と公正価値の関係を図示すると図表 5 のとおりである。米国の場合、測定属性の選択の根幹に公正価値の概念が存在している。

図表 5 SFAC (財務会計概念書) の測定属性

測定属性				
歴史的 原価 (実際現金受領額)	現在 原価	現在 市場 価値	正味 実現 可能 (決済) 価額	将来 の キャッシュ・ フローの 現在 (または 割引) 価値 (資産 除去 債務 など)
公正価値の概念が存在している				

(出所) SFAC 第 5 号 par.67 および SFAC 第 7 号 par.7 に基づき筆者作成

我が国では 2004 年 7 月に ASBJ 概念フレームワークが公表された。その後、2006 年 12 月に一部修正のうえ、新たな討議資料として公表されている。

その第4章「財務諸表における認識と測定」では、資産や負債のさまざまな測定値を混在させているとし、そこでは、市場価格や利用価値を、すべてのケースにおいて優先的に適用すべき測定値とは考えていない。原始取得原価や未償却原価を、市場価格などによる測定が困難な場合に限り適用が許容される測定値として消極的に考えるのではなく、それらを積極的に並列させている。財務報告の目的を達成するためには、投資の状況に応じて多様な測定値が求められるからである。資産と負債の測定値をいわゆる原価なり時価なりで統一すること自体が、財務報告の目的に役立つわけではない（第4章第53項）」として負債について、3つの測定値を提示したうえで、さらに割引価値をケース毎に4類型に分類している。

- (1) 支払予定額（決済価額または将来支出額）
- (2) 現金受入額
- (3) 割引価値
 - (3-a) 将来キャッシュ・フローを継続的に見積り直すとともに、割引率も改訂する場合
 - (3-a-①) リスクフリー・レートによる割引価値
 - (3-a-②) リスクを調整した割引率による割引価値
 - (3-b) 将来キャッシュフローのみを継続的に見積り直す場合
 - (3-c) 将来キャッシュ・フローを見積り直さず、割引率も改訂しない場合

我が国の場合は、米国のような公正価値の概念はなく、また測定属性ではなく測定値の文言を使用している。また測定概念よりも評価技法の具体的な考え方に比重が置かれている。我が国会計基準の測定値の分類（負債）と公正価値との関係を図示すると図表6のとおりである。

資産除去債務の測定に用いられる現在価値は、米国の場合、SFAC第7号で詳細に規定されている。我が国ではASBJ概念フレームワークに測定値として規定されている。さらに米国ではSFAC第7号の現在価値の記述に公正価値の概念を盛り込み、現在価値による測定における公正価値の意義を伝えている。

我が国ではASBJ概念フレームワークの測定値に公正価値の概念は存在しない。このような背景から、資産除去債務の会計基準設定にあたり、米国は基本概念としての「公正価値と現在価値との関係」が重要な意義を持つが、我が国では測定属性の基本概念は存在せず、評価技法としての現在価値を測定属性ではない「測定値」と位置づけたうえで、資産負債の両建処理と引当金処理に係る会計処理の実務的な検討が一義的な意義を持つことになったのではないだろうか。

負債の測定属性に公正価値の概念を有する米国と測定値として公正価値の概念を有さない我が国との相違は両国の会計基準の差異と密接な関係性を持つと考えられるのである。

図表6 ASBJ 概念フレームワークの測定値（負債）

		測定値		
支出額	支払予定額（決済価額または将来現金受入額）	割引価値（資産除去債務など）		
		将来キャッシュ・フローを継続的に見積り直すとともに、割引率も改訂する場合	将来キャッシュフローのみを継続的に見積り直す場合	将来キャッシュ・フローを見積り直さず、割引率も改訂しない場合
		①リスクフリー・レートによる割引価値		
		②リスクを調整した割引率による割引価値		
公正価値の概念は存在しない				

（出所）ASBJ 概念フレームワーク第 30 項から第 43 項に基づき筆者作成

第 5 節 公正価値の存在意義

現在価値（割引価値）について、我が国は ASBJ 概念フレームワークで、キャッシュフローと割引率の改訂の観点から評価技法の測定値として分析的に検討されている。一方で、FASB は、概念書 SFAC 第 7 号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の使用」により、公正価値の概念に基づく測定属性の観点から詳しい検討を加えている。

日米の測定属性と測定値を突き合わせると、一見して差異がないように見えるが、決定的な相違がある。公正価値概念の有無の相違である。つまり米国は公正価値の概念がすべての測定属性概念の根幹にあると考えられるのに対して、我が国は公正価値の概念が存在しない。米国では公正価値そのものは測定属性ではなく、測定属性を包含する広い概念とも考えられるが、根幹にある概念、これは基本理念といってもよいのかもしれないが、すべての会計基準の概念に影響を与えている。資産除去債務の会計基準における日米の違いをみると、米国は、公正価値を見積りの唯一の目的として現在価値を測定属性とし、会計処理は資産負債の両建処理を希求している。そこに我が国のように引当金処理を比較対称した検討を遡上に乗せる余地はない。我が国は、現在価値を、測定属性ではない測定値とし、会計処理にあたり引当金処理と資産負債の両建処理を並列に検討の遡上に乗せ、資産負債の両建処理は引当金処理を包摂するものとして、資産負債の両建処理による会計処理を選択した。日米の会計基準は結果としてほぼ同様の内容となったが、結論に至る経緯・道筋は異なることが明らかとなった。第 6 章では、原子力発電施設解体費を取り上げて測定属性の概念の考察を具体的に掘り下げることとする。

第6章 原子力発電施設解体費の測定属性概念

第1節 資産除去債務の擬制

我が国の原子力発電には4つの会計制度が存在する。原子力発電工事償却準備引当金、原子力発電施設解体引当金、使用済燃料再処理等（準備）引当金、および特定放射性廃棄物抛出金の4つである。本章では資産除去債務との関係を考察する観点から原子力発電施設の解体費用に係る引当金である原子力発電施設解体引当金について考察する。

「資産除去債務基準」の制定前から導入されていた原子力発電施設解体引当金制度はその名のごとく引当金であるが、それが「資産除去債務に関する会計基準」の導入とともに会計上は資産除去債務の会計基準により会計処理されている。しかし元来は引当金であったものが容易に資産除去債務に変貌して計上できるものなのか。どのように計上されているのか、それは資産除去債務の擬制ではないのかなど疑問は多い。第2節では、我が国で「資産除去債務に関する会計基準」が導入されたことに伴い、従来の原子力発電施設解体引当金の会計処理がどのように変貌したかを明らかにする。そして、原子力発電施設解体引当金と資産除去債務が共存していることを明らかにする。第3節では、原子力発電施設解体引当金の会計処理にあたり、引当金処理と資産負債の両建処理を並列に検討し、名目として「資産除去債務に関する会計基準」を導入したものの、実態として従来からの引当金処理が継続しているという、いわば資産除去債務の擬制ともいえる状況を、測定属性概念からの乖離という観点から考察する。第4節では、「混合の測定」ともいえる状況が会計に及ぼす影響を、企業会計原則の一般原則である真実性の原則の観点とASBJ概念フレームワークの質的特性の観点から考察する。第5節では、「混合の測定」が原子力発電施設解体費の一連の会計サイクルを維持するために不可欠なものであることを結論づける。

第2節 原子力発電施設解体引当金と資産除去債務の共存

原子力発電施設解体引当金制度とは、発電所の操業中に電気料金の一部を引当金とし、発電用原子炉施設の廃止措置に必要な資金を積み立てる制度である。電気事業審議会料金制度部会等における検討の結果、世代間の費用負担の公平を図るため、運転期間中に解体費用の費用を積み立てることが適当との結論が出され（1987年3月）、これを受けてこの制度が創設された。年度ごとに解体費用見積額を物価上昇等に応じて見直し、見積額の90%を限度に積み立てが行われている。なお、1990年度の租税特別措置法の改正により、当該年度以降の引当金については無税扱い（所得を計算する際に損金に算入が可能）となっている。原子力発電施設解体引当金は、1989年5月に制定された省令に詳細な規定がある。第二条（総見積額の承認）では、「対象発電事業者は、毎事業年度、当該事業年度終了の日

における総見積額（第五条第一項¹⁶⁾の承認を受けたものを除く。）を定め、当該事業年度末までに経済産業大臣の承認を受けなければならない。」としている。ここでいう「総見積額」とは、特定原子力発電施設ごとの解体に要する全費用の見積額をいう。

2000年12月に制定された「原子力発電施設解体引当金取扱要領」（12資公部第340号）（第三）では上記「総見積額」の算式が、原子炉の型式（沸騰水型原子炉・加圧水型原子炉）に応じて詳細に定められている。

電力会社は、省令に基づき、毎年度、原子力発電所一基毎の廃止措置に要する総見積額を算定し、経済産業大臣の承認を得た上で、発電所一基毎の発電実績に応じて解体引当金を生産高比例法により積み立てることが義務づけられていた。この生産高比例法の前提となる「想定総発電電力量」は、運転期間を40年、平均的な設備利用率を76%として、その間に認可出力で稼働した場合を前提に設定されていた。ただし運転を終了すれば引当を行えない仕組みとなっており、想定より早期に運転終了となる場合など、解体引当金が総見積額に達しないまま運転終了する可能性がある。こうした場合、運転終了時点で解体引当金の引当が総見積額に達していなければ、未引当相当額が一括計上されることとなっていた。しかし東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、原子力発電所の長期にわたる稼働停止が続いたため、生産高比例法の下では解体引当金の引き当てがほとんど進まなくなった。また、原子力規制委員会から運転許可を得た原子力発電所でも、新たな情報から基準が変更された場合に最新の基準に適合させることが求められる新規制基準の導入等を考慮した場合、平均的な設備利用率を確実に見直すことが困難となり、生産高比例法の前提となる想定総発電電力量の設定が難しくなるおそれがあった。このような料金原価上の取扱い及び会計処理では、本来的には電気料金で回収することが認められていた費用が実際には回収できなくなる可能性があるとの懸念があった。そして電気料金で回収できない多額の費用が発生した場合、円滑かつ安全な廃止措置に支障が生じるおそれがあった。

電気料金は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第19条において、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等が規制部門の電気料金の認可基準として規定されており、最大限の経営効率化を踏まえた上で、電気事業の遂行に当たって必要な費用については、電気料金の原価に含まれることとなっていた。これまでも、原子力発電所の建設コストや建設に係る資金調達コストは、減価償却費や事業報酬として、原子力発電所の廃止措置に要する費用は原子力発電施設解体費として料金原価に含めることが認められてきたのである。

¹⁶⁾ 第五条第一項は次により廃止時の扱いを規定している。「特定原子力発電に原子炉の運転を廃止しようとする対象発電事業者は、当該廃止が行われる日（以下単に「廃止日」という。）の属する事業年度以後の各事業年度終了の日における当該特定原子力発電施設に係る総見積額を定め、経済産業大臣の承認を受けなければならない。」

図表 7 原子力発電施設解体引当金制度の主な経緯

年 月	内 容
1985年7月	総合エネルギー調査会原子力部会報告 (「商業用原子力発電施設の廃止措置のあり方について」)
1987年3月	電気事業審議会料金制度部会報告 (引当金による料金原価算入が適当)
1988年度	会計上の引当開始
1989年5月	「原子炉等廃止措置引当金に関する省令」の公布・施行
1990年4月	省令の名称を「原子力発電施設解体引当金」に改正
1999年5月	総合エネルギー調査会原子力部会報告 (「商業用原子力発電施設解体廃棄物の処理処分に向けて」)
1999年8月	電気事業審議会料金制度部会報告 (処理処分費用について引当金方式で積立てることが適当)
2000年4月	放射能で汚染された廃棄物の運搬・処理・処分費用を引当対象に追加
2005年5月	原子炉等規制法改正(クリアランス制度の整備等)
2007年5月	総合資源エネルギー調査会電気事業分科会 原子力発電投資環境整備小委員会報告 (原子力発電施設廃止措置費用の過不足評価について)
2008年3月	原子炉等規制法改正等に伴う見積範囲見直し
2010年4月	「資産除去債務会計基準」の導入に伴い、積立限度額を見直し

(出所) 資源エネルギー庁 [2013] p.16 に基づき筆者作成。和暦は西暦に変更した。

他方で新たな規制等により、長期間の運転停止や想定外の早期運転終了に伴う解体引当金の積立不足といった事態が生じ、電気料金で回収することが認められていた費用が実際には回収できなくなるという懸念や問題が生じてきた。このような背景から、原子力発電施設解体引当金の引当方法については、原子力発電所の稼働状況にかかわらず着実に解体引当金の引当を進め、また、一定の期間における各期の引当額を平準化する観点から、従来の生産高比例法から定額法に変更されることとなった。また引当期間については、実際に解体が本格化するまでの間、運転終了後であっても引当を継続することとし、運転期間40年に安全貯蔵期間10年を加えた50年を原則的な引当期間とした。原子力発電施設解体引当金制度の主要な経緯を示すと図表7のとおりである。

電気料金負担への影響として、原子力発電施設解体引当金については、発電所一基毎の発電実績に応じて引き当てることとしており、これによって生じる費用(原子力発電施設解体費)は料金原価項目に含めることとなっている。原子力発電所の稼働状況に関わらず

着実に引当を進め、また、一定の期間における各期の引当額を平準化する観点から定額法とし、運転終了後も実際に解体が本格化するまでの間は引当を継続することとした場合、運転中は、通常、想定通りに稼働することを念頭に料金原価に算入されていることを前提とすれば、運転終了を決定する前の電気料金に対して追加負担の要因とはならないとしている。電力会社には、省令があるので、費用計上の方法はこの省令に基づき解体引当金の繰入額として費用計上するが、資産除去債務を負債に計上し、これに対応する除去費用を原子力発電設備に加える方法で資産として計上している。つまり原子力発電施設解体引当金と資産除去債務が共存するという奇妙な会計の実態となっている。これは換言すれば、引当金処理と資産負債の両建処理という2つの会計処理が共存していることでもある。

東京電力ホールディングス株式会社 有価証券報告書 2021 年度（第 98 期）によると、注記事項のうち、4.会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法として、有形固定資産は定率法によっている。無形固定資産は定額法によっている。耐用年数は、法人税法に規定する基準と同一である。なお、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、「(9) 原子力発電施設解体費の計上方法」に記載している¹⁷⁾とある。前述のとおり、原子力発電施設解体費は、「資産除去債務指針」第 8 項を適用して、省令の規定に基づき、総見積額を、発電設備の見込運転期間にわたり定額法で計上する。したがって資産除去債務を負債に計上するとともに、有形固定資産に資産除去債務相当資産を計上し、原子力発電施設解体費の引当相当額を定額法により費用計上しているという会計処理となる。

また、いわゆる電力大手中央 3 社といわれる東京電力ホールディングス株式会社、関西電力株式会社、中部電力株式会社、夫々の 2021 年度 有価証券報告書によると、資産除去債務の金額の算定方法について、関西電力株式会社および中部電力株式会社の同報告書には、「省令に基づき原子力発電施設解体引当金として計算した金額が、上記算定による金額（資産除去債務により割引率 2.3%を使用して算定した金額）を上回る場合には、同省令に基づく金額を計上している。」との記載がある¹⁸⁾（ただし「省令に基づき原子力発電施設解体引当金として計算した金額が、上記算定による金額（資産除去債務により割引率 2.3%を使用して算定した金額）を下回る場合」の説明はない。）（図表 8 および図表 9 参照）。

この記述から、電力会社は原子力発電施設解体引当金の算定にあたり、「資産除去債務に関する会計基準」に基づく現在価値（割引率 2.3%）を計算するとともに、省令に基づく引

17) 東京電力ホールディングス株式会社 [2022]「有価証券報告書 2021 年度（第 98 期）」 p.98

18) 関西電力株式会社 [2022]「有価証券報告書 2021 年度（第 98 期）」 p.98 及び中部電力株式会社「有価証券報告書 2021 年度（第 98 期）」 p.97 参照。なお東京電力ホールディングス株式会社の有価証券報告書には当該内容の記載はない（本稿 図表 3 参照）。

当金も同時に算定し、両者の算定結果を比較のうえ省令に基づく引当金の計上に優位性を与えていることが推測できる。有価証券報告書による説明からは各々の詳細な金額は読み取れないが、原子力発電施設解体引当金は、資産除去債務よりも引当金の考え方を優先しつつ、かつ資産除去債務と共存している。これは引当金処理と資産負債の両建処理という2つの会計処理が1つの取引のなかに共存¹⁹⁾していることでもある。また2つの会計処理の選択が一企業に委ねられている。会計基準の解釈に伴う企業の判断に余地があるということだろうか。

図表 8 資産除去債務の金額の算定方法（関西電力株式会社）

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1 資産除去債務の概要

主として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。

なお、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）により費用化している。

2 資産除去債務の金額の算定方法

「1 資産除去債務の概要」に記載している特定原子力発電施設の廃止措置については、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号 以下「解体省令」という。）に基づく原子力発電施設解体費の総見積額を基準とし、同省令に定める特定原子力発電施設の運転期間を使用見込期間とし、割引率2.3%を使用して算定した金額により計上している。

ただし、解体省令に基づき原子力発電施設解体引当金として計算した金額が、上記算定による金額を上回る場合は、同省令に基づく金額を計上している。

3 資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	508,279百万円	517,672百万円
期中変動額	9,392	5,318
期末残高	517,672	522,990

（出所）関西電力株式会社 [2022]「有価証券報告書 2021年度（第98期）」p.98

¹⁹⁾ 複数の異なったものがお互いに損なうことなく同じ環境のもとで存在することを「共存」とし、本稿では、原子力発電施設解体引当金と資産除去債務の関係は共存であり、引当金処理と資産負債の両建処理の関係も共存と定義している。したがって本来同時に存在すべきものではないものが、一定の関係を保ちながら存在する「併存」としていない。

図表 9 資産除去債務の金額の算定方法（中部電力株式会社）

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

主として「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（1957年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。

なお、有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（1989年5月25日 通商産業省令第30号）の定めに従い、原子力発電施設解体費の総見積額を運転期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっている。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

特定原子力発電施設の廃止措置については、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（1989年5月25日 通商産業省令第30号）に定める積立期間（運転期間）を支出までの見込み期間とし、割引率は2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算している。

ただし、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（1989年5月25日 通商産業省令第30号）に基づき原子力発電施設解体引当金として計算した金額が、上記算定による金額を上回る場合には、同省令に基づく金額を計上している。

3 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当連結会計年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
期首残高	255,177	261,794
資産除去債務の履行による減少額	△1,318	△4,132
その他	7,935	8,712
期末残高	261,794	266,374

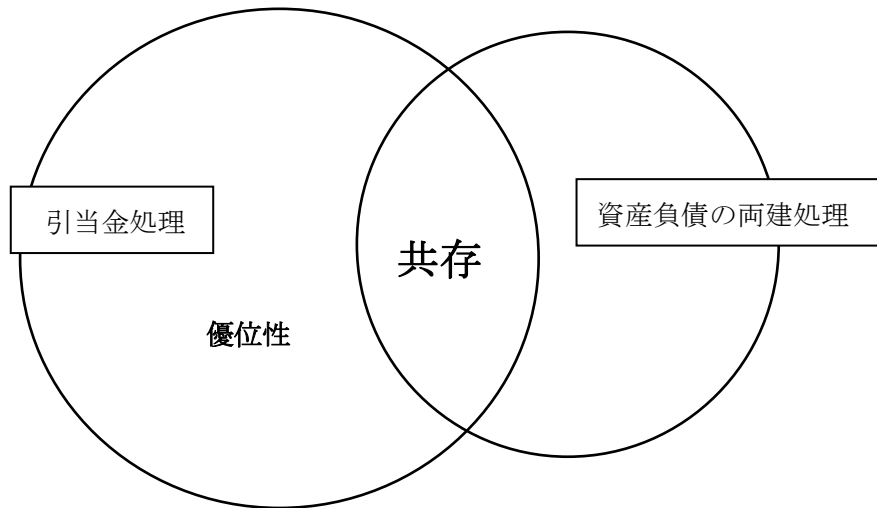
（出所）中部電力株式会社「有価証券報告書 2021年度（第98期）」p.97

ASBJは、「資産除去債務に関する会計基準」の公表にあたり、「有形固定資産に対応する除去費用が、減価償却を通じて、当該有形固定資産の使用に応じて各期に費用配分されるため、資産負債の両建処理は引当金処理を包摂するものといえる。」としたが、原子力発電施設解体引当金は、包摂の関係ではなく共存の関係により成立していることは明らかである。

原子力発電施設解体引当金と「資産除去債務に関する会計基準」における引当金処理及び資産負債の両建処理の関係を図示すると図表10および図表11のとおりである。

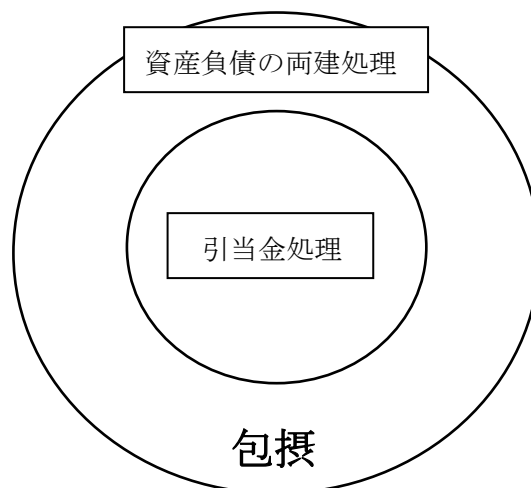
原子力発電施設解体引当金は、引当金処理と資産負債の両建処理が共存しているため会計処理が重なっている。しかし引当金処理は資産負債の両建処理よりも優先された会計処理となっているため優位性を持っている。一方で、「資産除去債務会計基準」は、引当金処理が資産負債の両建処理に包摂されるため、引当金処理はあくまで資産負債の両建処理の枠内での会計処理となるのである。

図表 10 原子力発電施設解体引当金に係る会計処理の関係



(出所) 筆者作成

図表 11 「資産除去債務会計基準」に基づく会計処理の関係



(出所) 筆者作成

第 3 節 測定属性概念からの乖離

我が国の引当金会計は、企業会計原則において 1949 年に設定されてから、1954 年、1963 年、1974 年、1982 年と 4 回の修正を経て 1982 年の改訂による規定が現行の規定である。

企業会計原則注解 注 18 は、引当金について次のように規定している。

【企業会計原則注解 注 18】 引当金について

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。

発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

引当金は、通常、借方に「引当金繰入 ×××」、貸方に「引当金 ×××」という仕訳で決算整理される。この仕訳の借方側が、当期の収益に対応づけられる費用・損失の項目であり、貸方側が、経済的負担を表すものとして認識された負債である。このように引当金の計上において、費用・損失の認識と、負債の計上が同時に行われる。

このうち収益に対応する費用を計上して期間利益を算定するために、費用・損失の計上を重視するのが収益費用アプローチである。これに対して資産負債アプローチのもとでは、当期までの経営活動の結果として企業が将来に資産を引渡すべき義務を負っていることに着目し、これを負債として認識する側面が重視される。引当金の設定は、企業にとって避けられない将来の経済的負担のうち、当期の収益に負担させることが妥当な項目のみに限定されなければならない。なお「資産除去債務に関する会計基準」について、ASBJ の資産除去債務論点整理によると、資産負債の両建処理によって資産除去債務を負債に計上する場合、当該負債と企業会計原則注解（注 18）の引当金との関係を次のように整理している²⁰⁾。

資産負債の両建処理によって資産除去債務を負債に計上する場合、当該負債と企業会計原則注解（注 18）の引当金との関係を整理する必要があるのではないかとの意見がある。この場合、企業会計原則注解（注 18）にいう引当金²¹⁾ は、収益費用の対応概念を根拠として、将来的に発生する可能性が高い支出が当期以前の事象に起因している場合における

²⁰⁾ ASBJ [2009] 「資産除去債務の会計処理に関する論点の整理」第 29 項～31 項。

²¹⁾ 若杉 [2011] は、注解・注 18 について、この考え方の基礎にあるものは収益費用法、すなわち期間損益計算を志向するアプローチである。引当経理はまさに収益費用法のもとに生じ、そこにおいて存在意義をもっている（若杉、2011、p.14）と指摘している。

各期の負担に属する額の繰入残高である（資産除去債務論点整理第 29 項）。ファイナンス・リース取引の場合には、その経済的実態がリース物件を売買したときと同様の状態にあると認められるとすると、それは当期の負担に属する繰入額に対応する貸方項目である引当金とはすでに区別されていると考えられる。したがって、状況 1（資産除去債務の将来の支払金額が固定され、かつ、支払時期が確定している場合）で計上される負債は、引当金とは切り離して整理されている（第 30 項）。一方、状況 2（将来の支払金額が固定されない場合、又は、支払時期が確定していない場合）において資産除去債務の負債計上を行う場合、それは費用性の観点から計上される引当金に代えて、情報ニーズに対応した負債性の観点から当該資産除去債務が負債に計上されるものであるため、引当金とは区別されると考えられる。したがって、状況 2 で計上される負債も、引当金とは切り離して整理されることになる（資産除去債務論点整理第 31 項）。

原子力発電施設解体費は、上記の状況 2 に該当するものと思われるが、資産負債の両建処理が、環境問題を背景とした資産除去債務の早期認識に対する関心が高まりつつあることや、将来の負担を財務諸表に反映することは投資情報に役立つといった、負債計上に対する情報ニーズに、より一層対応する形で支持されると考えられる（資産除去債務論点整理第 28 項）としているように、情報ニーズに対応し、意思決定有用性を促進するものと考えられる。しかし引当金とは切り離して整理されるはずの資産除去債務が、なぜ原子力発電施設解体引当金に対しては例外措置が取られることになったのか。政府関係の資料から、原子力発電施設解体費が引当金として手当されるに至った経緯を考察することとする。

電気事業審議会料金制度部会の 1987 年報告書によると、諸々の検討の結果、原子力発電施設廃止措置の費用を引当金により手当する方法とした経緯が詳細に説明されている。その検討概要は概ね以下のとおりである²²⁾。

(1) 原子力発電施設廃止措置費用の性格について

原子力発電施設の廃止措置は、原子力発電施設の運転終了におこなう除去・処理作業であるが、その費用発生の原因は当該発電施設の運転中にあることは明らかであり、将来発生することも確実である。一方、費用が発生する原因が生ずる時点と実際に費用が確定し支払われる時点では相当長期間にわたる時間的ずれがあり、また、廃止措置費用が多額であり費用が確定し支払われる時点の収支にかなりの影響をおよぼすことから、世代間の負担の公平を図り、将来の世代に負担を転嫁することがないように発電段階で費用を手当することが必要である。費用見積りの合理性については、総合エネルギー調査会原子力部会報告（1985 年 7 月）において、廃止措置の対象設備範囲、対象作業範囲、廃止措置方式が検討され、標準工程が明確にされた。「費用見積りについては、標準工程に基づき、現在お

²²⁾ 1987 年報告書は国立国会図書館等で入手を試みたが、入手できなかったため、総合資源エネルギー調査会（2004 年 3 月 8 日）資料により本文の内容を確認した。

よび近い将来可能な技術の使用を前提として、一般に適用されている工事費積算法（個別積算法）を用いて、たとえば 110 万 kW 級の施設につき約 300 億円（1984 年の価格）と算定されている。…（中略）…このように、標準的なケースにおける合理的費用見積りが理論的に可能となったと考えられるが、実際に料金原価に算入するにあたっては、今後、引当額の算入方法等について内外の諸情勢や具体的ケースも踏まえた検討が十分おこなわれる必要がある。」

(2) 原子力発電施設廃止措置費用の手当の方法について

原子力発電施設廃止措置費用の手当の方法については、①引当金方式、②負残存価値減価償却方式、③外部減債基金方式の 3 つがある。

①引当金方式は、廃止措置費用を年数に対応して引き当てる方式でイギリス、フランス、西ドイツで採用されている。引当金方式は我が国においても一般的な会計制度であり、原子力バックエンド費用のうち使用済核燃料の再処理費用については、核燃料の燃焼時点で引き当てる方式が採用されている。

②負残存価値減価償却方式は、廃止措置費用（負残存価値）を建設費に加算して、減価償却勘定をつうじて耐用年数のあいだに順次回収していく方式で、アメリカの多くの州で採用されている。本方式はアメリカの会計制度において一般に認められた方式であるが、我が国においては慣行化されていない。

③外部減債基金方式は、廃止措置費用を年々分割して外部に積み立て、元利合計が廃止措置費用と等しくなるようにする方式で、アメリカの一部の州で採用されているが、これは、一般的にアメリカの電力会社の企業規模が小さく、資金担保力が低いことによるものと考えられる。

(3) 放射性廃棄物の処分費用について

放射性廃棄物の処分費用についても、原子力発電をおこなうことに伴う費用であり、将来発生することが確実であることから、原則として発電をおこなっている時点の費用であると考えられる。しかしながら…（中略）…現状においてはなお不確定な要素が多く、将来の費用を合理的に見積もることは困難である。したがって、引き続き内外の事態の推移を見極めていくことが必要である。

このような検討経緯を踏まえて、1987 年の報告書は以下の結論に至った。

(1) 原子力バックエンド費用のうち、原子力発電施設廃止措置費用については、発電をおこなうことに伴う費用であって将来発生することが確実であり、また、1985 年 7 月の総合エネルギー調査会原子力部会の報告により費用の合理的見積りが理論的に可能となったことから、世代間負担の公平を図るため、発電をおこなっている時点で引当金を積み立てる方式によって料金原価に算入することが適当である。ただし、実際に料金原価に算入するにあたっては、今後、引当金の算入方法等について内外の諸情勢や具体的ケースも踏まえた検討が十分おこなわれることが必要である。この場合、企業会計および税制上の取

扱いとの整合性が図られることが望ましい。

(2) 原子力バックエンド費用のうち、放射性廃棄物の処分費用については、現時点では処分方法等についてなお不確定な要素が多く、将来の費用を合理的に見積ることが困難であるため、引き続き内外の事態の推移を見極めていくことが必要である。なお、引当金対象と考えられるものについては、費用の合理的見積りが可能となった時点において、改めて本部会において料金原価への算入をはじめとしたその取扱いについて検討することが適当である。

上述のように、原子力発電施設廃止措置費用の手当の方法については、①引当金方式、②負残存価値減価償却方式、③外部減債基金方式の3つの方式のなかで、①の引当金方式が採用されることとなった。その理由として、「引当金方式は我が国においても一般的な会計制度である」ことが挙げられている。一方で、②の負残存価値減価償却方式は、「アメリカの会計制度において一般に認められた方式であるが、我が国においては慣行化されていないと述べられている。また、負残存価値減価償却方式は、廃止措置費用（負残存価値）を建設費に加算して、減価償却勘定をつうじて耐用年数のあいだに順次回収していく方式とされており、この方式は、資産負債の両建処理に類似しているようにもみえる。

なお、原子力発電施設廃止措置費用の手当として「アメリカの会計制度において一般に認められた方式」という負残存価値減価償却方式であるが、2001年に制定されたFAS143の序文には、原子力発電施設解体費等を念頭に、1.有形固定資産の除却に関連する債務については、多様な会計実務が開発された。ある企業は、減価償却費（及び減価償却累計額）の1要素として、または負債として、当該債務を関連資産の耐用年数にわたって比例配分して計上している。他の企業は、資産を除却するまで財務諸表に当該債務に関する負債を認識していないと記述されている。FAS143が制定される2001年時点までは原子力発電施設解体費の明確な会計基準が存在しなかったため、「アメリカの会計制度において一般に認められた方式」であるとする電気事業審議会料金制度部会の認識には誤解があるように思える。当該の記述に対しては、「アメリカの会計実務において一般におこなわれている。」などと解することが妥当であろう。

「引当金方式が我が国においても一般的な会計制度である」として、原子力発電施設解体引当金が創設された。その後、「資産除去債務に関する会計基準」が制定され、前述のとおり、「資産除去債務指針」第8項に基づく例外規定として引当金処理は引き続き認められることとなった。ただしASBJは、なぜ引当金処理も認めることとしたのか、指針等でその理由を明白に述べていない。

我が国の現行の会計基準は、例えば、事業用資産については取得原価が原則的な基準として採用され、金融資産は時価で評価されるという混合的測定による評価が適用されている。原子力発電施設解体引当金の場合、引当金処理と資産負債の両建処理の2つの会計処理を共存させている。1つの取引を2つの会計処理（測定方法）により、いわば「測定の

混合」ともいえる特殊な会計処理が採用されている。ここには測定属性の概念は存在しない。測定属性概念からは乖離した会計処理となっているのである。

第4節 「測定の混合」が会計に及ぼす影響

測定属性概念から乖離した「測定の混合」は会計にどのような影響を及ぼすのだろうか。そもそも混合という文言が会計において認知されたのは「混合的測定」であり、混合的測定が資産の評価に有用だからである。企業が保有する資産には、生産・販売などの企業活動に伴い用いられる事業用資産があり、この資産は取得原価を原則的な基準としている。一方で、企業が余剰資金の運用として保有する金融資産は市場価格を基礎として時価で評価されている。つまり事業用資産と金融資産では異なる評価基準が適用されている。このような状況は混合的測定とされる。

混合的測定がなぜ必要かという点、事業用資産と金融資産とではその性質が異なるからである。事業用資産は原材料や機械装置などであり、時価の変動により利益を獲得することを目的として保有するのではない。事業用資産は、それを利用して生産した製品・サービスが市場で販売され、企業が意図した価値を生みださない限り、取得原価で評価することになる。

金融資産は市場価格に等しい価値を有しており、事業の遂行に影響を受けることなく市場での売却が可能となる。逆に市場で売却する以外に投資の目的を達成することができない。したがって金融資産は、市場価格を中心とした時価で評価することになる。

このような合理的な評価基準が適正な資産評価となり財務諸表の信頼性を高めることになる。しかし「測定の混合」はどうであろうか。

我が国の「企業会計原則」は、7つの一般原則を定めている。最初に掲げる原則は「真実性の原則」である。これは「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない」とする原則である。

この原則のいう真実とは、相対的な真実性を意味している。今日の会計は、多くの事項について主観的な見積りが含まれる。また1つの取引に複数の会計処理方法が認められる場合がある。したがって採用する会計処理の方法により利益計算の結果は異なる。真実性の原則にいう真実とは、絶対的な真実ではなく、相対的な真実を意味するものとされている。すなわち一般に公正妥当と認められる会計基準に従って会計が行われるとき、その結果は真実なものとなされる。

さて、関西電力株式会社および中部電力株式会社の有価証券報告書に「省令に基づき原子力発電施設解体引当金として計算した金額が、上記算定による金額（資産除去債務により割引率2.3%を使用して算定した金額）を上回る場合には、同省令に基づく金額を計上している。」との記載であるが、1つの取引を2つの会計処理方法（引当金処理と資産負債の

両建処理)により同時に測定している。これは相対的な真実を意味するものだろうか。

そもそも真実性の原則に関する従来の一般的な説明とは論理的に矛盾しているのではないだろうか。真実は1つであって絶対的なものであり、真実が複数あって相対的なものであるというのは、論理的にありえないからである²³⁾。しかし会計処理および評価方法は、会計上の計算目的に応じて様々に変化する。一方で1つの会計事実について選択可能な多くの会計処理方法があり、他方では、その時々異なった計算目的に応じて選択する会計処理方法も異なってくる。ある選択された会計処理方法が適切か否かは、それが計算目的に適合しているかどうかという観点から判定される。この意味で、真実性の概念内容は目的依存的性格を持ち、各時代における社会的・経済的環境条件との関連で相対的に変化するものである²⁴⁾。相対的真実性が1つの取引に複数の会計処理方法を認めるのは、社会経済の変化とともに会計の目的が時代とともに変遷し、求められる会計処理や評価方法も変化するという事実を踏まえているからなのである。その意味において、関西電力株式会社と中部電力株式会社の会計処理は、真実性の原則に基づいた一般に公正妥当と認められる会計基準に従って会計が行われたとみなすことができるのだろうか。相対的真実性の意味する1つの取引に複数の会計処理を認めるということは、複数の会計処理のうち1つの会計処理を認めると理解できるからである。したがって複数の会計処理のうち2つの会計処理を行ったうえで1つの会計数値を採用することについてはその根拠が明確に示されていないため疑問の余地がある。

なお企業会計原則の一般原則は、個々の会計ルールを体系的に理解し、会計基準の整合性や首尾一貫性を確保するための拠り所となっている。そして「真実性の原則」は企業会計原則の最上位におかれている。一方で、企業会計原則の目的をよりいっそう明示的に掲げているのがASBJ概念フレームワークである。ASBJ概念フレームワークでは、会計情報の「意思決定有用性 (decision usefulness)」が最重視されている。意思決定有用性は、真実性の抽象的な概念とは異なり、情報提供機能の観点から会計情報に求められる質的特性について解釈を加えている。1つは意思決定との関連性であり、もう1つは信頼性である。意思決定との関連性とは、会計情報に情報価値があることであり、会計情報を入手することにより投資家の期待効用が改善される。その下位の概念が、情報価値の存在と情報ニーズの充足である。信頼性は、表現の忠実性・検証可能性・中立性という3つの下位の概念にゆだねられている。表現の忠実性は、同じ対象には同じ表現を、異なる対象には異なる表現を要求する。検証可能性は、測定値である会計数値のバラツキ、ノイズをできる限り小さくすることを要求する。中立性は、特定の利害集団だけに有利になるような偏向性を抑止することを要求する (あらまはは図表12を参照)。この考え方を関西電力株式会

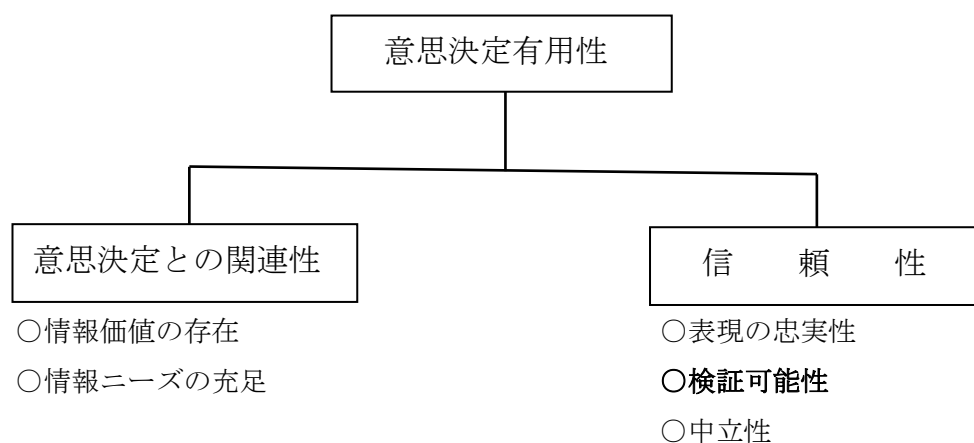
²³⁾ 上野[2018] p.25. 上野は相対的真実性について、記号論理学を用いて、会計における相対的真実性が理論的に成立することを解明している。

²⁴⁾ 上野[2018] pp.53-54

社と中部電力株式会社の会計処理に照らすと、1つの取引に対して引当金処理と資産負債の両建処理という2つの会計処理を行うことにより資産除去債務の金額を算定し、計上している。しかも2つの会計数値のいずれか1つを採用し、その金額の多寡によりいずれの会計数値を計上するかが決定されることになる。これは上記の信頼性の下位概念である検証可能性から逸脱しているように思える。測定値である会計数値は首尾一貫した会計処理によりなされるものであり、金額の多寡に左右されるものであってはならないからである。

また一般的な制約となる特性のうち内的整合性は、ある会計情報が、既存の会計基準全体の内容やそれを支える基本的な考え方と矛盾していないことである。比較可能性とは、会計情報が時系列比較や企業間比較を通じて役立つためには、同じ取引や事象には同じ会計処理が行われ、異なるものには異なる会計処理が適用されなければならないことを意味する。したがって関西電力株式会社と中部電力株式会社の会計処理は、複数の会計処理のうち2つの会計処理を行い、1つの会計数値を採用することから内的整合性をも逸脱している可能性がある。会計数値の信頼性を開示情報により充実させるべきであろう。また関西電力株式会社と中部電力株式会社と同様の会計処理を行っていない電力会社が他にあるとすれば比較可能性についても懸念されるところである。

図表 12 質的特性の関係図



===内的整合性、比較可能性===

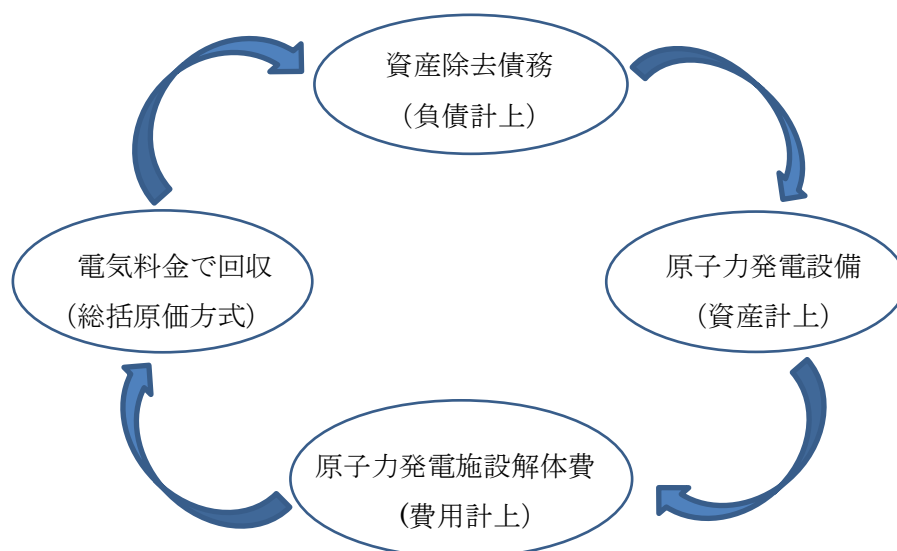
(出所) 桜井 [2016] p.68

第5節 「測定の混合」と会計サイクル

我が国の原子力発電に係る4つの会計制度のうち原子力発電施設解体引当金に焦点を当て、測定属性概念の観点から考察した。その結果、原子力発電施設解体引当金と資産除去債務が共存していることが明らかとなった。そしてその実態は、引当金処理と資産負債の両建処理が、包摂ではなく共存という関係性によって会計処理が成立していることが明らかとなった。原子力発電施設解体引当金が引当金方式となった過去の経緯に鑑みると、発電をおこなっている時点で引当金を積み立てる方式によって料金原価に算入することが適当であるとの見解が示され、この理由として、世代間負担の公平を図ることがあげられた。引当金方式は収益費用アプローチの観点から適正な期間損益計算を追求することになるが、測定属性の概念からは乖離し、いわば「測定の混合」ともいえる特殊な会計処理となった。これは原子力発電施設解体費を原価に算入することにより総括原価方式²⁵⁾の下で電気料金として回収するという一連の会計サイクルを堅持するための苦肉の策といえなくもない。「測定の混合」は、原子力発電施設解体引当金の会計サイクルを維持するための重要なファクターとなっているのである。

このように原子力発電施設解体引当金には意義が認められると同時に課題も存在する。第6章では、原子力発電施設解体引当金の意義と課題を考察する。なお原子力発電施設解体引当金の会計サイクルの概念を図示すると図表13のとおりである。

図表13 原子力発電施設解体引当金の会計サイクル概念図



(出所) 筆者作成

²⁵⁾ 総括原価方式の総括原価とは、電力会社が電気事業を運営するにあたり必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額をいう。

第7章 おわりに

第1節 原子力発電施設解体引当金の意義と課題

電力会社は、公益事業として需要家に対して電気を安定供給する義務があり、安定供給を続ける責務を担っている。それは公益事業を実施する株式会社として公益性と私益性の性格が同時に求められることでもある。公益性の側面からは、我が国のエネルギー安定供給と安全保障のために電気を不断に需要家に送り届ける使命を有している。また、国のエネルギー政策を実施する事業者としての性格を有する。私益性の側面からは、株式会社として投資家に対する安定的な配当政策を実施し、利益を生み出す株式会社として会社を継続していく必要がある。このような公益性と私益性の間（はざま）に原子力発電施設解体引当金が存在しているのではないか。

公益性と私益性という双方の性質を併せ持つ電力会社であるが、原子力発電施設解体引当金は、「世代間の公平を図る」ための公益性と株式会社として投資家に配当を行うための私益性との妥協の産物ともいえるのではないだろうか。そして会計としての本質は、その妥協の結果として、拘束力を伴う収益費用アプローチを志向しているという点である。

第2節では、原子力発電施設解体引当金を総括原価方式²⁶⁾を前提とした電気料金との関係において考察する。第3節では、電力会社に適用される電気事業法と電気事業会計の特殊性に触れ、会計原則との相反性を考察する。第4節では、公益企業としての電気事業会計を、制度会計の観点から着目し、規制産業である公益企業の法的枠組みが、会計原則との均衡を図るうえでの重要なファクターとなっていることを指摘したうえで本論文全体を総括することとしたい。

第2節 原子力発電施設解体引当金の本質

電気事業は、国民の生活及び産業の活動を支える電気の低廉かつ安定的な供給を確保するために、半世紀以上に亘り、地域独占・垂直一貫・総括原価方式の下で事業が営まれてきた。電気事業の特徴としては、電気の安定供給確保のため、発電及び送配電事業に巨額の設備投資が必要であり、かつ投下資本の回収期間が長期に及ぶことである。つまりコストベースで決定される規制料金により、確実な原価回収が制度的に担保されてきた。

²⁶⁾ 金森 [2016b] は、総括原価方式と原子力発電を推進するための新しい方策の検討から、原発コストを原子力によって発電された電気を使わない国民にも負担させることは原子力の優遇政策にほかならないこと、また仮に原子力は国策であるという理由で優遇政策を容認するとしても、この仕組みには透明性が欠けている点を指摘している（金森、2016b、p.17）。筆者は原子力の優遇政策であるとの見解を取るものではないが、透明性が欠けているとの指摘については理解できるところである。

電気事業の会計は、その事業特性を適切に反映するために、財務諸表等規則上の別記事業と位置づけられ、電気事業会計規則等に基づいて会計処理を行わなければならない。

こうした背景から、電力会社の事業特性としてまずあげられるのは、公益事業であること、かつインフラ産業であるということである。さらに設備産業であるということである。電気を需要家に届けるためには輸送設備を必要とする。そのため事業を営むための巨額な固定資産を保有する。電気料金は一般の商品と異なり、典型的な公共料金としての性質を持つ。電気事業の会計制度は、①規制料金・総括原価 ②垂直一貫体制による安定供給 ③規制事業における需要家への情報開示の3つの事業特性に応じて成り立っている。原子力発電施設解体引当金は、①規制料金・総括原価の事業特性であり、廃炉に係る費用を適切な期間で計上することとしている。そのあらまはは図表14のとおりである。

図表 14

電気事業における主要な会計制度		
事業特性	制度等の概要	会計処理の例示
規制料金・総括原価	主として規制料金による需要家負担の公平性・平準化を考慮した、事業遂行上の費用（営業費用）の計上方法	<ul style="list-style-type: none"> 除却仮勘定（⇒除却意思決定～完了までの期間、対象資産を除却仮勘定（資産）へ振替、除却は比較的定常的な事象であることから除却損は営業費用化）※後述① 原子力発電施設解体引当金（廃炉費用を適切な期間で計上）※後述②
垂直一貫体制による安定供給	事業者の財務的基盤への影響を抑制・安定化させ、もって需要家に対する電気の安定供給を充たす制度	【特別法たる電気事業法上の引当金】 <ul style="list-style-type: none"> 濁水準備引当金（⇒河川の流量による事業者の損益のブレを調整する利益調整）※後述③
規制事業における需要家への情報開示	適正な料金で、長期安定的な供給を充たしている点を需要家に示すために必要となる明瞭性	【表示・開示】 <ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表：固定性配列、機能別分類 損益計算書：勘定式による営業損益の明確化

（出所）資源エネルギー庁 [2016] p.8

このような会計制度を持つ電力会社の電気料金の算定は、まず総原価の算定、次に個別原価計算による需要種別毎への原価配分、最後に料金制の検討を経て契約種別毎の料金率が決定される。総原価は、営業費、事業報酬、控除収益を合計したものとなる。営業費は、人件費、燃料費、修繕費、減価償却費、公租公課、購入電力量、その他の費用を合計した額で、電気事業の能率的な経営のために必要な費用である。電気事業はこれまで総括原価

制度の下で事業の運営が約束されてきたのである。

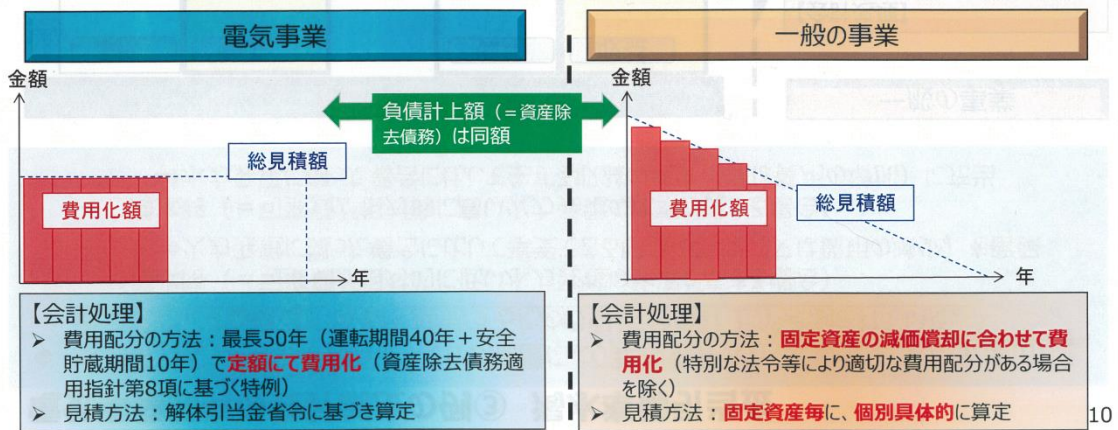
原子力発電施設解体引当金は、営業費のなかの「その他の費用」に分類されている。電気事業審議会料金制度部会中間報告（1987年3月）において、引当金方式による料金原価算入の方針が示され、1989年5月に省令が制定された。

原子力発電施設解体引当金は電気事業固有の会計制度であり、電気事業と一般の事業との会計処理が異なっている。その会計処理の相違を比較すると図表15のとおりである。

図表 15

電気事業固有の会計制度の例② 原子力発電施設解体引当金

- 原子力事業者は、原子力発電施設の解体費用を予め見積もり、運転開始時点から原則50年にわたり、定額にて引き当てる（内部留保）こととされている。
- 具体的には、原子力事業者は、原子力発電施設解体引当金省令に基づき、原子力発電所ごとの廃炉に要する総見積額を算定し、経済産業大臣の承認を受けることとなっている。
 積立期間： 運転期間40年 + 安全貯蔵期間10年
 総見積額： 原子炉の解体に係る費用 + 解体に伴って発生する放射性廃棄物の処理処分に係る費用



（出所）資源エネルギー庁 [2016] p.10

電気料金は、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等が規制部門の電気料金の認可基準として規定され、最大限の経営効率化を踏まえたうえで、電気事業の遂行にあたって必要な費用については、電気料金の原価に含まれていた。したがって原子力発電所の建設コストや建設に係る資金調達コストは減価償却費や事業報酬として、原子力発電所の廃炉に要する費用は原子力発電施設解体費として料金原価に含めることが認められてきた。電気料金で回収できない多額の費用が発生した場合、電力会社の財務基盤が毀損され、電力の安定供給や円滑かつ安全な廃止措置にも支障が生じるおそれがあった。

その後、電力システム改革の進展とともに、電力自由化の下での原子力発電施設解体引

当金は、2013年の廃炉会計制度の導入に併せ、引当方法の見直しが行われ、従来の生産高比例法から50年の定額法に変更された。ただし廃炉に係る費用は原子力事業者が負担するという原則に鑑み、引当期間が50年から40年に短縮されている。なお運転期間の延長が認められた場合、適切な費用配分の観点から、その時点で引当期間を60年に延長することが認められる。

原価を過不足なく回収するためには、個々の需要家に適用する電気料金の合計が、総原価に一致することが必要となる。つまり原子力発電施設解体費は毎期の費用として計上することにより電気料金として回収するという一連の会計サイクルが既に確立しているのである。資産除去債務における資産負債の両建処理による計上では電気料金による回収が充分にはできず、電力会社としては受け入れがたいものであったはずである。この事象を会計観から考察すると、収益費用アプローチと資産負債アプローチの問題に行き着くのではないか。

収益と費用こそが中心概念であるとする見解は収益費用アプローチとよばれ、このとき貸借対照表は収入・支出のうち収益・費用とならなかつた部分を収容する集計表と位置づけられる。これに対して資産と負債を会計の基本概念とみる考え方は資産負債アプローチとよばれ、この見解にしたがうとき貸借対照表の資産は経済的資源に限られ、負債はそれを引き渡すべき義務だけに限定される。資産負債アプローチと収益費用アプローチの各々の特徴は図表16のとおりである。

図表16 資産負債アプローチと収益費用アプローチの特徴

	資産負債観	収益費用観
利益の意味	企業の富または正味資源の増加	企業業績の測定値や収益力
利益の計算方法	資産の増減－負債の増減	実現収益－発生費用の期間的対応
基幹的概念	資産と負債	収益と費用
資産	経済的資源	経済的資源＋繰延費用
負債	経済的資源の引渡義務 ＋ 資産除去債務	経済的資源の引渡義務＋繰延収益 ＋ (原子力発電施設解体) 引当金
裁量の余地	資産と負債の価値変動の時点決定 や測定方法	「成果」と「努力」との対応に関する判断
備考	①同一の利益測定プロセスを異なる視点から描写する ②費用収益対応の概念は必ずしも否定されない ③特定の評価規準とは結びつかない	

(出所) 小川 [2012] p.153 に基づき太字部分を筆者が加筆し作成

信用制度の発達や企業の大規模化により保有する固定設備資産の巨額化に伴い、徐々に現金主義会計が存在意義を失ってから、歴史的に資産負債アプローチと収益費用アプローチは対立的に存在するようになった。我が国は戦後一貫して収益費用アプローチの道程を歩んできており、企業会計原則はその象徴ともいえる。今日、欧米の会計観は資産負債アプローチであり、我が国も国際的なコンバージェンスから少しずつではあるが資産負債アプローチを導入しつつあるが、依然、収益費用アプローチの会計観に変動はない。資産負債アプローチは企業経営の現実を公開するにあたり、実態開示を全面に打ち出すが、主観的判断の介入する余地が多いため、情報の信憑性の点では問題なしとしない。これに対して、収益費用アプローチは、恣意的判断の介入しがちな実態開示よりも、恣意性に入る余地が少なく、情報の信頼性を強く志向するところに特色がある²⁷⁾ということは、電気料金の確実な回収を前提とする原子力発電施設解体引当金の会計処理の考え方と整合するものである。資産負債アプローチに基づく会計基準設定は、繰延費用や繰延利益項目のオンバランスの禁止や研究開発費の即時費用処理など、資産や負債の定義の厳格化に貢献していた。また、ファイナンス・リース取引の会計処理、退職給付債務や資産除去債務の負債計上など、資産や負債の定義の充足した項目のオンバランス化というかたちで特徴づけられていた。さらにこの会計基準設定の方向性は、包括利益への一元化の提案、収益認識プロジェクトや金融負債の信用リスクなど、公正価値評価の適用領域の拡大を推進する局面で観察されるようになってきている。こうした観察される事実から、資産負債アプローチに基づく会計基準設定の現状は「オンバランス化」と「公正価値」の意味を備えていると解釈されよう²⁸⁾との指摘は、資産負債アプローチを志向し、公正価値概念を内包する資産除去債務の会計処理と、収益費用アプローチを志向し、電気料金の回収を前提とする原子力発電施設解体引当金の会計処理とは相容れない関係であることを意味するのである。

したがって原子力発電施設解体引当金の本質は拘束力を伴う収益費用アプローチであり、公益性から生じる収益費用アプローチの発露であると考えられる。

我が国の伝統的な財務会計の考え方は、これまで収益費用アプローチにより展開されてきた。しかし欧米の会計観を受けて、資産負債アプローチを志向する会計観に変わりつつあるのが現状である。我が国の企業会計原則は、損益計算書原則を先に配置し、損益法等式での利益測定のみを規定している点で、収益費用アプローチに立脚した会計基準であるといえる。また、ASBJ 概念フレームワークの考え方によると、一般にいわゆる資産負債アプローチや収益費用アプローチのどちらか1つの立場に立脚するのではなく、あくまでも財務報告の目的の達成に主眼を置いて両方のアプローチを併存させるハイブリッドな構造が採用されている。資産負債アプローチと収益費用アプローチは、いずれも何を中心に置いて利益を導き出すのかをめぐる考え方といえる。資産負債アプローチは、適切な利益

²⁷⁾ 若杉 [2017] pp.143-144

²⁸⁾ 小川 [2012] p.165

測定は資産及び負債の定義から導き出されると考えられる。収益費用アプローチは、利益の適切な測定が他の測定の基礎になると考えられる。そのため引当金や繰延資産のように、必ずしも企業にとっての経済的資源や義務ではないものでも資産負債に含めることが許容される余地が生じる。資産負債アプローチと収益費用アプローチは相互排他的なものではなく、相互補完的なものと考えられている。

ASBJ 概念フレームワークでは「相互補完的」なものと考えられている各々のアプローチではあるが、歴史的に我が国の会計観と欧米の会計観との隔たりは大きい。とりわけ引当金については収益費用アプローチによる我が国の会計観との親和性がある。企業会計原則は収益費用アプローチに立脚しているため引当金についてもこの方法に基づいており、引当金は適正な期間損益計算を前提とする会計観となる。

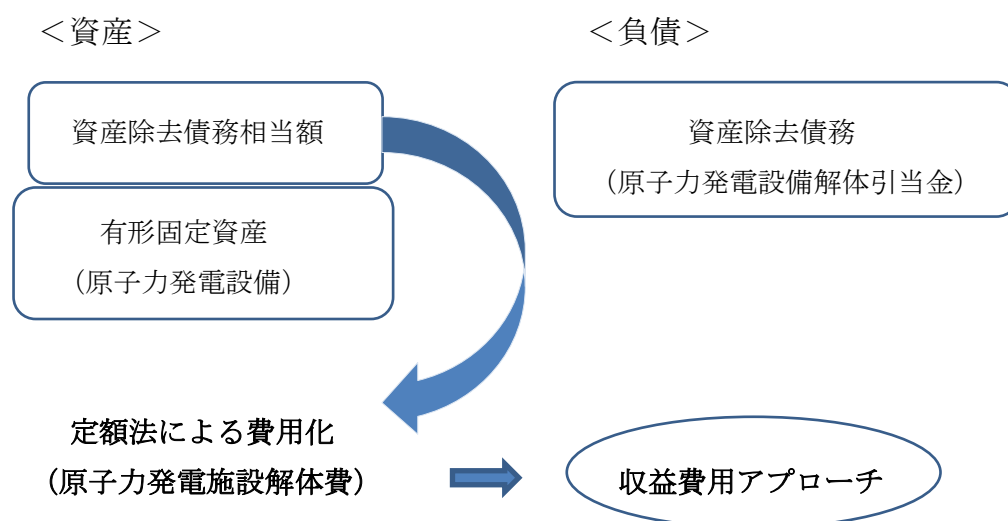
したがって原子力発電施設解体引当金の本質とは、電気事業という公益性の事業環境を背景とした拘束力を伴う収益費用アプローチの会計観であろう。原子力発電施設解体費は電力会社の営業費として総括原価に算入され、電気料金という形で回収される。その会計サイクルが、適正な期間損益計算を実現するうえで必要不可欠だったのである。それを実現するためには資産除去債務ではなく引当金という会計上の措置を存続させることが求められたのである。その帰結として「資産除去債務に関する会計基準」の例外が規定され、省令に基づくこととされたのではないかと考えられる。

原子力発電施設解体費の費用配分を図示すると図表 17 のとおりである。

原子力発電施設解体引当金は原子力発電施設解体費として定額法により費用化され、収益費用アプローチの会計観を体現している。

図表 17 原子力発電施設解体費の費用配分

*原子力発電施設解体費は電気事業営業費用として総括原価方式の下で費用化されてきた。



(出所) 資源エネルギー庁 [2013b] p.14 に基づき筆者作成

なお現在、政府によるこの引当金方式の見直し作業が進んでいる。引当金はあくまでも貸借対照表の負債として計上されるものであり、廃止措置という用途に限定したキャッシュが確保されていることまでを担保する仕組みではないとの認識である。東京電力福島第一原子力発電所の事故後の電力システム改革に伴い、電力会社の事業環境は大きく変化した。総括原価制度の廃止などにより将来収益の不確実性が高まり、事業運営におけるキャッシュ・フローの尤度も小さくなっている。これらの課題に対応する機能として、現在の引当金方式に代わり認可法人制度が検討されている。これは電力会社が原子力発電施設解体引当金制度に基づいて個別に内部引当を行う現行の制度に変えて、認可法人が電力会社から資金の拠出を受け、国の関与・監督の下で、その資金を適切に確保・管理することとなる。電力会社が実際に廃止措置を行う際には、認可法人がその費用を支弁する仕組みとしているようである。これが実現すれば、現行の原子力発電施設解体引当金制度に基づき電力会社が引き当ててきた引当金は、その大半が規制料金により回収されたものであるという料金政策上の観点を踏まえて、電力会社の経営状況等に配慮しつつ、認可法人の業務に支障を及ぼさない範囲で、適当な期間（例えば 30 年間）で分割して拠出させる等の措置を講じることが適当であるとしている。

これまでの引当金方式が認可法人方式へと変わる様相となっている。これは電力システム改革の進展に伴う総括原価方式の廃止により原子力発電施設解体費の営業費用への計上が困難となり、同時に電気料金の回収という会計サイクルが成立しなくなる（断たれる）ことが要因の一つと考えられる。

原子力発電施設解体引当金の会計は我々に大きな示唆を与えてくれる。それは企業会計が公益性によってその役割を変貌せざるを得ないという現実でもある。電力会社は民間事業である株式会社としての側面と公益事業である国策としての側面を併せ持つ特殊な性質を有している。会計におよぼす両者の投影が、原子力発電施設解体引当金の本質に影響を与えているといえるのだろう。

第 3 節 電気事業会計と会計原則の相反可能性

企業会計はいうまでもなく企業の経済活動を対象とする会計である。そして財務会計は外部報告会計として企業外部の利害関係者に対して会計報告を行う。多様な利害関係者には、出資者、債権者、従業員、仕入先、政府機関などが含まれる。政府機関は、料金規制、税金の徴収、補助金の交付などのため、企業の財務内容に関心を払っている。当然、電力会社も電気料金規制の下で政府との関係性は深いものがある。

公益事業としての電力会社が政府によるさまざま規制の下で経済活動を行っているのは公益性を有する企業としての責務を伴うからである。

我が国の社会的な規範として形成されてきたものが会計基準であり、「一般に公正妥当と

認められる企業会計の基準」として、我が国では「企業会計原則」が企業会計審議会により 1949 年に制定された。

企業会計原則・前文

一我が国の企業会計制度は、欧米のそれに比較して改善の余地が多く、且つ、甚だしく不統一であるため、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な状況にある。我が国企業の健全な進歩発達のためにも、社会全体の利益のためにも、その弊害を速やかに改められなければならない。

又、我が国経済再建上当面に課題である外貨の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化等の合理的な解決のためにも、企業会計制度の改善統一は緊急を要する問題である。

従って、企業会計の基準を確立し、維持するため、先ず企業会計原則を設定して、我が国国民経済の民主的で健全な発達のための科学的基礎を与えようとするものである（以下省略）。

企業会計原則・前文に記載のとおり、企業会計原則は、戦後の経済再建を目的に、企業会計の制度を改善統一しようとして作成されたものである。企業会計原則は、企業が適正な会計処理を行い、財務諸表を作成するための指針としての役割とともに、企業会計に関連する法令の制定や改廃に対しても尊重され、国民経済に重要な影響を及ぼしてきた。

企業会計原則に定める一般原則には次の七つがある。

企業会計原則 第一 一般原則

一 真实性の原則

企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

二 正規の簿記の原則

企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

三 資本利益区別の原則（本文省略）

四 明瞭性の原則（本文省略）

五 継続性の原則

企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。

六 保守主義の原則（本文省略）

七 単一性の原則（本文省略）

企業会計原則は七つの一般原則を示し、企業に対してその遵守を求めている。一方で、電気事業（電力会社）を対象とした電気事業会計規則が通商産業省令として 1965 年に制定された。電気事業会計規則も企業会計原則と同様に、一般原則として会計の原則を定めている。

電気事業会計規則 昭和四十年通商産業省令第五十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十五号の規定に基づき、電気事業会計規則を次のように定める。

第一章 総則

（会計の原則）

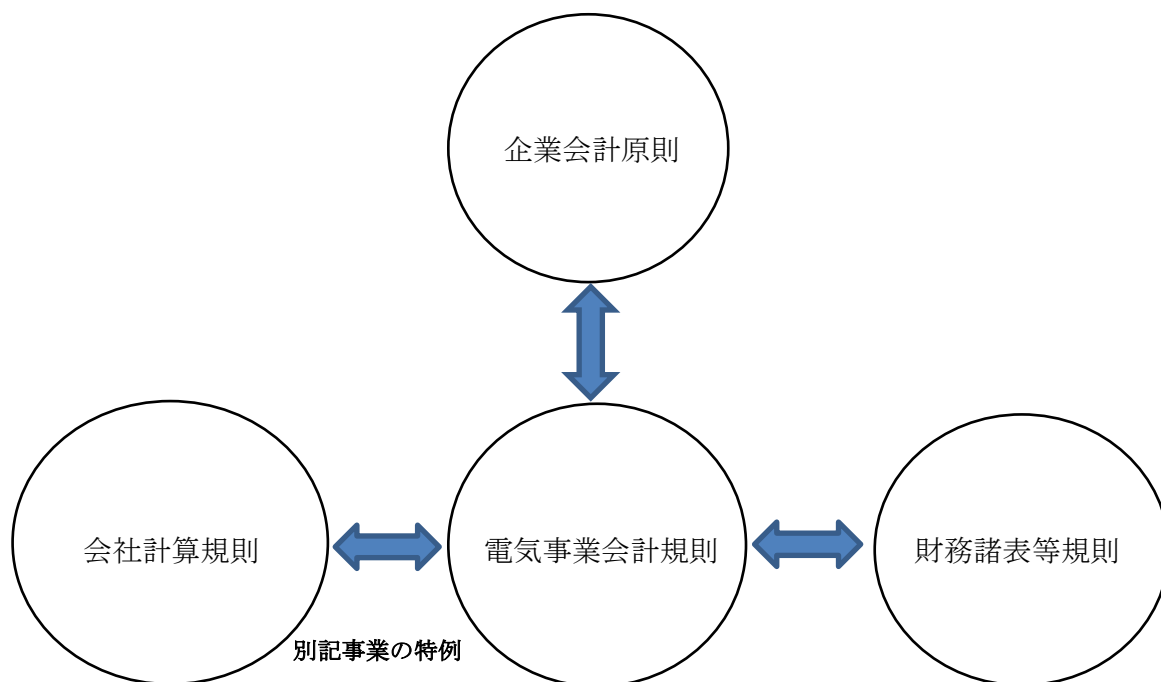
第一条 一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者及び発電事業者（以下「電気事業者」という。）は、次の各号の原則によってその会計を整理しなければならない。

- 一 財政状態及び経営成績について真実な内容を表示すること。
- 二 すべての取引について、正規の簿記の原則によって正確な会計帳簿を作成すること。
- 三 会計の整理について同一の方法を継続して、みだりにこれを変更しないこと。
- 四 その他一般に公正妥当であると認められる会計の原則

電気事業会計規則と企業会計原則とを比較すると、電気事業会計規則第一条一は、企業会計原則の一般原則「一 真実性の原則」、二は「二 正規の簿記の原則」、三は「五 継続性の原則」と同様の内容であり、電気事業会計規則は企業会計原則の理念を共有していることがわかる。なお一般原則の、三 資本利益区別の原則・四 明瞭性の原則・六 保守主義の原則・七 単一性の原則は電気事業会計規則に明記されていないが、電気事業会計規則「四 その他一般に公正妥当であると認められる会計の原則」のなかに包含されていると解することができよう。したがって一般原則において企業会計原則と電気事業会計規則との関係には矛盾や齟齬はないものと考えられる。電気事業会計規則に関する会計規範には、企業会計原則の他に、会社法の規定により委任された会社の計算に関する事項を定めた会社計算規則と、金融商品取引法の規定による財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（財務諸表等規則）があり、会社計算規則には、電気事業などの事業に対して後述する別記事業を営む会社の計算関係書類についての特例を定めている。その関係性は図表 18 のとおりである。

電気事業会計規則に基づき、電力会社が適正な会計処理を行い財務諸表を作成するうえで、企業会計原則、会社計算規則、財務諸表等規則は規範となり、指針となっている。

図表 18 電気事業会計規則と会計規範の関係性



(出所) 筆者作成

他方で、我が国には、いわゆる事業法とよばれる業種ごとに許認可などを規定する法律がある。業種ごとに基本的な事業要件を定める法律であり、公共の福祉を保つ観点から事業への参入、退出や許認可制度という形で営業の自由に一定の制約をかけている。電力会社を規制する電気事業法のほか、銀行を規制する銀行法、鉄道会社を規制する鉄道事業法、航空会社を規制する航空法などがある。

電力会社を規制する電気事業法は法律により 1964 年に制定された。所管する監督官庁は経済産業省である。それでは電力会社を規制する業法である電気事業法は会計原則との関係をどのように規定しているのだろうか。

電気事業法
 第一章 総則
 (目的) 第一条
 この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする。

第一条の解釈として、「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめる」のは、「電気の使用者の利益を保護するため」および「電気事業の健全な発達を図るため」であり、両方の目的に上位下位の関係にはないとされている。また、電気事業の適正かつ合理的な運営の確保については、私企業による電気事業運営を基本としながらも、電気事業の広域的合理性を確保しようとしていること。一般送配電事業者および送電事業者が行う送配電等業務の円滑な実施の支援のための枠組みを整備していること等、一企業の立場を超えた公益上の観点からも判断しなければならないことに注意すべきであるとし、電力会社の公益性に留意すべきことを示唆している。それでは電気事業の会計について、電気事業法はどのように規定しているのだろうか。

第二章 電気事業

第二節

第三款 会計及び財務

(会計の整理等) 第二十七の二

一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

2 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

電気事業法において、電気事業会計規則は会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）などの規則の特則と考えられている。会社計算規則第 146 条（別記事業を営む会社の計算関係書類についての特例）には、「(省略) …財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）別記に掲げる事業を営む会社（電力会社等を指す）が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法については、第 1 章から前章までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによる。… (省略)」としている。これは会社計算規則よりも特則としての電気事業会計規則が優先されることを示唆している。

電気事業法は「償却等」のなかで、引当金について以下のとおり規定している。

(償却等) 第二十七の三

経済産業大臣は、一般送配電事業の適確な遂行を図るため特に必要があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、一般送配電事業の用に供する固定資産に関する相当の償却につき方法若しくは額を定めてこれを行うべきこと又は方法若しくは額を定めて積立金若しくは引当金を積み立てるべきことを命ずることができる。

電力会社は、総資産のなかに占める固定資産の割合が大きい典型的な設備産業であるので、減価償却が適正に行われないうときは投下資本の回収不能等をもたらし、その事業の存続を危うくし、新規の設備投資が不可能になるだけでなく、電気の継続的安定的な供給すらできなくなるおそれがある。

公益事業である電力会社の特性を踏まえ、経済産業大臣が引当金の積み立てに係る方法・額を命ずることができるとし、本条は強制力のある会計処理を求めている。このように電気事業法は電気事業会計規則よりもいっそう踏み込んだ会計の強制力を有していると考えられる。企業会計原則と電気事業会計規則との関係性において表面化しない相違点がここでは明らかとなっている。「経済産業大臣は、…特に必要があると認めるときは…引当金を積み立てるべきことを命ずることができる」のである。この条文には会計原則の範疇から乖離した公益性（若しくは国策）としての発露がある。これは電気事業会計と会計原則の相反可能性を暗に示しているのではなかろうか。

金森 [2016] は、電気事業会計規則は、一般的な企業会計原則とほぼ同様の原則に従うことを電力会社に求めている。言い換えれば、電気事業会計においては、会計原則に従うことが要求されている²⁹⁾と主張する。電気事業会計規則は企業会計原則とその内容に齟齬はない。電気事業会計は会計原則との間で均衡と整合を繰り返してきたはずである。しかしはたして電気事業会計は企業会計原則にすべて従うことが要請されているのだろうか。

現実に「経済産業大臣は、…特に必要があると認めるときは…引当金を積み立てるべきことを命ずることができる」とは電気事業会計には会計原則で要求されない会計処理も認められることを示唆している。電気事業会計は会計原則に従うだけでなく、会計原則に基づき、会計原則を尊重、遵守しながらも相反している可能性があるのではないだろうか。

電気事業会計が会計原則と相反性の関係にあるという可能性を論証するためには電気事業を取り巻く制度会計に目を配る必要がある。したがって第4節では公益企業としての電気事業会計について制度会計の観点から考察し、電気事業会計と会計原則の相反可能性を論証する。

第4節 公益企業としての電気事業会計

電力会社は公益企業として法規制により企業活動を行う会社であり、国民の日常生活に不可欠のサービスである電気を供給する使命を担う会社である。公益企業は一般に独占禁止法の適用除外であり、独占の容認、消費者保護、料金決定規制などが定められている。

電気事業会計と会計原則の関係性を考察するうえで、電力会社を取り巻く法的な枠組みを確認しておく必要がある。

²⁹⁾ 金森 [2016] p.140

電力会社を規制する法律としては、次の4法があげられる。

- (1) 会社法
- (2) 金融商品取引法
- (3) 税法
- (4) 電気事業法

上記の4法は各々で異なる目的と理念を有し、その目的と理念を実現するための規定を設けている。これら4つの法律の電気事業会計に対する関係は、図表19のとおりである。

例えば、会社法は債権者保護と株主保護を接合・調整する思考を形成している。金融商品取引法は投資者保護を実質的な法目的とする。税法（法人税法）は課税の公平を法の理念とする。電気事業法は電気利用者（需要家）利益の保護と電気事業の健全な発展という目的を有している。

企業の財務会計は企業経営に不可欠なシステムであり、本来は法律の規制にかかわらず実施されるべきものといえる。しかし経済社会の発展とともに企業がその影響力を増すにつれて法律による規制が加えられてきた。現在、我が国の電気事業の会計実務に規制を加えている法律はこの4法となる。このように法規制に準拠して行われる会計は制度会計ともよばれるが、電気事業会計にとって、とりわけ電気事業法は事業運営に密接な関係を持っている。それは具体的には電気料金の設定である。

戦後の電気料金認可制のもとでは、需要家の利益を確保するとともに、電気事業の健全な発展を図ることを本旨に、料金の算定基準については、1951年の公益事業委員会規則として「電気の料金算定基準」が定められた。そこでは料金算定の基本原理として「原価主義」、「公正報酬」および「需要家に対する公平」が明示された。いわゆる電気料金算定の三原則が確立されたことになる。この算定基準は、これを次のようにうたっている³⁰⁾。

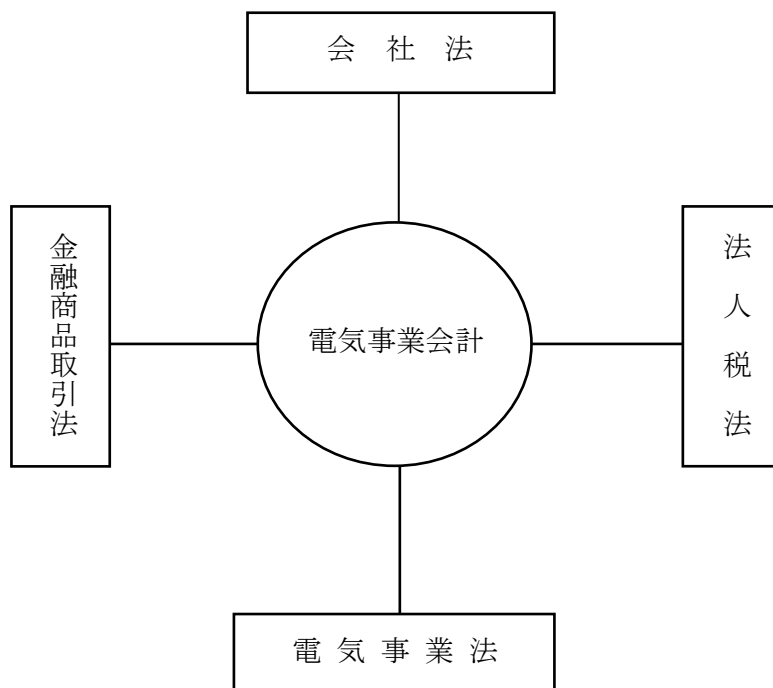
- 「電気の料金は、真実かつ有効な事業資産に対する報酬を公正にするとともに、各需要種別間及び各使用者間に不当な差別的取扱いをしないものでなければならない。」
- 「料金の算定は、電気事業設備の減価償却費、営業費、課税及び事業の報酬を総括した額」とし、それを各需要種別に配分するには「各需要の負荷の特性及び態様を考慮した適当な基礎に基づかなければならない。」

電気料金三原則である、「原価主義」、「公正報酬」、「需要家に対する公平」に基づき、電気料金は真実性、公正性を理念としている。これらの理念の下で、料金の算定が行われるのである。そこには電力会社の恣意的な判断が入り込む余地はないと思われる。電気事業会計を規制する4法（会社法、金融商品取引法、法人税法、電気事業法）は、制度会計が

³⁰⁾ 電気事業講座編集委員会[2008] p.190

機能する役割を担ってきた。とりわけ電気事業法は、電力会社に対する規制により電気の安定供給と適切な電気料金の算定を実現するため重要な役割をはたしてきた。

図表 19 電気事業会計を規制する 4 法



(出所) 武田 [2003] p.20 に基づき筆者作成

自由化が導入された現在にあっても、電気料金の三原則は規制部門での電気料金決定に受け継がれている。「原価主義の原則」、「公正報酬の原則」、「電気の利用者に対する公平の原則」は、電力会社が遵守すべきベンチマークなのである。金森 [2016] は、規則上は、電気事業会計を基礎にして電気料金が決定されることが求められているのに対し、現実には、使用済燃料再処理等費および原子力発電施設解体費の計上は、電気料金への原価算入があってはじめて、もしくはそれを前提として、おこなわれた³¹⁾と主張し、電気事業会計と電気料金算定の関係が逆転しているという電気事業会計における「逆基準性」がもたらす弊害³²⁾を指摘している。しかしそもそも電気料金の算定は上記のとおり電気事業法の下で認められており、電気料金は電気事業法に基づく三原則の遵守を前提としてその算定が決められることになる。したがって電気料金の設定にはいくつもの定められたルールと厳正なプロセスを経なければならない。電力会社が単独でなおかつ恣意的に電気料金を決定することはできない仕組みなのである。

³¹⁾ 金森 [2016] p.142

³²⁾ 金森 [2016] p.144

電力会社による電気料金の算定は総括原価方式に目が行きがちであるが、その算定は、以下のようないくつものプロセスを経て決定される。

1. 前提計画の作成

一般電気事業者である電力会社は、毎年度の経営効率化計画を見直したうえで、それを反映した供給計画、工事計画、資金計画、業務計画等の諸計画を作成する。

2. 総原価の算定

経営効率化計画・前提計画に基づき、営業費（人件費、燃料費、修繕費、減価償却費等）、事業報酬等を算定し、これらを合計する。

3. 個別原価の計算

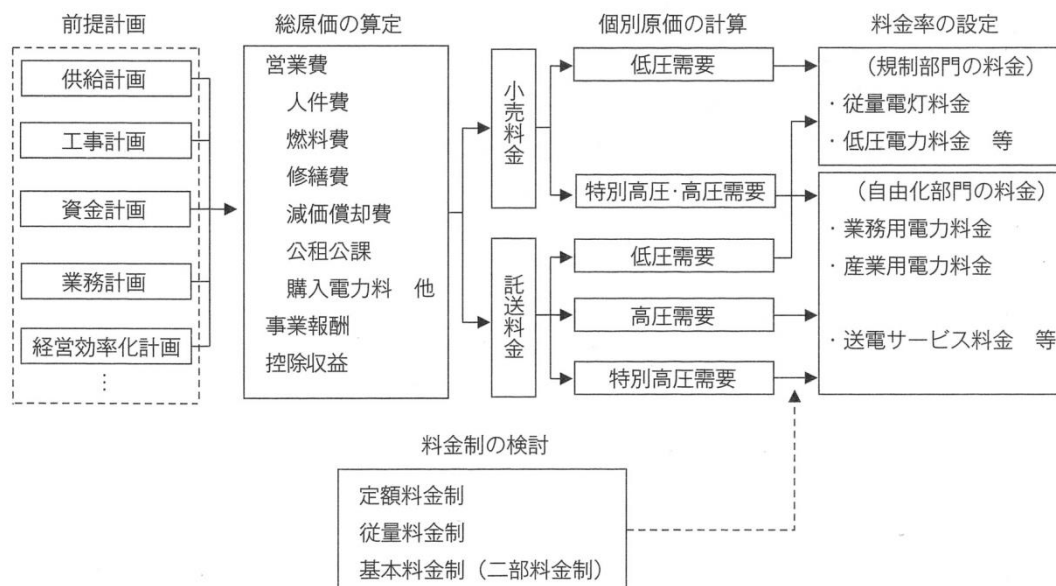
総原価を、小売料金の算定にあたっては、規制部門である低圧需要と自由化部門である特別高圧・高圧需要、託送料金の算定にあたっては、低圧需要、高圧需要、特別高圧需要ごとにそれぞれ配分する。

4. 料金率の設定

電気料金を具体的に需要家に適用し、料金原価を合理的に回収するための料金制を検討したうえで、各需要家別の原価を基にして、電気の使用条件の差等を考慮して供給約款・託送供給約款に設けられている契約種別ごとに料金率を設定する。

電気料金算定のプロセスをフロー図により示すと図 20 のとおりである。

図表 20 電気料金算定のプロセス



(出所) 電気事業講座編集委員会 [2008] p.34

つまり電気料金は、電力会社を規制する電気事業法の枠組みのなかで算定され、決定さ

れる法規制の産物ともいえる。

本来、会計という制度は、法律に依存することなく、商人の自発的意思により考案され、発展したものとされている、しかし社会が複雑化するにつれて、社会の秩序を維持するための枠組みを設定する必要が生じた。これは法規範として、特定の法の目的を実現するために、実務を規制するために制定されたものである。制度会計には3段階の制度が存在するという。「狭義」の制度会計は法規範に従う会計であり、「広義」の制度会計は権威ある団体の文書を含む規律（企業会計原則や企業会計基準等）に従う会計を意味する。「最広義」の制度会計は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を前提とする形で整理できるであろう³³⁾ との見解に依拠すれば、電気事業法は制度会計の法規範として機能していることを意味している。その意味において電気事業会計は会計原則に従うだけでなく、会計原則に基づきながら、会計原則に相反している可能性がなしとしない。なぜならば電気事業会計と会計原則は、制度会計を背景として互いに均衡と整合の関係にあると考えられるからである。換言すれば、電気事業会計は、会計原則との均衡を保ち、会計原則との整合性を希求する会計であると同時に、電気事業法や省令という法規範に従う制度会計としての性質も併せ有していると考えられるのである。

そのように考えると、電気事業会計は、会計原則に従うことが要求されているとは必ずしもいえず、電気事業法や省令の法規範に従う場合は、会計原則に相反する可能性が指摘できる。それは電気事業法第二十七の三の条文に「経済産業大臣は、…特に必要があると認めるときは…引当金を積み立てるべきことを命ずることができる」と規定されていること、および「資産除去債務会計指針」第8項が「特別の法令等」により原子力発電施設解体引当金による会計処理を認めていることから推察できる。

電気事業会計には、すべからず株式会社の私益性のみならず公益企業の公益性を踏まえた会計観が反映されているのだろう。それは原子力発電施設解体費が、①解体費用が多額であり、発電時点と廃止措置時点との間に相当のタイムラグがあること、②解体が発電を行うことにより生ずる費用であること、③解体の標準工程が総合エネルギー調査会原子力部会により示され、合理的見積りが可能であること等から、解体時点で費用計上するのではなく、発電時点の費用として取扱うことが**世代間負担の公平を図るうえで適切ある**との認識に立って省令で積立を命じられていることから窺える。公平とは、「社会の構成員の間で偏りがなく、平等であること」を意味するものである。つまり世代間で偏りなく平等に、将来世代に負担を先送りしないという公益性の概念が電気事業会計の会計観には反映しているといえる。電気事業会計は、世代間負担の公平という概念をも含む公益性を背景として、制度会計の下で電気事業法や省令の法規範に従うがゆえに、会計原則と相反する可能性が指摘できるのである。

³³⁾ 武田 [2008] pp.42-43

第5節 総括

本論文の目的は、「公正価値に関する会計基準」と「資産除去債務に関する会計基準」を原子力発電施設解体引当金との関係において、その意義と課題を明らかにすることであった。

「公正価値に関する会計基準」制定の先駆けとなった米国基準は国際基準と平仄を合わせて同基準のガイダンスを定めていたが、我が国は公正価値に相当する時価についての統一的なガイダンスを定めていなかった。米国基準と国際基準に深く根づいている公正価値とはいったいなにか。測定属性あるいは概念を指すものなのか。そのような疑問が本論文の出発点となっていた。

米国では公正価値が多く会計基準書のなかに規定されており、資産除去債務もその中に含まれる。我が国はというと、「公正価値に関する会計基準」を全面導入していないことから、資産除去債務について日米間で認識と測定に相違が生じていた。その相違の背景、本質、影響を明らかにする必要があるという点が最初の問題意識であった。

また我が国では原子力発電所の廃炉に必要な解体費用を積み立てるために、原子力発電施設解体引当金が1990年に導入された。原子力発電施設解体引当金は、「資産除去債務に関する会計基準」に基づき会計処理されるが、その測定は通常の会計処理とは異なっていた。具体的には、資産負債の両建処理と引当金処理とが共存するという奇妙な会計処理となっていた。このような会計上の不整合ともいえるような事象を分析し、解き明かす必要があるという点が次の問題意識であった。

このような問題意識の下で、公正価値については米国会計基準と国際会計基準を双方の会計基準の収斂という視座に立ち、我が国に米国基準、国際基準と同等の会計基準が導入されたと仮定した場合の会計課題を整理することとした。そしてその会計課題を、公正価値の有無が象徴的に表現されていると考えられる「資産除去債務に関する会計基準」から析出し、指摘することとした。また資産除去債務は日米の会計基準に内容の差異はないが、基準制定への道筋が異なることに着目し、原子力発電施設解体引当金における資産除去債務の特殊な会計処理からみえる会計観の本質を、企業会計との関係性から解き明かすことを試みた。そこから電力会社が併せ持つ公益性と私益性の性質が、電気事業会計と会計原則が相反する可能性の背景に存在しているであろうことを本論文で明らかにすることとした。

第2章では、「公正価値に関する会計基準」制定の先駆けとなった米国の基準内容を、測定と開示の両面から確認した。公正価値の測定にあたり、3つのアプローチ（マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ）は有効な評価技法であり、最も適切なアプローチが選択されていた。例えば、マーケット・アプローチは同一、同等の資産または負債を含む市場取引により生成される価格や情報を使用する。インカム・ア

アプローチは現在価値技法などを使用する。コスト・アプローチは多くの場合、取替原価を使用する。資産除去債務は現在価値技法による測定となるためインカム・アプローチが選択されていた。また各々のアプローチが異なる評価技法に依拠していることを整理し、測定属性の観点からも異なる性質であることを確認した。これは測定属性の概念にも関わる問題であると認識し、本論文で公正価値と測定属性の概念を検討するうえでの基本的な前提となった。

また公正価値のヒエラルキー（階層）は、「観察可能なインプット」と「観察不能なインプット」に区分され、レベル1からレベル3までの三段階により優先順位が決定され、資産除去債務には活発な市場が存在せず、十分なデータを入手することができないため「観察不能なインプット」としてレベル3のインプットに含まれることを確認した。

公正価値の開示は、具体的な開示内容が示され、数量による開示にあたり表形式を使用して表示を求めるなど開示の充実に努めていたことから、公正価値による開示内容と資産除去債務による開示内容が結合されることによる開示の拡大が財務諸表利用者には有用な情報を提供するであろうことを指摘した。とりわけ資産除去債務のようなレベル3のインプットによる見積りは企業の仮定に依拠するところが大きいため開示の拡大が一層奨励されることを指摘した。一方、開示の拡大に伴う事務的な負担（開示に伴うコストなど）にも留意する必要性を指摘した。

これらの指摘は第4章で、我が国の資産除去債務の課題であると考えた割引率と開示情報を検討するうえでの重要な礎石となった。

第3章では、「公正価値に関する国際会計基準」を、米国会計基準との収斂という視座から考察した。考察にあたり世界金融危機との深い関連性に着目し、双方の基準の収斂は世界金融危機の影響によるところが大きいことを確認した。すなわち2007年の夏以降、米国サブプライム住宅ローン問題を契機とした住宅金融市場の混乱から金融市場全体の混乱への広がり、いわゆるリーマン・ショックとよばれる2008年9月のリーマン・ブラザーズの経営破綻へと発展し、金融市場が一挙に混乱した。その後のG20の協調対応など混乱の収束に向けた対応のなかには、仕組み金融商品等に適用する国際的な会計基準の見直しや公正価値の測定手法および測定に伴う不確実性に関する開示基準の強化が含まれており、IASBは、世界金融危機以前に公正価値測定を討議テーマに追加していたが、FASBが既にFAS157を公表していたことからFAS157をベースに公開草案を作成、その後、2011年に最終基準となる「公正価値測定」を公表するまでの主要な過程を時系列で追うことにより、世界金融危機における会計の役割を確認した。

また世界金融危機というセンセーショナルな出来事が、公正価値と無縁な事柄ではなく密接な関係にあったことを指摘するとともに、米国基準と国際基準が世界金融危機を経て会計基準の収斂を加速したという事実、あるいは加速せざるを得なかったという事実も確認した。

そして公正価値の課題としてまず挙げたのは、「自己の信用リスク」であった。資産除去債務のような負債の公正価値は不履行リスクの影響を反映する。負債に係る不履行リスクには企業自身の信用リスクが含まれるがそれには限らない。したがって企業の財務内容が悪化してその信用リスクが増大した場合、負債の公正価値は減少し、利益は増加する。逆に信用リスクが改善すると、負債の公正価値が増加し、利益は減少する。このような現象は「負債のパラドックス」ともよばれるが、IASB は、不履行リスクには企業自身の信用リスクが含まれると結論づけた。これについてはIASB が、「複雑性の低減・首尾一貫性の向上・情報の比較可能性」を優先したことを指摘した。また、IASB の結論が世界金融危機の教訓が背景にあるであろうことを指摘した。

公正価値の課題として次に挙げたのが「開示情報の拡大」であった。IASB は、会計基準の制定にあたり、公正価値に関する開示を拡大し、財務諸表利用者が公正価値の測定に用いられる評価技法とインプットが公正価値の評価に役立つものにするをアジェンダの目的の一つに据え、レベル3のヒエラルキー（階層）に詳細な開示内容を定めた。またFAS157と同様に例示は表形式とし、形式の統一により比較可能性の向上に努めたことを確認した。また先行したFAS157とのコンバージェンスを図ることにより緻密で詳細な開示内容が求められたことを確認した。

世界金融危機を経て公正価値が見直され、見直しに伴い「自己の信用リスク」と「開示情報の拡大」が論点となったこと。これらの論点は、資産除去債務を検討するうえでの論点ともなり、第4章で資産除去債務との関係性を分析するうえでも有用であった。

第4章では、公正価値の課題を資産除去債務との関係において考察した。考察の視点は、公正価値を導入している米国と全面導入していない我が国との比較論を念頭に置き、我が国の取り組みはASBJの基準制定の経緯を丹念に追うことにより、なぜ全面導入が頓挫したのかその理由などを確認した。我が国の公開草案は、金融商品以外の資産および負債を含む広範なものであり、公正価値（我が国では時価）の測定が要求される状況は限定されていることなどが理由に挙げられたことから、公正価値の全面導入を中断した我が国で、公正価値を全面導入した場合を仮定して、資産除去債務の測定と開示にどのような課題が生じるのかを検討することとした。まず資産除去債務の割引率に着目し、米国は期待現在価値法が唯一の適切な評価技法となることから、企業の信用状態は割引率に反映されること、一方、我が国は貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引き前の割引率であることを確認した。そのうえで、米国は、公正価値測定の一貫性、比較可能性を重視するがため、信用リスクが抱える「負債のパラドックス」の矛盾を捨象した可能性があること、対して我が国は、信用リスクを含めず無リスクの割引率を用いることにより信用リスクの問題は発生せず、実務における現実的な解決策を見出したことを指摘した。

次に資産除去債務の開示情報に着目し、米国は資産除去債務の開示規定にとどまらず、公正価値ガイダンスに基づく開示も要求または奨励されること、我が国は、重要性が乏し

い場合を除き、5 項目の注記が求められることを確認した。ただし我が国が米国と同等の「公正価値基準」が導入されたと仮定した場合、開示内容が大幅に追加される可能性を指摘した。

上述の割引率と開示情報の検討にあたり、原子力発電施設解体引当金を具体的に例示する意図から、東京電力ホールディングス株式会社の有価証券報告書を検討した。

その結果、当該有価証券報告書の開示内容は必ずしも充分でなく、公正価値の開示の概念を反映させて開示情報の拡大を図る必要性を指摘した。とりわけ公益事業を営む電力会社は、より丁寧な説明責任が求められることを併せて指摘した。

第1章から第4章までは、公正価値における論点を主眼に整理、検討を進め、資産除去債務との関係性という観点から確認、指摘したものである。とりわけ第4章では電力会社の有価証券報告書により原子力発電施設解体引当金の記載を具体例とすることで、第5章以降の考察を深めていく論旨を導出した。そして第5章以降は、公正価値から資産除去債務へと論旨の軸足を移すこととした。

第5章では、まず「資産除去債務に関する会計基準」を概観し、論点の析出と検討を進めた。米国が先駆けて基準を制定した FAS143 を参照し、基準の制定が EEI による要請が発端であり、原子力発電施設解体費に係るコストを含む会計処理を協議事項とすることが決定されたことを確認した。また FAS143 の当初の公開草案は「現在価値による測定」であったが、SFAC 第7号の公表により「公正価値による見積り」に変貌したことを確認した。この変貌は現在価値が測定に伴う評価技法の一つであると位置づけたうえで、公正価値こそが測定にあたっての唯一の基本概念と理解できることを指摘した。また「公正価値の合理的な見積り」について FAS143 を咀嚼したところ、「合理的な見積りができている」とは、測定の基礎となる評価技法を最善の情報に基づき選択することであることを指摘した。

次に我が国の会計基準制定の取り組みを概観し、米国基準との対比関係を念頭に置き、我が国は原子力発電施設解体引当金などの引当金が既に導入されていることから、引当金処理と資産負債の両建処理が並列に置かれたうえで基準検討の議論が開始され、論証が進められたことを確認した。そして日米の会計基準の内容は、結果として同等となったが、制定へと至る道筋は異なっていた事実を指摘した。つまり米国の道筋は、「公正価値により見積り、現在価値で測定する」という基本方針の下で、資産負債の両建処理による会計志向が一貫していた。他方、我が国は、引当金処理と資産負債の両建処理を並列に論じることにより、資産負債の両建処理は引当金処理を包摂するとして、資産負債の両建処理の優位性を結論づけた。また省令により原子力発電施設解体引当金が「資産除去債務指針」第8項の例外規定の対象であり、引当金と資産除去債務が共存している実態を確認し、第6章以降の考察を導出した。

第5章の最後に日米の会計基準の差異を、測定属性の観点から確認、検討した。我が国

の会計基準には「属性」の文言が使用されている箇所が複数存在したが、属性の概念に言及している箇所は皆無であった。米国は、FASB 概念フレームワークおよび SFAC 第 5 号により測定属性が定義されていた。米国は歴史的に属性についての検討経緯があることから属性の概念が根づいていることを指摘した。そして日米の測定属性に係る会計観の相違は、第 6 章で考察する原子力発電施設解体費の測定属性に反映されていることを確認した。

第 6 章では、原子力発電施設解体費の測定属性概念を資産除去債務との関係において考察した。まず原子力発電施設解体引当金と資産除去債務が共存している論拠を引当金制度の経緯を辿りながら析出し、検討した。電力会社は省令により原子力発電施設解体費の費用計上を解体引当金の繰入額として計上していたが、資産除去債務を負債に計上し、これに対応する除去費用を原子力発電設備に加える方法で資産に計上していた。つまり原子力発電施設解体引当金と資産除去債務が共存するという奇妙な会計実態であることを確認した。また関西電力株式会社と中部電力株式会社の有価証券報告書の記載から、両電力会社は原子力発電施設解体引当金の算定にあたり、「資産除去債務に関する会計基準」に基づき現在価値（割引率 2.3%）を算出するとともに、省令に基づく引当金も同時に算出し、両者の算出結果を比較衡量のうえ、算定にあたり省令に基づく引当金の計上に優位性を与えていることを明らかにした。また原子力発電施設解体引当金の 1 つ取引に、引当金処理と資産負債の両建処理の 2 つの会計処理が共存していることを明らかにした。また併せて 2 つの会計処理の共存は、いわば「測定の混合」ともいえる特殊な会計処理となっていることを明らかにした。

この「測定の混合」が、企業会計原則の一般原則では他のすべての原則の上位に立つ最高規範である真実性の原則と矛盾している可能性を指摘した。併せて ASBJ 概念フレームワークに規定する質的特性の観点から検証可能性などから逸脱している可能性を指摘した。

さらに「測定の混合」は、原子力発電施設解体費を原価に算入することにより、総括原価方式の下で電気料金を回収する一連の会計サイクルを維持するための重要なファクターとなっていることを明らかにした。

次に引当金処理と資産負債の両建処理を測定属性概念の乖離の観点から考察した。ASBJ の論点整理によると、企業会計原則注解（注 18）に定める引当金は、収益費用の対応概念を根拠として、将来的に発生する可能性が高い支出が当期以前の事象に起因している場合における各期の負担に属する額の繰入残高であるとしていた。一方、資産負債の両建処理は、環境問題などを背景に資産除去債務の早期認識に対する関心が高まりつつあること、将来の負担を財務諸表に反映することが投資情報に役立つことから支持されるとしていた。そこで原子力発電施設解体引当金になぜ例外規定が設けられたかを究明するため、

引当金とした経緯を当時の政府関係資料から確認した。そして原子力発電施設解体費が発生する原因が生じる時点と実際に費用が確定して支払われる時点では長期間にわたる時間的ずれがあり、廃止措置の費用が多額で、費用が確定して支払われる時点の収支に影響

をおよぼすことから、世代間の負担の公平をはかり、将来の世代に負担を転嫁することがないように発電段階で費用を手当することが必要であるとする方針や、原子力発電施設解体費は世代間負担の公平をはかるため、発電をおこなっている時点で引当金を積み立てる方式によって電気料金原価に算入することが適当であるとする方針が示されたことから、当該方針に基づき、原子力発電施設解体費が世代間負担の公平の観点と電気料金原価への算入を前提としていたことを明らかにした。

第7章では、原子力発電施設解体引当金の意義と課題を考察した。

まず政府関係資料から、電気事業における会計制度と原子力発電施設解体引当金の特徴を概観した。そのうえで原子力発電施設解体引当金の会計観を収益費用アプローチと資産負債アプローチの観点から検討したところ、電気料金による回収を前提とし収益費用アプローチを志向する原子力発電施設解体引当金と、公正価値概念を内包し資産負債アプローチを志向する資産除去債務とは互いに相容れない関係にあることを明らかにした。そして原子力発電施設解体引当金の本質とは、拘束力を伴う収益費用アプローチであること、つまり電気事業の公益性を背景とした拘束力のある収益費用アプローチの発露であることを明らかにした。また原子力発電施設解体費は電力会社の営業費として総括原価の中に算入され、電気料金として回収されるという会計サイクルが、適正な損益計算を実現するうえで必要不可欠であったことを明らかにした。また会計サイクルを維持するためには資産除去債務ではなく、従来からの引当金を存続させることが求められ、ひいては会計基準の例外規定が設けられることになった可能性を指摘した。

次に電気事業会計と会計原則の相反可能性を考察するため、企業会計原則、電気事業会計規則、電気事業法の条文を概観した。電気事業法には、「経済産業大臣は、…特に必要があると認めるときは、…引当金を積み立てるべきことを命ずることができる。」ことが条文で定められており、この条文には企業会計の範疇から乖離した公益性若しくは国策の発露があること、また電気事業会計と会計原則の相反可能性を暗に示していることを指摘した。

そしてこの条文が、会計原則では要求されない会計処理が存在することを示唆していることから、電気事業会計には会計原則に従うだけでなく、会計原則に相反している可能性があることを明らかにした。またこの指摘は制度会計による論証の導出ともなった。

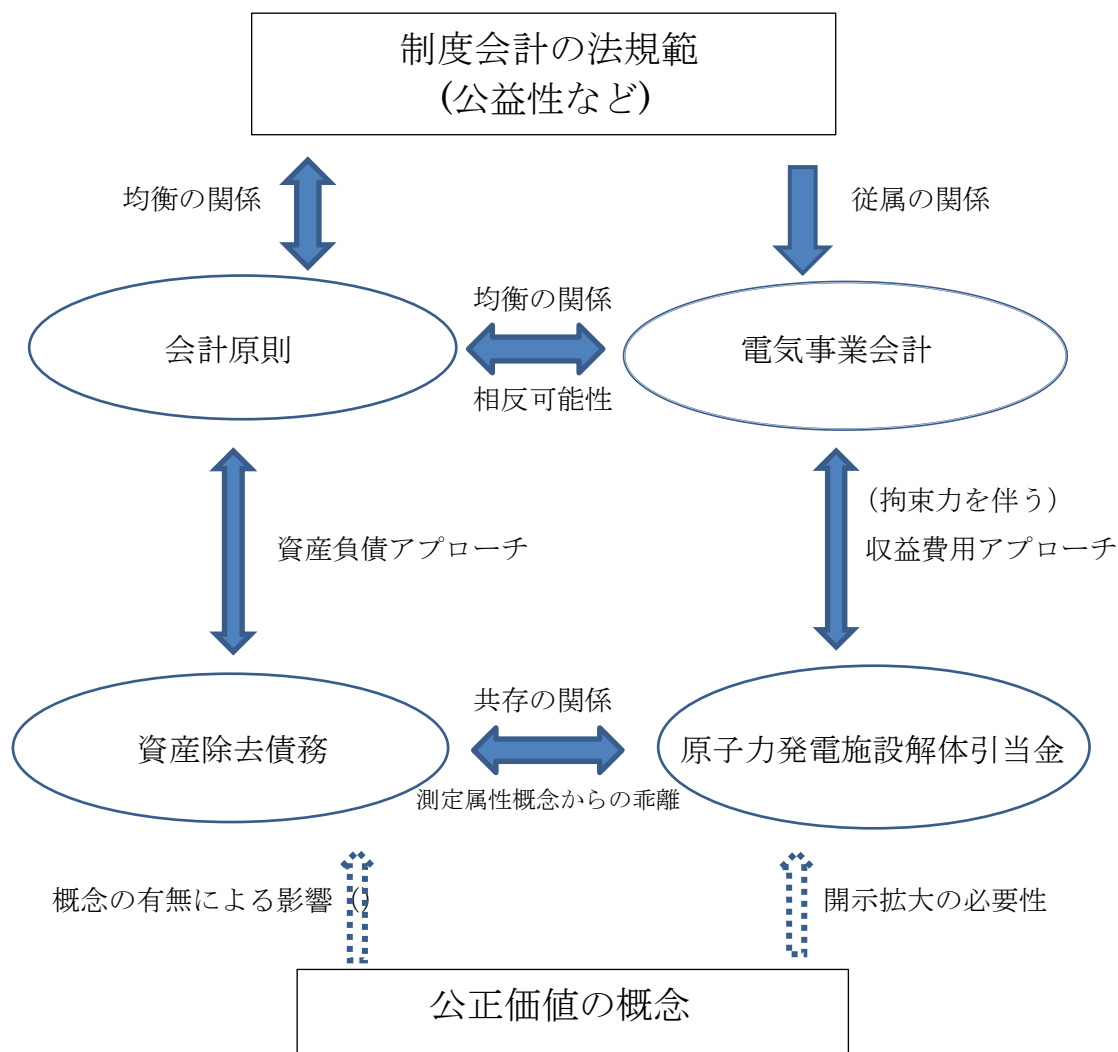
最後に電力会社を取り巻く法的枠組みを制度会計の観点から概観した。電気事業会計と会計原則は、制度会計の下で、互いの均衡と整合を維持していると考えられること、換言すれば、電気事業会計は、会計原則との均衡を保ち、会計原則との整合性を希求する会計であると同時に、電気事業法や省令といった法規範に従う制度会計としての性質も併せ持つと考えられることを明らかにした。

また電気事業法は制度会計の法規範として機能していることを意味しており、電気事業会計は法規範に従うことにより、結果として会計原則に相反している可能性を指摘した。そしてその背景に電気事業会計には、世代間負担の公平という公益性を踏まえた会計観が

存在していることを指摘した。

なお第7章で総括した概念を図示すると図表21のとおりである。

図表21 総括した概念図



(出所) 筆者作成

第1章から第7章までの論旨の展開は帰納法によるものであった。公正価値と資産除去債務に関して、我が国の会計基準、米国会計基準、国際会計基準を概観し、析出された課題を分析視覚とすることにより、原子力発電施設解体引当金という公益性を纏った会計対象を考察し、そこから生じた会計課題を丹念に追い、導出された結論を整理したうえで得られた確認と指摘の結実として、本論文では次のような結論を主張することにより締め括

りたい。すなわち、

我が国は、公正価値の開示理念を反映させた開示情報の拡大に一層努める必要性があるものと思われる。とりわけ公益企業はその事業特性を十分に踏まえて、より丁寧な説明責任が求められるべきである。

資産除去債務と原子力発電施設解体引当金の共存は、測定属性概念からの乖離を生み、会計原則との矛盾や会計原則からの逸脱を引き起こす可能性があった。したがって我が国は概念フレームワークのコンバージェンスも志向していくべきではないかと考える。

会計原則は、電気事業法などいわゆる事業法とよばれる制度会計の下での法規範と相反する可能性があった。会計原則と事業法は互いの相反可能性を認識し、それを回避すべく常に安定的な均衡の関係を希求すべきである。

参考文献

- 赤塚尚之 [2012a]「非金融負債の公正価値測定と自己の信用リスク」『滋賀大学経済学部研究年報』Vol.19, pp.93-104
- 赤塚尚之 [2012b]「負債の範囲と財務情報の有用性」『彦根論叢 2012 autumn / No.393』
- 赤塚尚之 [2021]「履行価値による引当金の測定」『彦根論叢 第 427 号 2021 年春号』
- 新井清光 [2003]「財務会計論 第 7 版」(中央経済社)
- あらた監査法人企業会計研究会 [2009]「負債測定における信用リスクの取扱い」『企業会計』Vol.61 No11, pp.88-92
- PwC あらた有限責任監査法人 [2017]『最新 アメリカの会計原則 第 2 版』東洋経済新報社
- 飯野利夫 [1969]「引当金に関する会計学的一考察 商法および計算書類規則に関連して」『国税庁税務大学校論叢 2 号』
- 石川純治 [2009]「巻頭論文 金融危機と会計」『ZEIKETSUSHIN 09.9』 pp.28-35
- 石川純治 [2016]「資産除去債務と減価償却 一何が矛盾か、その出所は」『会計理論学会第 31 回大会・自由論題』 pp.1-7
- 伊藤眞 [2011]「金融負債の当初認識後の現在測定における自己の信用リスク:2009 年 IASB ディスカッション・ペーパー「負債の測定における信用リスク」に対するコメントレターの分析に基づく」『三田商学研究 Vol.54, No.3』
- 岩崎勇 [2010]「IFRS 導入と公正価値会計の浸透」『国際会計研究学会臨時増刊号』 pp.95-108
- 岩崎勇 [2011]「IFRS 導入と公正価値会計の拡大」『経済学研究 第 78 巻第 2・3 合併号』 pp.93-120
- 植田敦紀 [2014]「原子力発電施設の廃炉に関する会計」『会計』第 185 巻 1 月号第 1 号, pp.91-103
- 上野清貴 [2018]「会計における相対的真実性の成立論理」『商学論纂 (中央大学)』第 60 巻第 3・4 号 pp.21-54
- 海老原論 [2005]「FASB 概念フレームワークにおける測定属性と公正価値との関係についての整理」『早稲田大学産業経営研究所『産業経営』第 37 号』 pp.91-102
- 海老原論 [2011]「公正価値測定の 2 つの目的 一取得原価を測定する手段としての公正価値測定と将来キャッシュフローの発生可能性を表示する手段としての公正価値測定」『経営論集第 21 巻第 1 号』 pp.59-78
- 大川圭美・藤原初美 [2010]「公正価値に関する開示上の留意点」『企業会計 Vol.62 No.11』 pp.32-42
- 大野功一 [2020]「損益計算の基礎構造と 2 つのアプローチ 一資産負債アプローチと収益費用アプローチの実質的な相違の所在」『商経論叢 第 55 巻 第 3・4 合併号』 pp.29-44
- 小川真実 [2012]「資産負債アプローチと収益認識モデルの開発」『横浜経営研究 第 33 巻 第 1 号』 pp.151-168
- 笠井昭次 [2012]「資産負債観の説明能力:資産除去債務(1)」『三田商学研究 Vol.55 No.5』 pp.1-26
- 金森絵里 [2016a]「原子力発電施設解体引当金の創設と展開」『原子力発電と会計制度』 pp.115-144
- 金森絵里 [2016b]「電力自由化時代における総括原価方式の維持」『立命館経営学』第 55 巻第 2 号、 pp.1-19
- 金森絵里 [2019]「原発事業の情報開示における会計の役割」『会計』第 195 巻 4 月号第 4 号, pp.345-357
- 金森絵里 [2020]「原発事故責任の「経済化」と会計」『会計』第 198 巻 8 月号第 2 号, pp.28-40
- 金子康則 [2009]「公正価値会計の実務」中央経済社

- 川西安喜 [2007] 「米国における資産除去債務会計検討の経緯」『会計・監査ジャーナル』 Vol.19 No.8, pp.41-47
- 関西電力株式会社[2022] 「有価証券報告書 2021年度(第98期)」
- 北村敬子 [2010] 「割引現在価値測定と公正価値」『企業会計』 Vol.62 No.12, pp.18-23
- 北村敬子編著 [2014] 「財務報告における公正価値測定」中央経済社
- 草野真樹 [2006] 「負債の公正価値測定と信用状態の変化」『会計』 第170巻 11月号第5号, pp.670-680
- 草野真樹 [2010] 「金融負債の公正価値測定の動向と報告企業の信用状態の変化」『会計』 第178巻 10月号第4号, pp.498-510
- 黒川行治[2009] 「非金融負債の公正価値測定の含意」『会計』 第176巻 11月号第5号』 pp.613-628
- 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部産業保安グループ[2020] 「2020年版 電気事業法の解説」
- 原子力発電施設解体引当金に関する省令[1989]平成元年通商産業省令第三十号
- 原子力発電施設解体引当金等取扱要領[2000]平成十二年 十二資公部第三百四十号
- 河野正男 [2009] 「環境財務会計の国際的動向と展開」中央経済社
- 古賀智敏 [2008] 「国際会計基準と公正価値会計」『会計』 第174巻 11月号第5号』 pp.615-627
- 古賀智敏 [2009] 「世界同時金融危機と国際会計 - 論点と課題 - 」『国際会計研究学会年報 2009年度』
- 古賀智敏 [2010] 「公正価値概念の考え方」『企業会計 Vol.62 No.11』 pp.18-23
- 小西範幸 [2008] 「財務諸表の表示にみる公正価値会計の特徴」『会計』 第174巻 11月号第5号』 pp.643-659
- 斎藤静樹 [2011] 「詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」第2版」中央経済社
- 桜井久勝 [2016] 「財務会計講義 第17版」中央経済社
- 佐藤信彦 [2007] 「資産除去債務の会計を巡る諸問題」『企業会計 Vol.59 No.9』 pp.24-35
- 資源エネルギー庁 [2004] 「原子力に係る既存の引当金及び拠出金制度の概要」総合資源エネルギー調査会電気事業分科会第1回制度・措置検討小委員会, 2004年3月8日, 資料6
- 資源エネルギー庁 [2013a] 「原子力発電所の廃止措置を巡る会計制度の課題と論点 資料5」『第1回総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ』(平成25年6月)
- 資源エネルギー庁 [2013b] 「前回御指摘事項への回答 資料3」『第1回総合資源エネルギー調査会電気料金審査専門小委員会廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ』(平成25年7月)
- 資源エネルギー庁 [2016] 「電気事業の財務・会計等 資料5」『第1回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革貫徹のための政策小委員会財務会計ワーキンググループ』(2016年10月5日)
- 鈴木一水 [2009] 「資産除去債務の当初測定」『企業会計 Vol.61 No.10』 pp.31-39
- 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会第1回制度・措置検討小委員会 「バックエンド事業に関する具体的な制度・措置の在り方について」(2004年3月8日)
- 総合資源エネルギー調査会 電気料金審査専門小委員会 廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ 「原子力発電所の廃炉に係る料金・会計制度の検証結果と対応策」(2013年9月)
- 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会原子力小委員会 廃炉等円滑化ワーキンググループ中間報告(2022年11月29日)
- 國部克彦 [2020] 「公正価値はどのような意味で公正か：会計専門家の理解と誤解」『日本情報経営学会誌 Vol.40 No.1・2』 pp.21-32

- 武田隆二 [2003] 「最新 財務諸表論 第9版」(中央経済社)
- 田代樹彦 [2009] 「金融危機が会計基準のコンバージェンスに与えた影響の検討」『国際会計研究学会年報 2009年度』 pp.14-22
- 田中建二 [2008] 「資産除去債務の会計」『産業経理 Vol.68 No.1』 pp.30-37
- 谷江武士 [2017] 「電力会社の廃炉会計に関する比較研究」『名城論叢』第17巻第4号, pp.125-133
- 中部電力株式会社[2022] 「有価証券報告書 2021年度(第98期)」
- 津守常弘 [1997] 「FASB財務会計の概念フレームワーク」(中央経済社 平成9年9月初版発行)
- 電気事業会計規則 昭和四十年通商産業省令第五十七号
- 電気事業法 昭和三十九年法律第七十号
- 電気事業講座編集委員会[2008] 「電気事業講座 第6巻 電気料金」(エネルギーフォーラム 平成20年2月初版発行)
- 東京電力ホールディングス株式会社 [2022] 「有価証券報告書 2021年度(第98期)」
- 徳田行延 [2001] 「混合属性測定モデルと現在価値測定 -SFAC7号『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報と現在価値の使用』を中心として-」『立教経済学研究 第55巻 第2号』 pp.103-118
- 内閣府 [2008] 『世界経済の潮流 2008年12月』内閣府
- 内藤高雄 [2014] 「収益費用アプローチと資産負債アプローチの計算構造 ~固定資産の減価償却と減損を巡って~」『杏林社会科学研究 第29巻4号』 pp.11-24
- 永野則雄[2021] 「会計測定における測定属性の意味と役割」『中央大学経済研究所年報第53号(Ⅱ)(2021)』 pp.137-156
- 長谷川茂男 [2019] 「米国財務会計基準の実務 第11版」中央経済社
- 平野智久 [2014] 「原子力発電施設の廃止措置に関する会計課題」『商学論集』第83巻第3号、pp.1-22
- 平松一夫・広瀬義州[2002] 「FASB財務会計の諸概念 増補版」(中央経済社 2002年2月増補版発行)
- 藤田晶子 [2016] 「規制産業と会計基準のコンバージェンス -原子力発電施設解体引当金と資産除去債務-」『明治学院大学産業経済研究所年報』共同研究6: 規制産業と財務報告, pp.69-75
- 丸岡健 [2010] 「公正価値測定及びその開示に関する会計基準案等について」『企業会計 Vol.62 No.11』 pp.24-31
- 宮川昭義 [2022] 「マクロ会計政策とミクロ会計政策にみる負債概念の広狭 -資産除去債務にかかる会計基準からの投影」『経営経理研究 第121号』 pp.147-161
- 宮武記章 [2018] 「電力会社の会計の仕組み -資産除去債務と廃炉の会計を中心に-」『大阪経大論集』第68巻第5号, pp.121-131
- 村瀬儀祐 [2008] 「会計概念としての公正価値」『會計 第174号10月号第4号』 pp.480-491
- 山田辰己 [2015] 「IFRS規定の背後にあるもの 負債の公正価値測定と自己の信用リスク(上)」『税経通信』 Vol.70 No.1, pp.182-194
- 山田辰己 [2015] 「IFRS規定の背後にあるもの 負債の公正価値測定と自己の信用リスク(下)」『税経通信』 Vol.70 No.2, pp.136-144
- 吉田康英 [2013] 「金融商品会計の再構築(その1)」『中京経営研究』 第22巻 第1・2号, pp.75-84
- 吉田康英[2014] 「金融商品会計の再構築(その2)」『中京経営研究』 第23巻 第1・2号, pp.51-60
- 米山正樹 [2010] 「SFAS第157号にもとづく公正価値情報の価値関連性」『會計 第178巻11月号第5号』 pp.600-613
- 若杉明 [2011] 「引当金会計の現代的意義 -収益費用法と資産負債法に係わらせて」

- 『LEC 東京リーガルマインド大学院大学紀要 第 8 巻』 pp.1-16
- 若杉明 [2017] 「資産負債観と収益費用観、その背景にあるもの ―財務情報の信憑性と実態開示」『LEC 東京リーガルマインド大学院大学紀要 第 14 巻』 pp.137-144
- ASBJ [2006] 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」
- ASBJ [2009] 「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」
- ASBJ [2010] 企業会計基準公開草案第 43 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 38 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）の公表
- ASBJ [2017] 「審議事項(4)金融商品専門委員会における検討項目について」『第 365 回 企業会計基準委員会議事概要（平成 29 年 7 月 28 日）』
- ASBJ [2019] 企業会計基準公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準（案）」等の公表
- ASBJ [2019] 企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」
- ASBJ 中期運営方針（平成 28 年 8 月 12 日公表）別紙「日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みに関する今後の検討課題」企業会計基準委員会
- ASBJ [2008] 企業会計基準第 18 号「資産除去債務に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 21 号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」の公表
- ASBJ [2009] 「資産除去債務の会計処理に関する論点の整理」
- ASBJ [2009] 「(プレスリリース) IASB、公正価値測定に関するガイダンス案を公表」
https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/press_release/y2009/2009-0528-2.html
- ASBJ [2017] 「情報要請 適用後レビュー：IFRS 第 13 号「公正価値測定」の回答の提出」（2017 年 9 月 22 日）
- IASB [2011] IFRS 第 13 号「公正価値測定 Fair Value Measurement」

[英文]

- Ernst Young LLP [2022] Asset retirement obligations Revised March 2022
- FASB [1977] Statement of Financial Accounting Standards No.19
- FASB [2000] Statement of Financial Accounting Concepts No.7
- FASB [2001] Statement of Financial Accounting Standards No.143
- FASB [2006] Statement of Financial Accounting Standards No.157
- FASB [2011] Fair Value Measurement (Topic 820)
- FASB [2018] Fair Value Measurement (Topic 820)
- FASB [2021] Statement of Financial Accounting Concepts No.7 As Amended
- Foster, John M. (Neel) and Wayne S. Upton. 2001. The Case for Initially Measuring Liabilities at Fair Value.
- Martha A. Fasci, Veronda F. Willis. 2013. The impact of GAAP guidance on asset retirement obligations.
- Understanding the Issues 2 (1). Norwalk, Connecticut: FASB (澤悦男・佐藤真良訳. 2002. 「公正価値による負債の当初測定」『企業会計』 54(8) : pp.120-124)

Understanding the Issues 3 (1).Measuring Fair Value[June 2001]Norwalk,
Connecticut: FASB